

平成26年第6回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	平成26年12月17日																																														
招 集 の 場 所	平群町議会議場																																														
開 会 （ 開 議 ）	12月17日午前9時2分宣告（第3日）																																														
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1 番 井 戸 太 郎</td> <td>2 番 戎 井 政 弘</td> </tr> <tr> <td>3 番 奥 田 幸 男</td> <td>4 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>5 番 植 田 い ず み</td> <td>6 番 山 口 昌 亮</td> </tr> <tr> <td>7 番 高 幣 幸 生</td> <td>8 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>10 番 下 中 一 郎</td> </tr> <tr> <td>11 番 繁 田 智 子</td> <td>12 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 井 戸 太 郎	2 番 戎 井 政 弘	3 番 奥 田 幸 男	4 番 森 田 勝	5 番 植 田 い ず み	6 番 山 口 昌 亮	7 番 高 幣 幸 生	8 番 窪 和 子	9 番 山 田 仁 樹	10 番 下 中 一 郎	11 番 繁 田 智 子	12 番 馬 本 隆 夫																																		
1 番 井 戸 太 郎	2 番 戎 井 政 弘																																														
3 番 奥 田 幸 男	4 番 森 田 勝																																														
5 番 植 田 い ず み	6 番 山 口 昌 亮																																														
7 番 高 幣 幸 生	8 番 窪 和 子																																														
9 番 山 田 仁 樹	10 番 下 中 一 郎																																														
11 番 繁 田 智 子	12 番 馬 本 隆 夫																																														
欠 席 議 員	な し																																														
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>岩 崎 万 勉</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>山 中 淳 史</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>森 井 惠 治</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>瓜 生 浩 章</td> </tr> <tr> <td>理事（政策推進課長）</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>理事（総務防災課長）</td> <td>今 村 雅 勇</td> </tr> <tr> <td>理事（都市建設課長）</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>理事（教育委員会総務課長）</td> <td>西 本 勉</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>経 堂 裕 士</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>城 光 良</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>上 田 武 司</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>塚 本 敏 孝</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 参 事</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 参 事</td> <td>岡 田 守 男</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 参 事</td> <td>村 社 仁 史</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 主 幹</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 主 幹</td> <td>山 口 繁 雄</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 主 幹</td> <td>今 田 良 弘</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 主 幹</td> <td>松 本 光 弘</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 主 幹</td> <td>大 辻 孝 司</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 主 幹</td> <td>浦 井 久 嘉</td> </tr> </table>	町 長	岩 崎 万 勉	副 町 長	山 中 淳 史	教 育 長	森 井 惠 治	会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章	理事（政策推進課長）	大 浦 孝 夫	理事（総務防災課長）	今 村 雅 勇	理事（都市建設課長）	植 田 充 彦	理事（教育委員会総務課長）	西 本 勉	税 務 課 長	経 堂 裕 士	住 民 生 活 課 長	城 光 良	健 康 保 険 課 長	上 田 武 司	福 祉 課 長	塚 本 敏 孝	観 光 産 業 課 長	寺 口 嘉 彦	上 下 水 道 課 長	島 野 千 洋	総 務 防 災 課 参 事	橋 本 雅 至	都 市 建 設 課 参 事	岡 田 守 男	教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	村 社 仁 史	政 策 推 進 課 主 幹	巳 波 規 秀	健 康 保 険 課 主 幹	山 口 繁 雄	福 祉 課 主 幹	今 田 良 弘	福 祉 課 主 幹	松 本 光 弘	都 市 建 設 課 主 幹	大 辻 孝 司	都 市 建 設 課 主 幹	浦 井 久 嘉
町 長	岩 崎 万 勉																																														
副 町 長	山 中 淳 史																																														
教 育 長	森 井 惠 治																																														
会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章																																														
理事（政策推進課長）	大 浦 孝 夫																																														
理事（総務防災課長）	今 村 雅 勇																																														
理事（都市建設課長）	植 田 充 彦																																														
理事（教育委員会総務課長）	西 本 勉																																														
税 務 課 長	経 堂 裕 士																																														
住 民 生 活 課 長	城 光 良																																														
健 康 保 険 課 長	上 田 武 司																																														
福 祉 課 長	塚 本 敏 孝																																														
観 光 産 業 課 長	寺 口 嘉 彦																																														
上 下 水 道 課 長	島 野 千 洋																																														
総 務 防 災 課 参 事	橋 本 雅 至																																														
都 市 建 設 課 参 事	岡 田 守 男																																														
教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	村 社 仁 史																																														
政 策 推 進 課 主 幹	巳 波 規 秀																																														
健 康 保 険 課 主 幹	山 口 繁 雄																																														
福 祉 課 主 幹	今 田 良 弘																																														
福 祉 課 主 幹	松 本 光 弘																																														
都 市 建 設 課 主 幹	大 辻 孝 司																																														
都 市 建 設 課 主 幹	浦 井 久 嘉																																														

	都市建設課主幹 教育委員会総務課主幹	竹吉一人 北川貴史
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 主幹 主任	西脇洋貴 田中裕美 竹村恵
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	

平成26年第6回（12月）  
平群町議会定例会議事日程（第3号）

平成26年12月17日（水）  
午前9時開議

日程第1 一般質問

## 一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨
7	6 番	山口 昌亮	1 第2次平群町行財政改革大綱について 2 今年度の住民説明会資料の財政シミュレーションについて 3 莫大な経費を投じる文化センター建設は見直しを
8	11 番	繁田 智子	1 空き家バンク制度の実施について 2 町有地（遊休地）の現状と利活用について 3 介護予防・日常生活支援総合事業への町の取組 4 地域包括支援センターの委託について
9	8 番	窪 和子	1 「ゆめさとこども園」の安全な通園対策を 2 妊婦健診の補助券単価の見直しを 3 認知症サポーターの普及促進を
10	12 番	馬本 隆夫	1 近鉄生駒線の危険な竜田川9号踏切について 2 道の駅前のトイレ改修を 3 竜田川駅にスロープを 4 かしのき荘の建て替えを 5 デマンドタクシー導入を

再 開 （午前 9時02分）

○議 長

皆さんおはようございます。連日御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成26年平群町議会第6回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程はお手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は10名の議員から提出されており、きのうに6名の議員の一般質問が終わっております。本日は4名の議員の質問を順次許可いたします。

発言番号7番、議席番号6番、山口君の質問を許可いたします。山口君。

○6 番

おはようございます。それでは、大きく3点にわたって質問をさせていただきます。

まず、1番目は、第2次平群町行財政改革大綱についてということです。

町は、ことし4月、第2次平群町行財政改革大綱を策定しました。この大綱の策定理由としては、環境の変化と行政課題、制約される財政への対応として安定した行政基盤を確立するため行財政改革が必要としています。そして大綱の推進期間を今年度から平成34年度までの9年間とし、前半の30年度までを緊急5カ年と位置づけ、財政シミュレーション、財政見通しを示しています。この大綱について幾つかお尋ねします。

まず1点目、行財政改革を実施するための大綱ですから、当然のこととして町財政を健全に運営する方策が示されるべきと考えますが、この大綱の冊子を見る限り、歳入を増やす、歳出を抑えるといった具体的な施策が見当たりません。具体的な施策を示してください。

次に、財政シミュレーションでは、歳入は地方債を除いて平成25年度が65億6,000万円、30年度は63億5,000万円で約2億円減少となっています。その内訳は、町民税が5,600万円、地方交付税が2億1,300万円、その他の収入が1億7,300万円減るというものです。また、増えるのは国・県支出金だけで2億3,300万円というものです。歳出では公債費を除いて25年度が60億9,700万円、30年度が64億5,800万

円で約1億4,000万円の減少となっています。この内訳は、減少が人件費5,400万円、物件費1億6,100万円、普通建設事業費3億9,700万円で、増加は扶助費の1億600万円、その他が3億6,700万円というものです。この増減は、どのような事業や施策によるものか、具体的に説明してください。

3点目は、この財政シミュレーションの収支見通しについて、昨年度、平成25年度の実質収支は大綱では1億2,000万円の黒字ですが、決算確定額は1億3,950万円、財政調整基金残高の確定額は7,898万円、合わせて年度末剰余金は2億1,848万円です。これが30年度には実質収支がマイナス6億6,300万円、基金残高が3億2,877万円で年度末剰余金はマイナス3億3,423万円になるとの予測です。これは今年度から30年度までの5年間で財政収支が5億5,271万円の赤字になるとの予測になります。その要因を具体的に説明してください。

大きい2点目は、今年度の住民説明会資料の財政シミュレーションについてであります。

先月行われた住民説明会に資料として出された、今後の財政シミュレーション、この数字が先ほどの大綱のシミュレーションと大きく変わっています。歳入では、地方交付税が大綱の予測より毎年1億円以上増加して30年度までの5年間で5億5,400万円も増え、地方債が29年度2億1,200万円、30年度2億1,900万円、合わせて4億3,100万円増える、この後、通告には27年度はその他の収入が2億3,200万円増えます。5年間のトータルで12億1,700万円増えることになりますと書いていますが、計算機の計算を間違えたため、ここの部分は削除いたします。そして、その後に歳入は30年度までの5年間トータルで18億8,100万円増えることになりますと、このように変えさせていただきます。歳出では、26年度から30年度までのトータルの大綱と住民説明会資料を比較すると、人件費が1億4,000万円マイナス、扶助費が8,000万円マイナス、公債費がプラス7,200万円、物件費がプラス1億8,500万円、普通建設事業費がプラス1億3,650万円、その他がプラス1億1,500万円で、トータルで15億1,700万円のプラスになります。

そこでお聞きしますが、1点目は、大綱の作成と住民説明会資料作成には半年程度のタイムラグがあると思いますが、この数字の乖離は大き過ぎます。なぜこのような乖離が出るのか説明してください。

そして、次にこれも申しわけないんですが、先ほどの数字の間違いと同時にこの②の部分については計算違いがあるため全文削除し、この質問については

答弁は結構です。

大綱と住民説明会資料の2つの財政シミュレーション、この乖離の要因の一つに、町長が1月の町長選挙の公約として掲げている仮称文化センター建設があります。この建設をやめた場合の平成30年度末の実質収支、財政調整基金残高、地方債残高のシミュレーションはどうなるのか説明してください。

大きく3点目は、莫大な経費を投じる文化センター建設は見直しを、ということです。

大綱では平群駅前コミュニティホール建設として地方債と普通建設事業費の中に含め、住民説明会資料では仮称文化センター・図書館建設として地方債と普通建設事業費に含まれているとなっています。この両方について、それぞれ建設や用地確保の面積と単価、事業総額、そして財源内訳を明らかにしてください。9月議会で町長は繁田議員の一般質問に、御心配いただかなくても駅前にはちゃんと確保いたしますと自信たっぷりに答弁しましたが、駅周事業の予定図にはありませんので、その場所を具体的に説明してください。漏れ聞くところでは、住民説明会資料の財政シミュレーションに反映された文化センター建設の事業総額は34億円と聞いています。町の試算では、国庫補助や起債を使っても、それらは実際にかかる事業費の満額に対して交付されることはありませんから一般財源は9億円程度必要になると考えます。そうなれば30年度末の実質収支の赤字額は10億円を超えることとなります。町自身が作成した財政シミュレーションでも実質赤字比率が早期健全化基準約6億4,000万円を超えることとなります。このような事業計画は見直すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

以上、大きく3点について明解な答弁をよろしくお願いします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、山口議員の御質問にお答え申し上げます。

1点目の第2次行革大綱についてでございます。若干、前段の説明も含めて御答弁申し上げます。

これまで平群町では、平成16年に行財政改革大綱、財政健全化計画を策定をいたしました。その後、大幅な収支と累積赤字の解消のため抜本的な構造改革への取り組みといたしまして平成19年に新財政健全化計画を策定し、効率的な行財政の実現と住民サービス向上に向けて取り組んでまいったところがございます。その結果、普通会計の累積赤字の解消や土地開発公社の債務精算など一定の成果を上げることができたのかなというふうに理解しておるところで

ございます。

御質問の本年4月に策定をいたしました第2次行財政改革大綱は、平成25年に策定をいたしまして、第5次総合計画に掲げた魅力あるまちづくりの施策を実現するために、いわばその下支えの計画として位置づけておるところでございます。この計画の位置づけを前提に、各御質問の細目にわたりまして回答を申し上げたいというふうに思います。

まず、1点目でございますが、具体的な施策が明示されていないのではないかということでございます。この大綱は、議員もお述べになりましたように、平成26年から34年までの9年間と設定しております。30年度までを前期、その後を後期ということに位置づけをした上での計画となっております。その上で五つの基本姿勢のもと三つの視点を取り入れながら計画を推進をするといった、いわゆるそういうふうな計画のつくり込みとなった大綱となっております。これは基本的には、いわば平群町の行政経営の指針となるべき事項ということを設定をしておるわけでございます。議員述べられましたように、先の行革大綱のような、例えば都市計画税の凍結解除であったりとか使用料の改定とかいった改定、また廃止すべき行政サービスなどの具体的な取り組みの事項というのは施策の中では示しておりませんが、この行政経営の指針となるべき大綱で一番大事なことというのは、いま現在、平群町の行政を執行している中でさまざまな重要事項についての進捗管理であると考えております。

この大綱におきましては、いわゆる大綱の次でございますアクションプラン、いわゆる実施計画という部分で51の実施項目を設定しております。これらを確実に企画し実施し検証し見直しを行うというサイクルに乗せながら、その内容を積極的に公表し、議会や住民の皆様の御意見をちょうだいしながら個々の事項について行政改革を進めていくという上で取り組みをしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、2点目でございますが、大綱に示しております財政シミュレーションでございます。これまでも財政シミュレーションについては、その見込みなどについて御指摘を賜ってきたところでございますが、その際、わずか数カ月でもやはり見通しが変わるのかといった御指摘でございます。

財政シミュレーションにつきましては、その都度、作成時期や前提条件でその見通しというのが大きく変わることは御承知いただいておりますが、その上で、行革大綱でお示しをさせていただきました財政シミュレーションにつきましても、大綱の中で基本的な前提条件というのは財政シミュレーションの前段ということでお示しをさせていただいております。乖離の部分でございますが、基本的にはこの行革大綱を作成す

るときの一番の基礎数値といいますのが平成25年度の決算見込みをもとに町税等の収入推移、またその時点で見込まれる普通建設事業費や扶助費等の経費を積み上げたものになっておりますので、それを今後の見通しを試算しました上で計上したシミュレーションということになっております。

続きまして、3点目でございますが、大綱に示しておる財政シミュレーションでの赤字の要因ということでございますが、先に述べました前提条件でも今後の財政収支を見通した場合、単年度で黒字となっておりますのは平成26年度だけでございます。これは平群駅周辺整備事業によります幼稚園の移設に伴う補償費の一部として、その収入額1億7,500万を見込んでおるところで単年度で黒字となっておりますでございますが、この臨時収入によりまして一時的な黒字でございますが、構造的な財政収支の見通しにつきましては、単年度約2億円程度の収支不足となる見通しでございます。

以上、まず1点目の第2次行革大綱につきましての答弁とさせていただきます。

○議長

山口君。

○6番

大綱が出て、その半年後に先ほども言いましたけれども住民説明会の資料、これは25年度決算前と決算後ということで、それで数字が変わるといういま説明でしたけれども、当然シミュレーションはあくまでシミュレーションで予測ですから、そのとおりに行かないんですけれどもね、ただこの財政、ここで本当が一番大事になるのは、財政を健全化するっていう立場であればですよ、その行財政改革っていうのは、じゃあ何のためにするのか、もちろん住民の暮らしを守ると同時に町財政についても健全化でしょ、岩崎町長は8年近く前に町長に立候補される一番の理由が財政でしょ、あの当時のいろんな町長が出されたピラとかですね、その後のピラを見ると、あの当時のピラを見れば当然そういうことです。それにもかかわらず、とりあえず大綱のほうで聞きますけれども、このシミュレーションで見ても、いま課長答弁あったように今年度は1億9,000万円の黒字、単年度で1億2,000万の黒字、でも来年からはですね、27年度が2億800万、28年度が4,500万、29年度が2億2,800万、30年度が1億7,200万、ずっと単年度赤字なんですよ、で積もって30年度末、要するにあとちょうど4年後ですよ、平成31年3月末には6億6,300万円の赤字になるという予測を出してるわけ。

もうこれ早期健全化を超えるんですよ。もう初めからそうなるて、いまから出してるわけですよ、ことしの4月の時点で。そうしないようにどうするかと

ということじゃないんですか。いや、こうなるから住民我慢しろということを出してはるんですか。いや、普通に見ればそうとしか見えませんよ、財政を再建するって出てきて、いまだに固定資産税超過税率取りながらですよ、4年後、まあ9月議会で町長3期目出馬表明に当たって最後の御奉公として文化センター、これも後で取り上げますが、じゃあ、ちょうど31年3月といえば、来年27年1月に町長選挙ですから、その次の町長選挙は普通に行けば31年の1月、じゃあ、もし3期目通ったとしてですよ、やめるとき、じゃあ、これだけ赤字つくって、はいさようならですか。財政再建するために出てきた町長がこういう行革大綱を平然とつくれるというね、普通誰が考えたってすごいなと、すごい人だなというふうに思うんですが、そのことは後でも言いますけれども、じゃあね、いま課長のほうで要するに結論としては、この大綱では要するに財政健全化は何もないと、施策はいろいろこれですよ、アクションプラン、第2次行財政改革大綱、行財政改革実施計画アクションプラン、中見たら何もないんですよ。ただ項目並んでるだけ。51項目といまおっしゃった。

要するに答弁として、確認しますけれども、この大綱には一切、財政、収入を増やすとか減らすとかいうことが。もちろん全く動かないということやないんですが、いまのところそれが見込めるようなものは出ていないという、そういう答弁だったというふうに理解しますけれども、それで間違いないですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

再質問にお答えをさせていただきます。

まず、財政シミュレーションでございますが、27年度以降単年度収支が赤字になっていくというふうなシミュレーションになっております。これは先ほど御説明申し上げましたように、あくまでシミュレーションでございますので当然今後見込まれるであろう歳入歳出をいまの現状で判断する中で数字を置きながらシミュレーションをかけたものでございますので、これはあくまでも想定の数値ということで、まずシミュレーションというものの本質的なものでございますので、そういう御理解をいただきたいというふうに考えております。

当然行革でございますが、行革の目的といいますのは、当然いま平群町においてのいろんな行政課題でありますとか、さまざまなまちづくりの施策をいかに重点的に絞り込んだ中で実施をしていくのか、またそれに対しての財源をいかに捻出をしていくのかというのが基本的にはやはり行革の目的ではないかなというふうに考えております。その中で一定いま申し上げました51項目のアクションプランを設定をする中で、なかなかもう平群町の場合ある程度行革と

いうのもやり切ってるのかなというふうな感もございます。これからその上でいかに行財政をスリム化していく、いうふうな取り組みをやっていく必要がございますので、なかなかこれをやれば確実にこの収入が増えるとか、これをやれば歳出がもう激減に減るよというふうなものというのがなかなか御提示できないというのは正直事実でございますが、個々の日々の業務における事務事業なり、また組織なりというふうなものを見直しをする中で一定の財源を見出していくというふうな非常に対処療法的な改革になっておりますが、そういうことを地道に取り組んでいきたいというふうなことで今回このような大綱を位置づけをさせていただいた、策定をさせていただいたというところでございます。

○議長

山口君。

○6番

いろいろ言い訳をされてるけれども、結局私さっき言ったように行財政改革と言いながら町の財政健全化に向けた具体的なものは何もないということはいくわかりました。これはこれで結構です。

○議長

町長。

○町長

先ほどの第2次行財政改革大綱の財政シミュレーションの件でございますが、先ほど課長が答弁しましたように、あくまでもシミュレーションでございます。事務的に各それぞれの歳入歳出の事項につきまして単純に事務的に積み上げた結果そういう数字になるということでございまして、51項目について真剣に取り組むことによりまして、その1個1個の歳入増、1個1個の歳出減につきまして今後努力することによって財政の再建を果たしていくと、こういうことでございます。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、引き続きまして山口議員2点目の御質問でございます。

今年度の住民説明会資料の財政シミュレーションについてということでございます。

まず、その中での先ほど申し上げました大綱との乖離という部分でございますが、数値の乖離については、るる御指摘を賜ったところでございます。先にも回答しましたとおり行革大綱でお示しをさせていただいた財政シミュレーションにつきましては、平成25年度決算が未確定な時期で作成をしたものでござ

ざいます。そのため歳入歳出の数値ともそれぞれの費目についてあくまでも分析前の数値であり、その数値を確定したものと比較をすると、当然伸び率等での乖離が生じるということでございます。具体的に例えば町税収入や交付税など年度末に確定する収入もあれば、歳出につきましても出納整理機関等で確定するものもございます。それぞれ御指摘賜った乖離額につきましても積み上げもありますので、議員お述べのように大きな乖離と、それぞれ小さなものがシミュレーションという一定の期間を踏まえることによって大きな乖離となっておりますところでございます。あくまでも基準となるべき25年度のスタート年度の値がそれぞれ違っておりますので、そこから発生する乖離というのが一番大きな乖離の原因であるということでございます。

しかしながら、財政の見通しの方向性につきましては特に変わったものはないので、先ほど申しました26年度の一時的な影響で黒字になるという以外は各年度で大幅な収支不足である見通しにあることは変わりはないでございます。

以上でございます。

○議長

山口君。

○6番

③の30年度末の、ここで言っているのは大綱と住民説明会のシミュレーションとの差が大きいのは、さっき説明はちょっと聞いたし、いまもちょっとありましたけど、これももちろん25年度決算の確定するしないで変わってくると、特に交付税については特別交付税が予算よりも相当増えてましたから、その分の積み上げで変わってくるんだろうと、そのとおりに来るかどうかは別にしてですよ、まあまあシミュレーションですからそういうやり方です。それはええ。

それと、あれでしょう、私ここで聞いているのは、特に大きいのがこの両方に書いてありますけど、大綱のほうでは平成29年から30年、仮称平群駅前コミュニティホール建設ってこう書いてある、ここで示しているのは、これで地方債とそれから歳出のほうでは普通建設事業が変わります。当然一般財源変わってきますから収支の見通しももちろん変わるんですけど、ここの数字と、こっちが例えば地方債で言えば大綱のほうが4億9,900万、29年度も30年度もね、で、こっちの住民説明会資料では7億1,100万と7億1,800万って、こうなってるわけです。これは当然、これ名前も変わってますけども平群駅前コミュニティホール建設の事業費と文化センター・図書館建設の事業費が違うということですよ、増えるということですよ。

その後でも3点目でも質問してますけれども、だからそこがどうなってるの

かということとですよ、だからこの文化センターをやめた場合の30年度末の実質収支、財政調整基金残高、地方債残高、このシミュレーションがどうなるか説明してほしいって、ここは全く答えてないから、これ答えてもらわないとここ議論できませんからね、はい。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

申しわけございません。ちょっと御質問いただいた部分で答弁の漏れがございましたので、改めて御答弁申し上げます。

3点目のところで行革大綱にお示しをさせていただいております財政シミュレーションの5年間の収支の乖離の原因でございますが、先にも述べさせていただいたとおり単年度で黒字になっておりますのは26年度だけであるということでございますが、それぞれの財政収支の見込みでございます。いま議員のほうからお述べいただきました29年、30年度の特に大きな乖離という部分でございます。この部分につきましては両方の資料でも記載をさせていただいておりますが、文化センターの建設費というのを加味をしております。住民説明会でお示しをさせていただきました文化センターの必要になる経費と申しますのは、一般財源ベースで2年間で4億3,600万を見込んでおるところでございます。実質収支からこの金額を除くため30年度の実質収支につきましては3億4,000万の赤字になるところでございます。また、事業にかかわる地方債の発行額につきましても13億100万円と見込んでおりますので、地方債残高につきましても117億1,400万となっております。事業に基金充当は見込んでおりませんので、財調基金につきましても約3億2,800万と行革大綱の数値としては変わりはありませんが、平たく申し上げましたら、行革大綱でお示しさせていただいたシミュレーションの数値と先般住民説明会でお示しさせていただいた数値の乖離につきましては、基本的にはこの文化センターの建設事業費の増額と申しますか、事業費の変更に伴うシミュレーション額の増加という部分でお考えいただいても結構かというふうに考えております。

○議長

山口君。

○6番

文化センターを建設しなかった場合の数字、もういいですわ、私がシミュレーションしました。その前に一つ、いま課長答弁してもらった駅前コミュニティーセンターのときの計画は事業総額25億3,800万って聞いてます。で、

今度の住民説明会に出された文化センター・図書館が34億7,300万、だからこの差がいまおっしゃってる大綱と住民説明会資料のシミュレーションの差、主にはね、それと25年度の決算、確定した後の増えた分、歳入の増えた分もありますからそれもありますけれども。

ほんでね、文化センター全くしないとして、この町のつくった住民説明会資料で34億7,371万、これをね、事業をやめてしまうとね、じゃあ平群町黒字になるのかなって思って計算し直してみました。ならないんですね。そらそうですよね、27年も28年も単年度収支が27年とどっちにしても2億5,000万の赤字、28年度1億7,100万の赤字、ほんで29年度はこの事業をしなくても1億7,000万の赤字、いまのシミュレーションですよ、で、30年度は1億1,400万の赤字でトータル3億3,600万の赤字なんです。ただ、町の名誉のために言っときますと、一方で財政調整基金を毎年5,000万積み立てるという計画をしてるんです。その金がほぼ3億4,000万ぐらいになんのかな、ここに書いてますよね、こっちじゃないわ、大綱に書いてる、もうバラバラなんや、こっちには書いてこっちには書いてないのもいっぱい、だから住民には出さないやつもあるんです。そういうやり方ですよ。

町のあれでは3億2,877万1,000円、25年度の決算ちょっと変わってますが25年度の基金の残高はほとんど一緒ですから、これでええんでしょうね。だから赤字額と同じぐらいの基金積み立てるって、こうなってるから、しなかったら30年度末でトントン、トントンというのは要するにあれですよ、貯金も一切ゼロ、何もかもゼロということですよ、そういうシミュレーションで、町長はやる中で出たところ勝負っていう話でしょ、さっきのは。やる中で何とかなるというふうにおっしゃったわけやから、努力するって、みんな努力しますよ、そんなん赤字にするように初めからするわけないじゃないですか。

でも、町が出されたシミュレーションはこれなんです。住民全員に配ってるわけですよ、全世帯に。だからそののここをはっきりしていただきましたから、この1点目2点目は事実確認をしてるんですよ。

だから、いま私言ったので間違いないかどうか、文化センター・図書館建設をしなかった場合のいま現在のシミュレーションで平成30年度末の収支見込み、私の言ったので間違いないかどうか、その確認だけします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

再質問にお答えをさせていただきます。

あくまでも数字上という部分でございますが、いま山口議員お述べになられ

て、仮に文化センターを建設しないという部分でのシミュレーションの中で、いわゆる普通建設事業費なり地方債、またそういった財源を、当然しないということですので減額、このシミュレーションから数字的には減額になると、その上での収支見通し、実質収支なりの見通しと基金残高の数字でございますが、ちょっといまきっちり積算したわけではございませんので細かい数字までということではございませんが、ほぼいまお述べになられたように大体似たようなと言ったらあれですけども近い数字になるんであろうというふうな試算はしておるところでございます。

○議長

山口君。

○6番

そういうことなんですよね。2点目も財政状況の確認ですから、これはこれで結構です。

次、3点目、行ってください。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

御質問の3点目でございます。莫大な経費を投じる文化センターの建設という部分でございます。

まず、1点目の御質問をいただいている中で、大綱でお示しをさせていただいた文化センターの建設事業費と住民説明会でお示しさせていただいた文化センターの建設事業費について乖離があるということでございますので、それぞれの積算なり詳細の内訳というところでございます。

まず、行革大綱において積算をした内容でございますが、用地の面積といたしまして、ちょっと約表示になって大変恐縮でございますが、約5,900平米、平米単価、土地の単価といたしましては約15万円を見込んでおります。

建物でございますが、建築面積といたしまして2,550平米、建設の単価といたしまして平米当たり約65万円を資産をしたものでございます。それで事業総額を概算で積み上げますと、文化センターの建設事業費といたしまして25億3,800万円の事業費、あくまで事業のスキーム上の試算でございますが、国庫補助金はその2分の1ということで12億6,800万円、地方債の発行が9億5,200万円となつてございます。起債につきましては充当率75%ということで試算をしておるところでございます。残る部分が一般財源となつておりますので、3億1,800万円が一般財源というふうな試算でございます。

次に、住民説明会でお示しをさせていただきました試算でございますが、金額的にも少し増えておるような試算でございますが、これにつきましても同様に、用地面積につきましては約1万平米を見込んでおります。平米単価につきましては約10万7,500円の土地の単価ということで試算をしております。

次に、建物の建築面積でございますが約4,000平米、建築単価につきましては約60万で試算をしております。それで概算の事業費を算出をいたしますと34億7,400万というふうな金額になります。これも先ほどの事業スキームということで定量的に当てはめさせていただきましたら、2分の1の補助ということでございますので17億3,700万の国庫補助、地方債の発行が13億100万円、これも同様に充当率については75%ということで見込んでおります。残る一般財源ということで4億3,600万を一般財源として見込んでおるところでございます。

次に、御質問の詳細3点目でございますが、国庫補助金等の見通しについては、というところで、どのような認識を持っておるのかということの御質問でございます。

この文化センターの建設につきましては、先ほどまでの財政見通しの中でもお答えをさせていただきましたが、依然として厳しい財政状況、財政見通しの中である本町にとっても、総額約34億円を超える大事業でございます。そのため国庫補助金等の財源にも依存しなければ到底できるものではないと考えておるところでございます。

また、補助金等の財源につきましても現時点での有利な補助メニューということを見込んで定量的に計算をしたものでございます。ですので、この文化センター建設については、その財源確保はもちろんのことでございますが、いまの既存メニュー以外にもその財源を模索しながら国や県に要望していくとともに、行政経営の指針となるべき第2次行革の目指すべき方向性を見据えながら、建設に向けてその課題解決に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

それでは、2点目の具体的な場所につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

現在進められております平群駅西土地地区画整理事業地内の保留地を種地といたしまして計画立案の検討中でございます。現時点では保留地の場所あるいは

面積がまだ確定しておりませんので、現時点では明確な御答弁は差し控えさせていただきます。関係機関の調整中ということで御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議 長

山口君。

○6 番

1も2も全部関係する質問ですから、ここでちょっといろいろ言いたいこともありますし聞きたいこともありますので、まず、当初というかことし4月の時点での25億から37億以上に膨らんだと、実際にこれで済むかどうかもちろんわかりません。37億のいま内訳でおっしゃいましたけれども、土地の単価が10万7,500円ということは、坪で言えば35万、これ平群駅前でもどの辺かわかりませんが、あの辺のいま売買単価、坪35万円しますか、そんなしないと思うんですね、実際問題。きのうもちょっと土地の話が出てましたけど、売れない話が出てましたけども、人気ないのか全然売れない、もう2年にわたって売れてないというような、高過ぎる、要するにそれだけ下がるということなんですけどね、そういうことなんでしょうけども、まず、この金額ね、34億でできるのかどうか知りませんが、土地が1万平米で10万7,000円ということは大体10億7,000万円ぐらいかかるということになるわけですから、建物4,000平米、図書館併設、こんなんでも済みますわね、実際問題は。中に入るもんも要るでしょうし、いろんなもんが要るでしょうから、建坪60万で全て賄えるというふうには、私は専門家でないんでわかりませんが、難しいんじゃないかと。

一番問題になるのは、補助金2分の1、いまはまだメニューも何もないわけでしょう、ほんで国の要するに補助メニューが一番高いのが2分の1でしょう、いまほとんどね、昔同和対策事業なんかでは4分の3というのも3分の2とかもありましたけど、そこで、もしそういうメニューがあったとして2分の1っていうのは何を基準に2分の1ですか。平群町が勝手につくったというか、平群町の都合でつくった満額に対して、事業総額に対して2分の1出るのかどうか、それが1点。そういうことが過去にあったのかどうか、実際あり得るのかどうか。過去の実態からは、じゃあ、どれぐらいなのか、そういうことも含めて答えていただくのと、それから起債の75%、これは補助金抜いた残りの75%ですけれども、これについても、例えばいま平群町は34億7,000万と言ってますけど国の基準で行けば例えば30億だったとしてですよ、ほんで2分の1出たら15億ですわね、ほんなら残りの15億の75%なのか、そうじゃ

なくて34億7,000万から15億引いた残りの19億何がしの75%なのか、その辺はどうなのか、起債が認められるかどうかですよ、借りるんやから勝手やというわけにいきませんから、その辺も考えればどうなのかということ。

それから、場所決まってませんということですけども、この前9月議会の、さっきも言いましたけど繁田議員の質問に町長は、あるとおっしゃった。ほんで繁田議員のほうから、いや頭の中にあってもだめですよという、それ9月ですよ。頭の中にあるっておっしゃったのは、駅周の住民説明会でおっしゃったそうです。私は聞いてませんから又聞きですので、違うかったら違うと言ってくださいね。頭の中にはあるんでしょ。ここってそら特定の場所を言わんでもええけども間違いなくじゃあ確保できるんですね、1万平米。保留地は3,000ってというのが9月議会で議論になってました、駅周の保留地がね。3,000しかないけども、いまあるところを立ち退く人が出て保留地がまた増えるんでしょ、多分ね、保留地を中心にとという答弁でしたから。1万平米保留地として確保できるっていうその自信たっぷりの根拠はどこにあるのか、その2点、もう一度答えてください。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

再質問にお答えをさせていただきます。

まず、文化センターの補助スキーム、補助金の財源確保という部分でございますが、今回お示しをさせていただいた、またこれは大綱でも住民説明会の資料でも考え方としては同じでございますが、議員お述べいただいておりますようによく国庫補助事業では事業費総額がイコール補助対象基本額にはならないよということであろうかというふうに理解をしております。確かに私も経験則的にいわゆるそういうものでもないという事業も過去にはあったというふうには理解をしております。全てが補助対象にはならないというふうな事業もあるというふうなことも、まず理解はしております。

今回の文化センターの試算でございますが、あくまでも試算の段階、状況でございますので、現時点では概算ではじき出しました事業費については全ていわゆる補助対象になるというふうな考え方のもとで試算またシミュレーションしております。

よって、事業費のこのスキームで言うところの2分の1の補助金というのは事業総額に対してということでございます。同じく起債につきましても、その補助残については総額起債の充当対象になるんであるというふうな試算のも

とでの充当率を当てはめながらの全体事業費、全体内訳の試算ということでシミュレーションに反映させていただいておる数字でございます。

以上です。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

再質問にお答えをいたします。用地確保は可能かということでございます。

それにつきましては、保留地を集約させるというのは、これまでも駅周辺整備事業特別委員会の中で申し上げてまいりました。さらに売却希望の方々の土地も集約させると、現在全ての換地が終わっておりませんので換地計画の承認、あるいは保留地ですと専決事項であります理事会の承認というのが必要になってまいります。そういうことから申しますと可能な範囲ではないかと考えますが、現時点では関係機関の調整が必要ということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長

山口君。

○6番

答えにくいでしょうけど、財政の問題、2分の1っていうのは、あり得ないと言いかどうかは別にしてほとんどないんですね。じゃあ、これがさっき言いましたように34億7,371万円の、この事業でできたとしてですよ、私は実際もっとかかるというふうにいるんな人の話を総合すると考えるんですが、これがね、例えば国庫補助金40%しか出なかった、事業総額に対してですよ、出なかった場合は一般財源10億円に増えるんですよ、いま町のほうは一般財源4億3,585万6,000円、細かく言うとこの文化センター建設事業費で一般財源はその2年間でそれだけで済むって、こう見ておられるわけですよ。それが6億円増えるんです、40%になれば。35%になれば13億4,600万になるんですよ。一般財源が9億円も増えるんです。

そしたらね、例えばそうなると赤字はどこまで膨れるか、この一般財源分全部赤字になるわけですよ。シミュレーションで行けば、単純に言えば。だから40%の場合やったら、いま7億7,600万の赤字が6億円増えるわけですよ、13億8,000万ぐらいになる。もう完全に財政破綻。

平群町の標準財政規模が、これは25年度ですけれども42億8,026万9,000円、これの15%でさっきも言いましたように6億4,200万、ほんなら20%やったら大体8億5,000万、昔赤字再建団体、いまは言いませんけどあれが25%ですよ、もうそれが大体10億5,000万ぐらい、

もうとおに超えてる。町の再建どころの話じゃないでしょ、これ。

ほんで町長、何ぼね、もうあれですよ、29年度から事業するというたら、ほんでどっかに書いてましたけど28年度にはもう設計するわけでしょ、ね、設計するわけですよ、ほんでもう既にことしの9月にはなかったけど、9月以降すぐプロジェクトチームを立ち上げられたでしょ、文化センターの。何かできてるっていう話どっかで聞きましたよね。ほんで29年30年事業するわけだから28年度にはもう設計終わってなあかんわけですね。

それで、この三、四年の間に、じゃあシミュレーションでこっだけ赤字になるというシミュレーションで、いや、やっていく中でいろいろ努力してやるんですわって、そんな話ないでしょ。10年先の話と違うんですよ。もう二、三年先の話をしてるんですよ、これ。本当にできるんですか。

建物は建った、平群町は財政ぶっ飛んだ、ほんで町長、はいさようならって、こうなるんですか。簡単に言えば。

それと、僕がもっと腹立つのはね、このシミュレーション腹立ちますけど、もう一つ腹立つのは、固定資産税これ全部ここに入ってるんでしょ、超過税率。

いつでしたか、あれ、9月議会の決算で私が聞いたんですかね、もうしばらくお願いしたいって、こうおっしゃったけど、もうしばらくって、これずっと入ってるじゃないですか、シミュレーション上、30年度まで。最初導入するとき当面っておっしゃった、それも全部入れても、それまた住民のほうに例えば超過税率戻すとなったら、いま町がつくってるこのシミュレーションじゃ、もうどれだけの赤字になるんですか。そこのところをちょっと考えていただきたい。

要するにね、37億40億っていうような金を、いま町のこのシミュレーションから見る限り使えるような余裕、また状況、いまの時点では全く見えてこないんです。ほんで9月議会では夢を与えないとだめだっておっしゃったけれども、住民の皆さんにね、夢を与えないのはええですけど、町財政ぶっ飛んで、いまだに職員の給料もカットしてる、そういういろんな本来ならもらえる額を我慢してる人がいっぱいいるのに、本来ならそこまで払わなくてもいいのを払ってる住民がいっぱいいるのに、一方で土地の値段も無茶苦茶高い、こういうものを簡単にね、できるんだっていうて、それこそ繁田さんの言葉かりるわけじゃないですけども、パースまでつくって住民にばらまいて、いまのこの財政シミュレーションを見れば、とてもできるような状況にないと思うんですが、その点は町長自身どう考えておられるんでしょう。

それから土地、集約するっておっしゃってるけれども、きのうも出てましたけど駅周29年まででしょ、これ建てるの29年度からですよ。ほんで換地ま

だ終わってない、全部終わってない、そしたら駅前に、駅前、駅前って言ったって駅前そんなに広くないですから、もう場所は限られてきますよ。駅前のロータリーは外しますよね、その西側はもう家建ってます。南側は地域外、ほんなら北側しかない、誰が考えたって。いまはまだ人の土地ですから多分町のほうからもここってそももちろん言えないでしょう、いや、考えたら旧農協のあったこの北側あの一带、いま幼稚園あるとこのあの一带としか考えられないじゃないですか。そこで1万平米つくるって言うてるわけでしょ。もう誰が見たってわかるんだからはっきり言ったらいんです。ただその土地を持って人が了解してるかどうかは別ですよ、町の予定としてはそこなんですよ。もちろん言えないでしょうけども、誰が考えたってそこしか考えられない、駅前といえ。ほかもうみんな建ってきてるんですから、換地して。その2点、お答えください。

○議長

町長。

○町長

もちろん財政を逼迫させて文化センターを建てるつもりはございません。いろいろシミュレーションしていただきましたけども、そういうふうにならないように当然やっていかなければならないというふうに思ってます。

場所の問題につきましてもですね、いま先ほど答弁いたしましたように物事をやっぱりスムーズに進めていこうと思えば、あんまり先走ってここだということを書いてしまいますと、議員もいま述べられたとおりでございますので、それは調整中ということで御容赦願いたいと思っております。

平群町の中央公民館そして図書館というものは、非常に町民の皆さんにとりましては大切なものでございます。これがなければ最低限の住民サービスさえできないという町になってしまいます。したがって、この二つの課題はもう何としても解決しなければならない課題でございます。

一方、駅周辺整備事業につきましても、これ私就任して、事実上私の在任中に進めてきてると言っても過言ではございません。いろいろと御批判もでございます。財政がこれで成り立つのかという御心配も大変していただきました。

もうこの駅周事業をやることによって平群町は赤字団体へ転落すると、もうやめとけというお声もいただきました。そういった中で私は財政を見通しながら推進しますということで、もちろん公約としてそう言わせていただきました。そのとおり現実に赤字財政から黒字に転換させ、駅周事業につきましても平成25年末で62%という進捗を見ております。

ですから、やればできると思います。ただ、今度の文化センター・図書館に

つきましては、駅周以上に平群町の財政出動が必要でございますので、そこはですね、当然この34億7,000万円が正しいのかどうかも再度検討しなければならない、過大になってないか、もっと効率的にできないかということも考えなければなりませんし、それは十分注意しながら、そして同時に、いま自民党政府が地方創生を打ち出しております。まさにそれに適合するような事業ではないかと私は思っておりますし、そのような平群町の将来像をきちっと整備しましてですね、それこそ国に訴えていくと。地方創生交付金になるのか何になるのかわかりませんが、平群町の現状を中央政府に訴え、そして国との連携をしながら平群町を再生する、創生する事業として採用いただくように頑張っていくと、こういうことでございます。

とりあえず前を向いて進んでいくと、もちろん駅周のときに申しあげましたように財政を見据えながら進めていくということでございますので、無理やり文化センターを建てて赤字をつくって、はいさようならと、これは絶対私といったしましては、してはならないことだと思っております。しっかり取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長

山口君。

○6番

あのね、幾らね、そうしたいって言ったって、その具体的なものがないとだめなの。いまちょっと反論しときますけどね、黒字にしたっておっしゃるけれども、ほとんど地方交付税がもとに戻ってきて、それから小泉内閣の中で地方自治体が潰れそうになったのを自民党政権、その後の民主党政権も含めてですね、ほとんど色のつかない交付金がいっぱい来たからじゃないですか。この間何回も言ってますけど。

駅周が無謀、大体ね、自治体が倒れるようなことはしない、平群町が中筋町長時代にあれだけ赤字になったのは、交付税がどれだけ減ったか、そのことは明らかじゃないですか。そんなことはね、このシミュレーションをずっと平成15年度ぐらいから見ていけば、27億ぐらいあった地方交付税が19億まで減ったんですよ。職員の人らはみんな知ってるでしょ、財政担当した人なら。

町長なんか自分で黒字にしたようなことをおっしゃるけど、私は運がよかったってこの前私におっしゃったじゃないですか、9月議会で。決算委員会のときに。私はそっちのほうが素直な、ああ、町長もやっとその財政の問題で国の動向とかですね、そういうことも踏まえて地方財政っていうのはいろいろあるんだということをおわかってきていただいたんだなあって、ほかの同僚議員にもほめてたんですけれども、いまの話聞くと、また別みたいですね。

そんなね、期待で動くほど甘くないんですよ。ほんでもう既に交付税は相当戻ってるんです。戻った高いままで今度シミュレーションをしてる。これ以上地方交付税が大幅に上がるなんてことは、平群町は人口減ってますからそんなことはあり得ない。減っていくことはあっても増えることはない。

それから個人住民税だって、この間散々言ってますけれども、どんどん減ってるじゃないですか、このシミュレーションを見れば、このシミュレーションのバックデータをもらいましたけど、ちょっと増えたり減ったりするようになってますが、それは固定資産税が駅周の関係で、それとか店が来る、きのうも出てましたけれども、イオン系のスーパーやコーナンが来たとして上がる分も当然入ってるんだと思うんですよ。

そういうことになってるんですから、もうさっきの話だったら、なるようになるさ、財政がそうならないようにすると、やればできるって、そんなん掛け声でうまくいくなら誰も苦労しないんじゃないんですか。

○議 長

端的にお願いします。

○6 番

はい。

それともう一つ、文化センター、私もね、中央公民館が古くなって何とかしなければならぬっていうのは、思いは一緒です。ただね、その時期の問題それから規模の問題、何で駅前にこだわるのか、要するに駅周が赤字出るからそこへ町の財政持っていくっていうようなことも考えておられるんだと思うんですが、それも含めてもっと慎重に考えないと、だから私は見直しをと言ってるんだ、やるなとは言っていないんです。このままじゃ間違いなく財政破綻しますよと、一番悪い例では10何億の赤字になりますよと、もうそうなったら、とてもやないけど文化センターなんかできません。

だから夢は語ってもらいたいんですけども、そういう状況も住民の皆さんにちゃんと報告した上でですね、いや、もうそうなっても文化センターは必要だって住民の皆さんがおっしゃるんだったらそれでいいですけども、だから見直しをと言ってる。

さっきちょっと見直すようなことをおっしゃったけれども、本気で29年30年度にやるんですか。見直す気はないんですか。

○議 長

町長。

○町 長

先ほど私が申し上げたことにちょっと追加させていただきまして、当然この

財政が好転いたしましたのは、町民の皆さんの御理解と御協力がございました。そして職員の皆さんの協力と頑張りがございました。加えて議員御指摘のとおり臨時交付金などの国の支援もございました。そういうことで財政がよくなってきたと、駅周も順調に進んでいると、そのとおりでございます。

それからですね、場所の問題につきましては、駅周の赤字をとということでございますが、それは全くそういうことではないと私は思っております。

時期につきましても、シミュレーション上は平成29年30年度ということになっておりますけれども、それは当然、先ほど申しておりますように平群町を赤字団体に転落させてまでその時期でなければならぬということではございませんので、あくまでも最短のコースで行けばそこを目標にやっぱり頑張っていかなきゃならないということでございます。

そういうことでございますし、駅前といいますのは、やっぱりいま面整備でやっておりますけれども、いまのこの時期なかなか民間の進出が非常に難しいと、私自身、理事長として駅周事業の面整備に全力を尽くしておることに加えて町長としてこの駅前の活性化に向けてですね、民間企業の誘致をやっております。

しかし、現実的にはなかなか、来てくださいと言うだけではなかなか来ていただけない、そういうことからいたしまして、いま求められております公民館の建てかえと図書館の建設をあわせてやることによって、それこそ駅の、平群町の中心市街地である平群駅西の周辺のまちの活性化であると、当然そのことによりまして平群町全体の地盤の嵩上げも可能になるかと思っておりますので、やはりそこはしっかりそのことを大きな目標として取り組んでいくということがいま最も求められていることであるというふうに思っておりますので、山口議員におかれましても、ぜひそういった面から御協力いただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長

山口君。

○6番

もうくどくどとは言いませんが、この計画がなかっても町がつくった財政シミュレーションで試算すると、平成30年度まで来年度からずっと赤字が続いて3億3,600万円の収支不足になると、赤字になるというこういうシミュレーションの中で、無謀な箱物をつくるというのは、やっぱりきちんと私は見直していくべきだと、皆さんに夢を持ってもらうのはいいですけども、その前に住民の皆さんの暮らしを守る、もうそのための第一は、やっぱり取り過ぎてる固定資産税の超過税率を一刻も早くもとに戻す、職員の皆さんの給料ももとに戻す、そういうこと、当たり前のことできて、当たり前のことをきちんと

とやってこそね、そういう箱物であろうが住民の皆さんがもちろん希望してる問題ですから絶対だめとは言いませんけれども、身の丈に合った施設をやっばりみんなで考えていくべきだというふうに思っておりますので、そのことを指摘して、そして町が出してるシミュレーション自身でこのような赤字になる、なぜそうなるのかというのをもっとやっばりきちんと検証していただいて、今後の方向づけも考えていっていただきたいということをお願いして私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、山口君の一般質問は、これで終わります。

10時20分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前10時06分)

再 開 (午前10時20分)

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号8番、議席番号11番、繁田君の質問を許可いたします。繁田君。

○11番

それでは、通告に基づきまして、本日は大きく4点質問をいたします。

まず、第1点目、空き家バンクの制度実施についてであります。

空き家対策は、いまや全国的に自治体が抱えている問題で、中には住環境の保全や防災、防犯面から、危険な状態で空き家を放置している所有者に対しては取り壊しを求めたり、行政が代執行して撤去する事例も最近では報じられています。

ことし3月の定例会におきまして空き家の有効活用について質問をいたしましたところ、空き家バンクを創設している市町村の実態調査をし、協力的な地権者の意向を確認しながら進めていきたいという御答弁でありました。

今定例会の議案とともに空き家バンク制度の実施要綱が配付されておりました。来年1月1日からいよいよ登録が始まるということですので、次の点をお聞きしておきたいと思っております。

空き家バンクの登録台帳に登録されるのは、空き家を賃貸または売却する権利を有する所有者、空き家の利用を希望する希望者の双方が登録をすることが

できるようになっています。登録期間はどちらの場合も原則2年で、登録情報は町のホームページに掲載をされ、閲覧その他の方法により情報を公開するというシステムです。

そこでお尋ねをいたします。まず、空き家の登録をしていただかなければなりません、募集に当たってはこういった方法をとられるのでしょうか。

また、情報の発信もホームページだけではなく広く周知を図っていただかなければなりません、どのようなツールを使って宣伝広報活動をしように考えておられるのでしょうか。

2年間の登録期間中に登録された物件が破損・汚損のないように適正に管理しておかなければ、いざ希望者があつたときに成立しないことも考えられます。期間中の物件の保守管理についてはどのように対応していかれるのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

次に、大きな2点目、町有地、遊休地の現状と利活用についてお尋ねをいたします。

町内には現在2万2,755平方メートルの町有地があります。これらは土地開発公社から町が買い戻した土地ですが、このほかにも旧西小学校の跡地、来年4月には新たに南保育所が普通財産となります。これらの利用方法としては、昨日も町の事業に供するもの、また売却により量的な縮減を図っていくもの等々区分されて対処しているという御答弁がございました。

昨年8月からインターネットによる公売を7回行ったそうですが、応札はなかったということでした。

そこでお尋ねいたしますが、町有地の現状はどのようになっているのでしょうか。また、遊休地の利用については、現在緊急防災事業として事業化を進めているものもありますが、この事業の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。かつては墓地建設という案もあったような記憶もいたしておりますが、実現にはほど遠い状況であります。遊休地の利活用に関して町民の方からアイデアを募集する方法もあるかと思いますが、そのようなお考えはありますか。

現在行政財産として御利用の使用に供している土地であってもほとんど利用がなく、反面、住民の方からは活用のアイデアをいただいている場所もあります。きのう他の議員の質問にもありましたが、放置しておけば管理費用がかさむばかりで税金の無駄遣いと言われてしまいます。賃貸すれば、管理の手間が省けるだけでなく幾ばくかの賃貸料が歳入として町に入ってまいります。

しかるべき、例えばNPO法人であるとかに貸し出しをして活用していただくという方法もありますが、研究されてはどうでしょうか。

次に、3点目、介護予防・日常生活支援総合事業への町の取り組みについて

お尋ねをいたします。

介護保険制度は来年度から第6期に入りますが、制度が大きく変わってまいります。行政が行ってきた介護予防事業が、1次2次の区別がなくなり新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行されます。訪問介護は、従来の事業者による訪問介護のほかにNPOや民間事業者による生活援助サービス、またボランティアによる生活援助サービスが新たにメニューとして加わってまいります。また、通所介護は、既存のサービス以外にNPOなどが行うミニデイ、住民主体の交流の場づくり、リハビリ等の専門職が関与するリハビリ教室などが新たに加わってまいります。

そのほかに町が取り組むべき事業として、1、介護予防把握事業、これは何らかの支援を要する方々の把握です。2、介護予防普及啓発事業、これは全ての高齢者を対象とした健康教室や講演会などの開催。3、地域介護予防活動支援、介護予防に資する地域活動組織の育成や支援、人材育成のための研修の実施と規定をされています。また、四つ目には一般介護予防事業の評価事業、5番目には地域リハビリテーション活動の支援事業などが厚労省によって示されてまいりました。

ここで大きな問題となってくるのは次の点ですが、町としてはどのように考えておられるのでしょうか。

第1には、既存の介護事業所以外のものが行うサービスの提供に当たって組織づくりをどのようにしていかれるのでしょうか。国の方針では、訪問介護にしても通所介護にしてもNPOや民間事業者によるサービスの提供、または住民主体となるサービスの提供とうたわれていますが、要するにボランティアによる生活支援やコミュニティーサロンを推進しようということであります。果たして本町でどれだけの組織ができるのでしょうか。

2番目は、組織づくりと同時に人材の育成の問題です。人材育成やボランティアの確保はどのように行っていく予定なのでしょうか。

3点目、特に今回、国が力を入れているリハビリに関しては、専門職であるPTやOTの育成や確保が肝要となってまいります。いま現在でもこういった専門職の確保が難しいのが現状です。こういった人材をどのようにして確保するお考えなのでしょうか。

4点目、地域支援事業に移行した場合の介護報酬をどのように設定されるのでしょうか。これらは市町村が独自で決定することになると思いますが、厚労省の指針では現行の介護給付を上限としての設定というふうに示されています。町としての基本的な考えをお示してください。

次、4点目、地域包括支援センターの委託について通告をしております。

来年度から地域包括支援センターを委託したいという御意向でありましたが、体制についてはどのようになるのでしょうか。

2点目、地域包括支援センターの委託先については、従来から社会福祉協議会とお聞きをしておりましたが、これに伴って社会福祉協議会の事業にどのような影響が出るとお考えでしょうか。

3点目、従来地域包括支援センターが担ってきた事業としては、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的継続的マネジメント事業、介護予防ケアマネジメント事業と、あとは家族介護の支援事業などの任意事業といわれている部分です。このほかにも今回の法改正によって新たに事業が加わってまいります。

そのうちの 하나가、地域ケア会議の充実ということです。これは地域の課題の発見、把握をまず行い、そこから地域づくりや資源開発を検討しながら最終的には政策形成、社会基盤、介護保険事業計画等の行政計画への位置づけなどを包含した地域包括ケアシステムを実現する、ここまでの過程を地域包括支援センターが担うこととなります。

それから、在宅医療、介護の連携であります。現在、個々バラバラになっている介護と医療をどのように結びつけていくのか、これも包括支援センターの任務となってまいります。

また、認知症施策の推進、これは認知症初期集中支援チームというのが設置されているわけです。認知症地域支援推進員を育成するという業務が入ってまいります。この点についてはどのようになっているのでしょうか。

次に、生活支援サービスの体制整備であります。コーディネーターの配置や協議体の設置についてはどのようになっているのでしょうか。

家族介護支援事業、これは従来からも行っていた任務であります。このようにさらに重たい任務が地域包括支援センターの中に加わってまいります。それぞれの事業について、いま現在は包括支援センターは町が直営で行っておりますが、今日までの取り組み状況と今後の見通しについてお聞かせをいただきたいと思っております。

以上、大きく4点について質問をいたしました。当局のほうの簡潔で明瞭な御答弁をお願いいたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、繁田議員1点目の空き家バンク制度実施についての御質問にお答えをいたします。

本制度の主な目的は、空き家を有効活用し、居住を希望される方々に対して

幅広く情報提供を行い定住促進を図ることを目的に平成27年4月からの実施を予定しております。

1点目の空き家の登録の募集方法についての御質問でございますが、一つはホームページや広報紙において募集記事を掲載をいたします。それと不動産事業者への協力要請も行いたいというふうに考えております。それと、平成25年度で実施をしました空き家実態調査の際にアンケート調査に御協力をいただいた所有者の方々へ郵送などで直接募集案内を送付をし、1件でも多く空き家情報の登録を促進をしてまいりたいと考えております。

2点目でございます。どのようなツールを使って宣伝、広報活動を行うかという御質問でございますが、広報紙やホームページへの記事の掲載を初め、制度のチラシを作成をし、県やNPO法人、不動産事業者など町内外の幅広い関係機関へ配布をし周知、PRや情報提供を行うほか、近年、全国各地の空き家バンクや移住、住みかえを紹介をするインターネットのサイトが数多くあります。そういった利用をされておることから、そちらのサイトへの情報掲載など幅広い方々への周知、PRが届くよう、さまざまな広報媒体を活用し宣伝、広報活動を行ってまいりたいと考えております。

3点目でございます。登録期間中の物件の保守管理についてであります。空き家バンク制度の主たる目的は、空き家の情報提供を行うということにあります。町では登録された物件の管理は行いません。本町の空き家バンクに登録をしても通常の民間取り引きというのは妨げるものではありませんので、基本的にはこれは所有者の責任において適切に維持管理をされるべきものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長

繁田君。

○11番

少し再質問をさせていただきたいと思います。

一応、募集に当たっての方法については、ホームページ、広報紙、それから不動産業者を通じてということですね、それからアンケートを行われたということで、その方には直接案内をするという、この方法が一番確実ではないかなというふうに思いますので、できるだけ早急にですね、所有者の方々とはコンタクトをとっていただいて、1件でも多く登録をしていただけるようお願いをしておきたいと思います。

このバンクの情報というのは、先ほど質問の中にも入れてましたけれども、空き家の賃貸、売却を希望される方が登録すると同時に、その空き家をほしい

という方ですね、借りたいあるいは購入したいという方の希望者も登録するわけですから、その希望者の登録については町だけではなくて広く町外についても情報を発信しながら登録をしていただかなければいけないというふうに思うんですね、そういう意味では全国の空き家バンクのサイト、住みかえサイトを使うということも、県やNPOの関係機関を使うということも、一つの方法としてはいいかもわからないんですけども、一番ターゲットになりやすいのは、やっぱり平群からの通勤圏である大阪とか京都の南部とか、そのあたりにいらっしゃる方々ではないかなというふうに思うんです。ですから、通り一遍のそのやり方ではなくてですね、そういう地域をある程度絞って、そのあたりに集中して希望者のほうの登録を募集するということも必要になってくるんじゃないかなというふうに思うんですが、その点については再度もう少しお考えを聞かせていただきたいというふうに思います。

それと、物件の保守管理については、当然これは所有者の責任においてというのはわかるんですけども、ここに一つ事例があるので紹介をしておきたいんですが、いま空き家バンクっていうのは、それぞれの自治体でも取り組んでおられるところが多くって、これ2010年のデータですから若干古いんですが、地域活性化センターというところによる調査によると、全国の市町村のうちで54.4%が空き家バンクを設置していると、都道府県においては25.7%が空き家バンクを開設しているということで、人口減少に何とか歯どめをかけたいという施策の一環だと見受けられるんですが、このバンクの開設以来制約が1件もない自治体というのが実は26.9%あるという数字が出ています。空き家バンクはつくったけれども、なかなか実効性が得られないということでもありますね、残念ながら。

この中で、出色というか注目されているのが島根県の雲南市というところで、ここはかなりの物件情報が発信をされていて、定住も促進をされているというところだそうです。

どのような取り組みをやっておられるかというのと、いまの改修に係る費用なんですけども、これは詳しく雲南市に問い合わせたので実態のほうはちょっと把握できてないんですが、空き家改修費用の一部の負担をここの市が行っているという、これは一つ他の市町村では見受けられない特徴であるということだそうです。それと、この雲南市の空き家バンクについては、ほっこり情報定住サイトという、こういうサイトを市が独自につくってまして、空き家情報だけではなくて、雲南市のほうに移住をされてきた場合、就労はどのようにできるのかという就労についての職業の紹介とか、それからこの市の特徴ですね、この市にはどういう基幹産業があるかというふうな、そういう情報提供も

行っておられます。それから、暮らすという、ここもチェックすると、雲南市ではこういう生活を実際にしておられますという暮らしの紹介、子育ての紹介とかもされています。

ですから、ただ単に空き家バンクに登録していただいて、あるいは希望者を登録していただいただけじゃなくて、こういう形でいろんな情報を発信することによって、より関心を持っていただいて、このバンクを利用していただくということが可能になってくるんじゃないかと思います。

そういう意味では、こういうこれ一つの事例ですけれども、こういう事例も参考にしながら平群町としても取り組んでいったらどうかと思うんですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、再質問にお答えをいたします。

まず、1点目の希望者の登録の件でございますけれども、確かに議員お述べのとおり、登録数をどれだけ増やすかというのは制約数の要するに成果にもかかわってくるものかなというふうに認識をしております。

私どもも、県内で空き家バンクを設立されている自治体が10市町村ございます。あと県外についても一定、先進事例については調べておるわけでございますけれども、議員御提案いただいております、要するに鉄道沿線の通勤圏のそういった方々をターゲットにしてはどうかという、そういった御提案をいただいておりますので、この件につきましては近鉄線の大阪あるいは京都の、近鉄の協力体制をどれだけ協力願えるかということもあるんですけれども、このことについては3月までまだ期間ありますので、調査させていただいて、もし可能であればそういったところについても要するにPRできるような、そういった方策を講じてまいりたいということを考えていきたいと思っております。

あとですけれども、先進事例の島根県の例をお示しをいただきました。県外でもいろんな成約の実績の多い自治体について、いろいろと現在調査しているところでございまして、やはりそのバンクの紹介だけじゃなしに、それ以外の議員が述べていただいた仕事であるとか子育てであるとか総合的なそういった紹介が必要ではないのかなというふうにも思っておりますので、このことについても、やはりできるだけ実効性の高い、成約数がそれなりに見込めるような、そういった方策、手法をどんどん取り入れてまいりたい、これについてももう少し研究をしていきたいなど、このように思っておりますので、よろしく願います。

○議長

繁田君。

○11番

来年度からということですので、いま課長のほうから答弁ありましたようにぜひとも近鉄さんともそういう協議をしていただいで、連携をすることでまた生駒線も活性化していくと思いますので、この点についてはしっかりやっていただきたいとお願いしておきたいと思います。

それから、総合的な紹介ということも含めてですね、奈良県内のほうでも宇陀やったと思うんですが非常に美しいリーフレットをつくられて宇陀の暮らしというのも紹介をされていて、あれを読んだら本当にちょっと住んでみたいなと思うような、そういう気持ちが湧くようなリーフレットなんかも拝見しております。ぜひともそういう形でですね、平群町に皆さんが来て住みたいと思っていただけるような対策を、成約が見込めるような方策を講じていただきたいというふうに思います。

1番については、以上で結構です。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、繁田議員の2点目の御質問でございます町有地の現状と利活用につきまして、お答え申し上げます。

まず、町有地の現状でございますが、町有地につきましては、それぞれの事業において買収を行ったものでございますが、いま現在の大まかな利活用の方針といたしまして、既に事業化のめどが立っているもの、また今後事業用地として利活用するもの、民間へ売却するもの、事業化を検討するものというふうな非常に大まかでございますが一定の区分をつけながら管理をしておるところでございます。

その中で、売却するものにつきましては平成26年度においても、昨日も一般質問の中で御答弁申し上げましたが、インターネット公売によりまして26年度においても公売を実施をいたしました、残念ながら公売には至っておらないという現状でございます。

次に、町民の方から何か利活用のアイデアを公募されて募集されてはということでございますが、御提案につきましては1案と考えますが、御承知のとおり、多くの町有地は買収後、事業計画の変更や中止になり、また現在まで手つかずの状態になっておる土地が多くございます。あわせて事業執行後の残地というような土地もございます。また、土地利用の観点から市街化調整区域内に

あるものも多くありまして、その場合、土地利用においても非常にハードルが高く、施設の立地に対する法的な見解など非常に専門的な知識が必要になってまいります。あわせて町の財政状況を十分に御理解いただいた上で事業化に対してのなかなか資金調達まで言及をしたアイデアというふうになりますと、なかなか結果として現実的なものではないのかなというふうな考えも持っているところがございます。

また、NPO法人への貸し出し等の利活用という部分でございますが、既に町有地でございますが福祉団体のNPOさんでございますが、町有地をもう貸しつけをしておられるような法人さんもございます。こういったことも含めまして今後も利用がありましたら場所や利用用途など具体的な協議をそれぞれ行わせていただきまして、条件面での合意に至れば土地利用の町有地の利用を認めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議 長

繁田君。

○11番

ちょっと答弁漏れがあったと思う、すみません。

○議 長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

それではですね、緊急防災減災事業として事業化を進めている総合スポーツセンター防災拠点施設整備事業の進捗状況につきまして説明いたします。

現在、実施設計に入っております。契約日は本年の6月30日となっております。実施設計の期間が本年の6月30日から12月末までとなっておりますが、用地のより一層の利活用を図るため太陽光パネルの設置位置等の決定や補足調査などで若干の遅れが生じています。実施設計が引き上がり次第、新年度で工事費を予算計上してまいりたいと考えています。

新年度早々にですね、工事に入りたいと考えています。27年度中の完成を目指したいというふうに考えています。

以上でございます。

○議 長

繁田君。

○11番

すみません、ちょっと先走ってしまいました。

いま現在進めていただいている緊急防災事業としての事業については27年

度中に完成を目指すということで、これは鋭意やっていただきたいと思うんですけれども、ただ町の町有地については、なかなか事業用地として活用する予定はあるけれどもできていないという部分が多くって、民売も検討しているけれども、インターネット公売については応札まで至っていないという御報告がありました。

これはやっぱり整理していかないと不良財産としてずっと引きずっていくわけにはいかないの、何とかしてこの問題は解決していかないといけないんですが、ただ、住民の皆さんからアイデアを求めるということについては余り町としては積極的でないというか、もうほとんどそういうお考えはないという御答弁だったんですけれども、いまこの一覧表を見ても、なかなか活用されていない現状の中で町の役場の中だけでその活用を検討するっていうても限界があると思うんですね、だから広くアイデアを求めるということは、その求めたアイデアが全部実現するとはおそらく限らないわけで、思いつきでいろいろ、ああだこうだという提案も入ってくるわけですよ、当然ね。だから、その中からこういう利用の方法もあるんだというのは、あるかもしれないと思うんですよ。

だから、皆さんは公務員やから公務員的な感覚で物事を考えはるけども、民間の方というのはやっぱり民間の発想というのがあるわけですから、全く違う角度からの利用提案というのも得られるかもわからない。だから、その中で例えば100来て実現可能なものが一つか二つかもわからないけれども、その一つ二つがもし実現できるのであれば、この不良財産というのは解消されるわけやから、私はやっぱりそういうアイデアっていうのは求めていったらいいと思うんですよ。

調整区域やからとかいろんな制限があるとは思いますが、まずこういうところにこういう土地があるから利活用として何かできないかという、そういう提起は、問題提起はすべきやと思うんですね。

資金調達とかいろんな面がありますから現実にそれができるかどうかというのは、その時点で検討して決めればええわけですから、まずは門戸を広げてアイデアを募るということは必要だと思います。

いま現在、NPOさんにも貸しておられるんですかね、それは場所とか用途とかいろいろ具体的な部分で双方が合意に基づいて賃貸をされているということだったと思うんですけれども、それもね、もう情報としてはほとんど出てないからわからないんですよ。だから、ほかにも活用できるNPOがあるかもしれない、あるいは個人ではちょっと難しいと思うんですけれども法人格を持った方で、ここはこういうふうに使ったら有効活用できていいんじゃないかなと

いうふうな人もいてるかもわかんないんですよ、そら売却するか賃貸にするかは別にして、まず情報をそういう形で門戸を開放して流すと、その中でアイデアを募る、あるいは賃貸したいという人があれば、そういう人を募る、賃貸の場合は契約しないといけませんから、いずれ公売にかけようと思っているのであれば賃貸期間とか、その賃貸の条件とか、公売によって落札されて売ることになったら速やかに退去してくださいよとか、そういう細かい取り決めも必要になってくると思うんですが、そこは平群町、顧問弁護士がいてはるわけですから、そういう形できちんと法律的な問題も詰めてね、やっていかないと、これいつまでたってもこの現状っていうのは解消していくのは難しいと思うんですよ。

だから、やっぱり何か隠し玉じゃないですけども、いままでやってきたこと以外のやり方で取り組んでみるというのも必要じゃないかなと思うんですが、姿勢としてね、その点はどうでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

再質問にお答えをさせていただきます。

いま議員お述べいただいたとおり、理事者側にとりましてもこの町有地、現遊休地の取り扱い、特にやはり売却も含めた上での利活用という部分を念頭に置いていまやっておるわけですが、なかなか至らないという現状を踏まえて、また、昨日の一般質問にもございましたが、やはり空き地にしておくということだけで日々の保全管理であったりとか、こういった財産上の管理という部分で目に見えるコスト、目に見えないコストがかかっておるというのも十分承知しておりますし、また、正直申し上げまして担当課といたしましても非常に頭の痛い問題であるということは現状として認識はしておるところでございます。

その上でということで、議員のほうから御提案をいただいたところですが、決して一般の方からアイデアを募集するというのを何と言いますか否定しているわけでは全くございません。ただ、うちの場合、土地の状況といいますか、それぞれの土地の所有、所在が余りすぐに使えるような土地というものもなかなか見当たらないという現状も片一方でございますので、なかなかそういうふうに具体的な具現化できるようなアイデアというのが出てくるのかなというのが、その辺がちょっと一抹の不安というのがまずございます。なかなかそこが現実的な利活用に結びつかないのかなというのが、先ほど申し上げましたような答弁になったところでございます。

ただ、実際いま現在でも空き地を1カ所でございますが町内のNPO団体さんのほうに利用していただいているという現状もございます。ある意味そういったNPO法人さんでありますとか町の地縁の団体さん、また近しい自治会などといったような団体さんも含めてございますので、そういった団体さんのほうが何か町有地をとというふうな御意見もあろうかと思っておりますので、一定うちのほうでも利活用の部分、整理をさせていただいた上で、お述べのようにこういうのがあるよということで行政のほうからやはり情報発信をする努力というのは今後やはり検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長

繁田君。

○11番

情報発信をする努力を今後検討するということなんですけどね、もうそんな悠長なことを言ってる暇はないと思うんですよ。管理にコストがかかるというのは認めておられるわけでしょ。このまま置いといても。だからそれをいかに早く換金するか、あるいはいかにそこからお金を生み出すかということをもっと真剣に考えていかないとあかんと思うんですよ。それも民間の感覚では信じられないんです。不良資産をこಂಡけ長いことね、引きずって置いているということは。だからそれを不良資産じゃなくて活用することによってそこからお金を得るんだという発想を持たないとね、早くそれをやらないと、先ほどもひっ迫している財政の問題も出てましたけれども、こういう小さなことかもしれないけれどもそういうことからの取り組みっていうのもやっていかないとね、これから情報公開するかどうか検討しますわ、じゃあ、ほんならいつ検討した結果を出してくれるんですか。検討した結果やっぱりもうそれしませんねんっていうふうになるかもわからへんねんけども、じゃあ、しないんだったらどうするんですかっていう方針だってちゃんと持ってもらわないと、これは住民の方に対する説明ができないんですよ。

だから、やっぱり情報を公開することっていうのは、私はまず第一義的な問題やと思います。その中で広くアイデアを募って、生かせるものを採用するという、こんな簡単なことが何でできないかなと思うんですけども、やってもらえますか、情報の開示は。情報を開示してアイデアを募るという、それがスタートラインやから、そこはやってもらえますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

再質問にお答えをさせていただきます。

少しテンポのほうが遅いんじゃないかというふうな御指摘というのは、もう十分に承知しておるところでございます。

基本的に我々も思いといたしましては、こういった町有財産の整理というのは1日でも早くつけていきたいという思いは本当に強く持っております。ただ、なかなか行動に結びついていないというふうな御指摘についても、またあわせて受けとめておるところでございますので、ちょっとやり方なり、どういうふうな形でという部分については、まだ正直申し上げて課内でも協議進んでおりませんので、今後、議員から御指摘いただいた部分を含めまして、いわゆる住民の方への一定の公募というのも含めた形での利活用を考えていくというふうな手法も含めて少しお時間いただいて検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長

繁田君。

○11番

しっかり取り組んでいただきたいと思います。もう時間的な猶予もないはずですのでね、これももう早急に取り組んでいただきたいということを指摘をしておきたいと思います。

次、3点目、お願いいたします。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

では、大きい3点目の質問事項で、大きく分けてその中で四つに分けて質問をちょうだいをしました。

まず、一つ目の法改正に伴うサービスの提供に当たって組織づくりということでもちょうだいしております。

今回の介護保険制度改正では、要支援1、2の通所介護、訪問介護が地域支援事業に移行し、また一次予防、二次予防の枠組みを廃止し総合事業として平成27年4月から施行されます。市町村の実施については議員も御存じのように29年の4月まで猶予できるというふうにされています。

サービスの提供の組織づくりについては、現在要支援の方がサービスを利用している身体に係る部分は、現行の介護事業所にいままでどおり担っていただきたいというふうに考えております。それ以外ですが、地域での日常生活の見守りや話し相手等のボランティア活動を地域で活動されている小地域ネットワーク、ボランティア団体に、また、買い物や掃除、洗濯、付き添い等の軽度生

活援助事業は、いままでもそうですがシルバー人材センターに担ってきてもらってあります。引き続きシルバーにお願いしたいというふうに当面は考えているところでございます。当然、需要が拡大してまいりますので、さらなる受け皿になる部分の体制づくりというのは必要というふうに考えておりますが、29年4月までの猶予ということで国は申しておりますので、その間に体制の整備を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

2番目、人材の育成ということでございますが、地域で活用している小地域ネットワーク、特に現在いま町内で16地域で活動しておりますが、早急に全地域への拡大を図っていくことが急務というふうになっております。また、ボランティア団体の活動も含めてございます。さらには長寿会等の中での元気な高齢者が周りの要介護、要支援の方についても支援していこうじゃないかということで友愛活動ということで取り組みをされておられます。そういう活動をさらに育成をしていくということ、シルバー人材センターなどの活動についても、学習会あるいは研修会を組織的に応援をしていくということで取り組みを進めたいというふうに考えております。

また、軽度生活援助事業の利用促進もあわせて図っていきたいというふうに考えているところです。

3番目、リハビリの専門職の確保についてでございますが、まず、町は介護部門とヘルス部門が連携をし、人材、特にいま御指摘いただきました理学療法士、保健師を活用していきたいというふうに考えています。

また、医療機関についても西和医療センターが中心となって西和メディケアフォーラム、地域の開業医の皆さんも含めた巻き込んだ形での取り組みですが、立ち上げを既にしました。今月17日、きょうですか、も平群町でメディケアセンターの会議が開催をされています。町内の医師も協力をいただいて、医療と介護の連携について前向きに協議をし、連携を具体的に進めてまいりたいというふうに考えているところです。

4番目、地域支援事業に移行した場合の介護報酬の設定についてでございますが、最終方針としてはまだ決まっておりません。西和広域7町の中で統一単価を設定するというので具体的な協議をもう始めておりますけれども、ちょっとまだいまの段階では決定に至っておりませんという状況について報告をさせていただきます。

以上4点、答弁させていただきます。

○議長

長  
繁田君。

○11番

幾つか確認も含めて再質問をいたしたいと思います。

ここで一番重要になってくるのは、受け皿組織をどうつくっていくかということと、それからボランティアの育成になってくると思うんです。

一つには小地域ネットワーク、いま16カ所で行われている小地域ネットワークを全地域に拡大をしていくということであったんですが、大字・自治会はいま40ですか、ある中ですね、もう最初にこれが結成されてからもう随分長くなるんですが、御努力されていることはよくわかるんですけども、まだ16カ所というのが現状であります。小地域の活動もですね、それぞれの地域によって毎週開催されているところもあれば月に1回のところもありますし、あるいはまた地域によっては不定期で行われているところもあります。そういうところに、その地域での生活支援をお願いするっていうのは、かなりお願いされるほうは大変だと思うんですね。いまは月1回なり週1回なりボランティア活動の一環として皆さんされているからできているのであって、それが日常生活支援総合事業の中に組み込まれて、そういう生活支援をやってくださいと言われても、かなり受けるほうとしては難しくなってくると思うんです。

ボランティア団体も何団体あるのかちょっと把握してないんですが、何団体あってですね、いまだれぐらいの活動をしておられるのか、シルバー人材さんのほうにお願いしたいということなんですけれども、シルバーさんはシルバーさんの事業でヘルパーの資格を持った方が生活援助として事業として行っておられる部分もありますよね。そういうところを区別していくのかどうかね、区別していけるのかどうかということも問題になってくると思います。

幾つか名前上げられました、長寿会友愛でということも言われてるんですけども、これはあくまでもいま皆さんが善意で任意としてやっておられることですから、そこを組織としてまとめていくとか、あるいは日常生活支援総合事業の一環としてやっていただくというのは、私はかなり無理があるんじゃないかなというふうに思うんです。そのあたりは受け手の方々の考え方としてはどうなのでしょう。どのように把握しておられますか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

確かに議員おっしゃるとおり、国がいま提起しております内容をボランティア団体に全てを任すということについては困難だというふうに思っています。ですから、特に身体的ないままでの介護保険事業サービスで提供した部分については、本体部分については引き続き事業者をお願いしたいというふうに考えております。

日常生活を送っていく中での家の中あるいはその地域の中で活動をしていく上での、買い物の同行であったり家の中のちょっとした片付けであったり、草引きといいますか庭の手入れであったり、いま現在軽度生活支援事業の中でシルバーに委託をしてお願いしている部分の拡大をシルバーさんをお願いをしたいし、またその間を埋めていくように、訪問してお茶を飲みながら会話したりそういうことも含めてできる部分、日常的な安否確認等の部分について、現行多くの地域で小地域ネットワークの中でやっていただいております活動をさらに拡大をしたいと思っておりますが、これは一方的に町が考えている部分も含めてございます。そういう意味では、全てが全て小地域ネットワークや、あるいは個々のボランティア団体をお願いできるかどうかということであれば、非常にまだまだ不安な部分も含めてございます。

しかし、当面そういう形でその活動をやっておられる団体を核にしながら拡大を図っていくことをしなせんと、また新たに違う組織を立ち上げていくどうかという話になりますと、組織間における統合、整合性というか、そういうものが図りにくい部分もございますので、まずはそこを中心に拡大を図っていききたいというふうに考えております。

それと、いままでも議会の中で他の議員からも意見としてちょうだいをしておりますのが、ボランティアポイントの問題も含めてございます。これも含めて一つの案だというふうに思っておりますし、さらに多くの個々の皆さんも含めて地域の中で活動していく上では、その活動に参加していただくきっかけということでは一つの考えでありますので、このことも含めて当然幅広く町としては組織づくりについて考えていきたい。

それと、地域のそういう組織というのは平群町に限ったものではございませんので、それ以外の単価の問題も含めていろいろ広域7町で協議をしておりますので、その場所でも一定その地域の財産を活用できる、そういう組織づくりというものについても同じように協議を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長

繁田君。

○11番

いま7町で統一単価も決めていくという、先ほど御答弁があったんですけれども、この7町協議はまだちょっと始まったばかりだと思うんですが、いままで何回開かれて、どういう協議がなされていたのかというのもちょっとお聞きをしておきたいと思えます。

それから、先ほどもちょっと言いましたけれども、小地域ネットワークの結

成状況なんですけれども、いままだ16カ所ではありますが、その残りの地域についてはですね、小地域ネットワークづくりについてはどのように働きかけておられるのでしょうか。ここがやっぱり一つの大きなポイントになってくると思うんですね。

厚労省は、何というのか現場というのを知らん人がこういうのをいろいろ計画立案してくれはるから、非常にシミュレーションだけ見てたら、ものすごくいい重層的なサービスの提供などというシミュレーションが出てるわけで、自治会単位の圏域では家事援助や交流サロンや声かけや配食見守り、お買い物をしませうみたいなことを書かれているんですが、小学校区域単位では介護支援、外出支援、食材配達とか安否確認とか、こういうのを全部ボランティア、住民主体、ボランティア中心でやりませうみたいなことが書いてあるんですが、これはもうほとんど現実から乖離した、何というのかな、もう机の上で書いた理想像やと思うんですね。

だけど、これからやっぱり高齢者がどんどん増えていく中で、そういう部分も必要になってくるだろうとは思いますが、小地域ネットワークづくりの今後の進め方というか、まだ結成されていない部分についての働きかけをどうしていられるのかということと、7町協議については、すみません、もう一度答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

正確な資料をちょっときょうは持ってきておりません。課長が出席する7町の会議というのは、私の記憶の中では2回ございます、既に。それと、担当者レベルの会議については、それ以上の回数といいますか複数回開催をしております。特に大きな課題になってきているのは、議員今回御指摘をいただいている地域の受け皿づくりと、引き続いて介護保険事業者に担ってもらうに対して上限設定、単価の上限設定をされておりますので、上限設定いっぱいまで行くのかどうか、あるいは、どれぐらいの範囲であれば事業者を引き続いて担ってもらえるのかどうかということについての協議が中心でございました。これからさらに7町の個々の事業者からの意見を聞くということも含めてさせていただくということで進めていくということで協議が、一番直近では先月やっておりますが、年明けにはまた会議を開催されるというふうに聞いているところでございます。

○議長

繁田君。

○ 1 1 番

介護報酬については上限、現行の介護給付を上限としての設定になるわけですから、当然それ以上には設定できないという大原則があるわけなんですけれども、きのうの新聞報道によると、介護給付がまた今度減額されるというふうな検討も国では行われているということなんです、やっぱり現行の介護事業者についてもですね、成り立っていくような形で進めていかないと、その辺が撤退してしまうという、余り低い単価になるとですね、撤退してしまうおそれもあるわけですから、そのあたりも十分慎重に協議を進めていただきたいというふうに思います。

それと、小地域ネットワークづくりについては、いまお手持ちの資料がないということだったんですけれども、これについてはまだ結成されていない地域についてはですね、積極的に働きかけをしていただいて、当然ボランティアでやっていただかなければならない側面が大きいわけなんですけれども、地域の生活支援、福祉の核として機能していただけるように、ぜひとも福祉課それから社会福祉協議会のほうと協力をしていただいて、早期に多くの地域に結成していただけるように取り組んでいただきたいということをお願いしまして、3点目については終わりたいと思います。

○ 議 長

福祉課長。

○ 福祉課長

それでは、大きい4項目めということで、地域包括支援センターの委託にかかわって質問をちょうだいしました。

まず一つ目、来年度からの地域包括支援センターの体制についてでございます。制度改正により新たな事業も増えてくるということも含めてございますので、現時点では当面、有資格者や経験のある人材5名の配置ということで委託を進めていきたいというふうに考えております。

当然、進めていくに際して年々再々事業量も拡大していくかもわかりませんが、まず委託初年度目は5名というふうに考えているところでございます。

次、二つ目でございます。社協事業の影響については、包括の社協委託に伴いこれまで行ってきた介護部門から障がい部門に段階的に移行していくというふうに当初申し上げてきました。この議会の中でもそうですが、これまで国のほうが一定の猶予期間を設けてきた経緯も含めてございますし、また社協にかわる受け皿がないという部分も含めてございますので、一概に全てを介護保険から障がい部門に移行するという点については困難だというふうにお話をしてきた経緯がございます。そういうことも含めてございますので、当面は現行

の体制を維持をしていきたいということで考えております。

次、3番目、地域ケア会議についてですが、これも議員御指摘のように、非常に大きな課題いろいろ国のほうは制度改正の中で設けております。特に地域ケア会議については、医療、在宅、施設との特に連携が必要とされてまいります。これまでも個別ケースに応じて包括支援センターで介護、医療、地域関係者の課題別あるいは相談者別に協議をしてきた経緯が含まれてございます。それをさらに拡大していくことが今回の大きな制度改正でございます。

先ほども申しましたように、西和医療センターを中心となった地域医療との連携ということのメディケアフォーラム等も含めて開催を既にされてきております。そういう地域のお医者さん、医療機関との連携というものをさらに進めていくということが大きな課題になってくるというふうに思っております。

そういう方向で医療との連携を図りつつ、地域ケア会議をさらに充実をさせていきたいというふうに考えているところでございます。

在宅医療の連携については、先ほども申しましたように西和メディケアフォーラムの実行委員会が組織をされて包括のメンバーも具体的に入っております。医療と介護の連携をさらに図ってまいります。

認知症施策については、今回ありがたいことに地域の核になってまいりますハートランド信貴さんのほうから積極的に協力をしたいという意向を伺っております。そのことを踏まえて認知症対策を専門医の皆さんが入っていただく中で推進を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

次、生活支援サービスの体制については、地域課題の把握やネットワーク構築を推進するコーディネーターの育成を行ってまいりたいというふうに考えています。

それと、家族介護支援事業については、現在任意事業として在宅重度介護者の介護に際して家族に紙おむつの支給等を行っております。今後も引き続いてこの事業については継続をしてまいります。

いずれにいたしましても、包括に新たに加わった医療と介護の連携、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備は、遅くとも法的には30年4月までには実施をしなければなりませんし、法改正がされてまいります。町といたしましても、包括と連携をとって体制整備を推進していきたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいというふうに思います。

○議 長

繁田君。

○11番

これについても幾つか再質問をしたいと思えます。

まず、最初にですね、委託をする場合の体制について初年度は5名でいくということだったんですけれども、包括支援センターは御承知のように主任ケアマネと保健師と社会福祉士、3名はこれは必置義務があるわけですから、この方々が任に当たられると思うんですけれども、あとプラス2名というのはどういう方になるのでしょうか、資格で結構です、どういう資格をお持ちになった方があと2名今回加わってこられるのかということですね。

それから、社会福祉協議会に委託をするという御方針なんですけれども、現行体制を包括支援センターの部分は委託をするけれども、現行の社会福祉協議会が行っている事業については、当然このまま維持していくということですね、そうするとですね、いまいてる人員の中から少なくとも5名は包括支援センター兼務じゃないですからね、専任ですからね、5名は包括のほうに移るわけです。残りの人数で現行行っている社会福祉協議会の事業というのは、これ本当に遂行できるというふうにお考えなんですか。

訪問介護事業とか通所事業については、多分包括の委託からは少し離れると思うんですけれども、現在社会福祉協議会で行われている地域福祉部門、この部門では社会福祉士をお持ちの方が3名おられますね。介護保険事業、正職員でケアマネージャーが2名いらっしゃいますけれども、多分主任ケアマネお取りになってると思うんですけれども、相当数が地域包括支援センターのほうに移行されることによって現行の社会福祉協議会の事業が遂行困難になるのではないかと、これ単純に考えてそう思うんですけれども、社会福祉協議会が行われている事業というのは、このホームページを拝見しただけでもかなりたくさんあります。一つ一つやはりなくすことはできない大事な事業でありますし、なおかつ町内の福祉関係の団体とか長寿会連合会とか、そういう団体の事務局のほうも社会福祉協議会のほうで担っておられると思うんですね。相当数影響は出ると思うんですが、この点については具体的にどのように考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

社協は、当然社会福祉法人でありますから平群町とは別の団体であるということは認識をしておりますが、委託することによって大きな影響が出るわけですから、その点について平群町のほうは関係ないということではないのでね、決して。ですから、その部分についてはお答えをいただきたいと思います。

それと、各いろいろな事業についての御答弁もいただきました。かなり地域包括支援センターが担う部分っていうのは大きく重たくなってくると思うんですね。各介護に関連するケアマネージャーさんであったりとか、訪問介護、あるいは医療、民間企業、社会福祉協議会、あるいはボランティア団体、そういったものを全て連携を図ることによって地域ケア会議っていうのを持たなければ

いけない、個別ケースを検討していかなければならないし、その中で課題を発見、把握して地域づくりにつなげていかなければならないという、これ一つをとってもね、非常に重たい仕事になってくると思うんです。5名体制になったけれども、かなりスタッフの方々にかかってくる仕事量っていうのは量的にも内容的にも重くなってくると思うんです。

それから、認知症施策ですね、これは幸いハートランドさんのほうから協力のお申し出があったということで心強い限りではあるんですけども、認知症地域支援推進員の部門も、これも進めていかなければなりません。

認知症のサポーターについては、奈良県は非常に取り組みが遅れているということなんですけど、これについてはどういうふうに進めていこうというふうに考えておられるのか、それからコーディネーターの育成についてもですね、具体的にどういう形で育成をしていくのか、そのあたりももう少し明らかにしていきたいと思うんですが、お願いいたします。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

複数の再質問をいただきましたので、漏れ落ちがありましたら改めて御指摘を願いたいと思います。

初年度5名の体制で包括支援センターに委託を考えると、うち3人については最低限、議員御指摘のように資格が決まっておりますので、それは確保させていただきます。

それ以外に重複する資格者ということで、残り2名については主任ケアマネであったり、あるいは若干違うかもわかりませんが看護師の資格があったり、あるいは社会福祉士資格があったりということで、その辺の範疇については法的に認められている範疇の中で5人を充足したいというふうに考えています。

当然このメンバーについては、社会福祉協議会での介護保険部門の経験を有するものというふうに考えておりますし、また、いままでも包括に出向していただいて経験を積み重ねたものが中心となっていくというふうに考えております。

そういうことで人を出すことに伴って残りの体制、特に地域福祉事業についての影響がないのかどうかということですが、地域福祉事業における包括への派遣といいますか委託に伴って影響が出るかどうかというふうに言いますと、まず、現行の体制、状況であれば影響は出ないというふうに考えております。

それと、逆に社会福祉協議会が担うことで、これから担っていかなければな

らない社協本来の業務、それを遂行する意味では、さらに人材の体制の補強というのは別途それは考えられると思います。小地域ネットワークの拡大であったり地域のボランティアの育成であったり、そういう部分での人的体制の強化というのは、今回の包括の委託とは別次元の話として必要になってくるというふうに考えております。

それと、介護保険部門については、いままでも利用者の数が増えたり減ったりという、そういう動向に合わせて正規職員、臨時職員も含めて有効に活用しながら進めてきた経緯も含めてございますので、介護保険部門については、不足する場合については臨時的雇用あるいは正規職員での雇用の追加ということも含めて当然考えられますが、現時点では大きく介護保険部門では影響するというふうには考えておりません。

次、地域ケア会議などで確かに仕事量というのは増えてまいります。また重い仕事でございます。そういう意味では、いままで個々の課題、個々の相談者ごとに個別対応してきた課題について、地域ケア会議ということで大きく構えて、ことによっては政策提起も含めて進めていくものというのをつくられていきます。これ、正直申し上げていままで経験ございません。どれぐらいそのことによって仕事量が増大するかというのは、増えるということはおわかっておりますけれども、いまのところ未知の領域でございます。

特にこの会議自身を結成していく意味では、いままで大きなネックになってきたのは地域の医療機関、お医者さんの協力がなかなか得にくかった、平群町内でも特定のお医者さん、1名ないし2名のお医者さんが会議に出席していただく程度で、なかなか全体として協力を得ることができておりませんでした。今回、郡山保健所、西和医療センター等の協力も含めてございまして、7町全体での協議会、医師の皆さんの意見を統一していくという取り組みを進められてきましたので、平群町の医師会のほうも積極的にかかわっていただけるものというふうに考えております。

まず一番大きなネックであったそこが大きく変化してまいりましたので、ケア会議についても、こちらのほうももっと積極的に取り組んでいけるように会議を本格的に始動させていけるように進めていきたいというふうに考えておりますし、第6期の介護保険計画策定会議の中で、特にことし2回目の会議の中でも、そのことについては一定議案として上げさせていただいたところでございます。

次、認知症対策でございます。これ、ほかの議員からも引き続いて質問をちょうだいしております。これ、平群町、奈良県全体そうですが、平群町もなかなかサポーターの養成が進んでおりません。議会で指摘をいただきまして、

ことし本格的に取り組みを始めさせていただいて、やっと今年度で、まだ未開催の部分も含めてございますが、200人程度のサポーターの養成にこぎつけるというところでございます。さらにこの取り組みを拡大していきながら地域の中で多くの人たちに高齢者の皆さんがやっぱり認識される、見守られるという状況をつくっていく必要があるというふうに思っております、これは急務の課題だというふうに思っております。そういう意味では、全てを包括支援センターあるいは資格者だけに頼ってどうこうだけではなしに、町本体のほうも積極的にこのことについては関与しながら拡大を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、最後にコーディネーターの問題を指摘いただきました。

議員御指摘のとおり、コーディネーターというのは社会福祉協議会の地域福祉部門というのは本来はボランティアのコーディネートをする部門であります。団体の事務局ではございません。

本来ボランティアが、それを必要とする人たちに対してボランティアをつないでいくためのコーディネーターを本来の業務としてしていくところでございますので、社会福祉協議会のいままでの活動と経験、それが包括支援センターでもいかに発揮できるものというふうに認識をしております。

そういう意味で、社協のボランティアとの連携、コーディネート、これが生かせる場所として包括の中での取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長

繁田君。

○11番

ちょっと答弁、奇異に感じたんですけれどもね、社会福祉協議会のいまの体制から5名が抜けるわけでしょ、地域包括支援センターのほうに行かれるわけやから5名抜けるわけですよ、その現行行っている社会福祉協議会の事業に影響はそら出るでしょ、5名も抜けるんやから。出ないって言い切れるんですか。現行体制で影響が出ないって、それ信じられないんですけどね、5名抜けるんですよ、1名抜けただけでも影響っていうのは相当出ると思うんですよ。

平群町の社会福祉協議会が取り組んでいる事業というのは、かなり広範にわたってますし、中身も充実してますし、比較したら悪いけど、ほかのまちに比べたらかなりうちの社協っていうのはやっていると、思うんですよ。

だから、その中から5名抜けたら影響出るはずでしょう。いちいち言いませんでしたけど、小地域ネットワークづくり事業、高齢者支援事業、障がい者支援事業、一人親家庭支援事業、福祉有償運送事業、福祉機器貸出事業、在宅福

社支援事業、生活福祉資金貸付事業、地域福祉権利擁護事業、心配事相談、かしのき荘の管理、福祉団体の活動支援、共同募金等々ね、かなり広範囲でやっ  
てる中で5名抜けて影響が出ないはずがないんですよ。違いますか。

だから、そうになったら地域福祉がいままでより後退する心配があるんじゃない  
ですか、そういうことになりはしませんかと、ならないために、ならない  
と言うてはんねんけど、これなりますやん、どない考えたかって。

だから、それどうするんですかっていうことをお尋ねしてるんで、出ないん  
ですか、本当に影響は。

いや、ちょっと待ってください。まだ聞きたいことがあるので。

認知症の地域支援推進員、そのサポーターについても、今年度200人とい  
うことでやってくださったんですけども、この認知症サポーターの養成講座  
というのは、私自身も受けたんですが、かなりその講座自体に本当にこの状態  
でええのかなっていう疑問を持っているんですけども、それについては県の  
ほうに言うていったらいいから県のほうに言うていきますけれども、余りにも  
内容がですね、表面的な内容になっているので、そのまま認知症サポーターっ  
ていうことでこのオレンジのリングですか、これもらうんですけど、あの養成  
講座の中身でこれほんまにもらってつけられる人が何人いるかなっていう気が  
するんですけども、それについて町としてはどういうふうにご考慮されて  
いるのかなというふうに思うんです。200人せっかく養成していただいて、20  
0人サポーター、わかるんですけども、御努力していただいているというこ  
とは、本当の意味でサポーターとして活動できるような養成講座になっている  
のかどうかというのは、かなり疑問を持っていますが、町としてはどういうふう  
に見ておられるのでしょうか。今後も同じ内容でですね、養成講座を進めて  
いかれるというのであれば、ちょっと問題じゃないかなというふうに思ってい  
ます。

この移行することによってですね、仕事の量というのはかなり増えると思  
います。それはお認めになっているところなんですけれども、その体制で行ける  
のかどうかっていうのも、ちょっと疑問に持っているんですけども、ちょう  
ど来年度っていうことになると、法律が改正されて非常に大きく動く時期にな  
ると思うんですね。そういうややこしい時期に地域包括支援センターを社会福  
祉協議会に委託をするということ自体がね、いいのかどうかっていう、当然そ  
ういう疑問が出てくると思うんですよ。

絶対委託をしてはいけないというんじゃないんですけども、この間いろい  
ろ議論する中で町としてはもう委託の意向っていうのを持ってはるのはわかっ  
たから、しかも社協が行っているいろんな事業については撤退しない、後退し

ないということもはっきり言明されているわけやから、その上で委託をするのであれば、それはそれで町の方針として認めますけれども、ただ、これだけ大きく激変する時期にわざわざ委託をするというのはね、かなり大きな冒険やと思うんですよ。いろんな新しく地域包括支援センターにかかってくるいろんな事業や責任ある仕事、これについてはきちっとした体制をつくって、きちっとした何ていうのかな、いま構築段階じゃなくてきちっと構築したその上で委託をするというならわかるけど、このまだ構築してる途中の段階で委託をされたら、受けたほうも大変やと思うんですよ。

いくら平群町社会福祉協議会というても、これは民間の団体です。平群町が各町外のところに関係機関や何かに働きかけてこうしましょうっていうのと、委託を受けた平群町社協が言うのと、やっぱり重みはね、これ言うたら失礼な言い方かもしれんけど、やっぱり全然違うと思うんですよ。だから、やらなければいけないことはきちっと平群町が町の責任で構築した上で、でき上がったところで委託をするというのが本筋やと思うんです。

27年4月に委託をしますと決めはった段階では、国の法律がまだこっだけ大きく変わるとは誰も予想してなかったんですね。だから27年4月に委託をしますとおっしゃった発言が悪いということではないんです。目標を持ってやりなさいというふうに運営委員さんの中から言われてそうお答えになったんやんから。ただ、これだけ大きく法律が変わってくると、やはりもう少し足場を固めてからの委託じゃないと、かなり混乱をするんじゃないかというふうに思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

ちょっとたくさんまた再々質問を。

○議長

簡潔に頼みます。

○福祉課長

はい、5人も社協のメンバーがそちらに包括に移るということで大変じゃないですかという話、地域福祉部門でというふうに話をおっしゃったので私は地域福祉部門、総務地域の関係についての影響はございませんと、介護保険部門からの包括支援センターへの5人の派遣というか委託の業務を受けるというふうに考えております。

まして、いま現在2名の社協の職員が既に行っております。包括支援センターに。実質あと3人を追加をするということで、この2名については現在の正

規職員で町の職員が担当している部分も含めて住民の方の関係も含めてスムーズに移行ができるようにということで既に2名の職員が派遣をされている。さらに今回追加で27年4月からもう3人が包括の委託を受けるということでございます。

そういう意味では、介護保険部門については、若干そういうことで利用者の数が増えたりどうこうすれば、若干しんどい部分も含めて発生するかもわかりません。これはこれまでも増える減るといのはございますので、当然それに対応するように有資格者で臨時職員を募集したり何らかの体制は、それは当然社協のほうで判断をするものというふうに思っております。

次に、たくさんいただいたんで、特に認知症の関係ですね、これについてはいろいろな評価があると思います。議員、特に介護保険事業にかかわっておられる部分も含めてございますので、そういうふうに認識されたのだというふうに思っております。

確かに初めて認知症について勉強するということになってまいりますと、議員の意識からすればちょっとまだまだ希薄な内容で底が浅いのではないかとこのように思われるかも知れません。

奈良県全体で言いますと、こういうのがございます。一部コピーでございませぬが、認知症関係についての中学生の養成の副読本、小学生養成のサポーター養成と、養成の副読本、それとこれは一般の大人のサポーター養成のもの、それ以外に県のホームページでチェックリストなども含めてございます。ちょっとこれコピーしたのですが。

まだまだその教材となる部分の資料というのは非常に、内容的には非常に少ない、年齢別でつくっていただいておりますけれども、これ子どもの立場で見ても難しいかなって思う部分も含めてありますし、議員思うほどその理解が進むかどうかというのは確かに人さまざまでございます。

しかし、まずサポーターの養成というのは学者や専門家を養成するものではございませぬ。地域の中でやっぱり認知症の方についての特徴であったり何かの対処をしていくときにどうかかわっていくんか、まず入口の体制をつくっていくものでございますので、その辺についてはまだまだ議員から見れば不十分かも知れませんが、まずは第一歩ということで考えていただいて取り組みを進めていく、その体制を、ことしはいろいろ指摘も受けまして、取り組みをさせていただいて200人のサポーターの養成ということで努力をしているところでございますし、さらに次年度以降もこの体制を強化していきたい、教材や勉強の内容については、さらに段階を追いながら、もっといいものがあれば活用していくことも含めて進めていきたいというふうに考えているところでござ

います。

委託の時期が、こういう激変をするときで非常に慌てて4月にする必要があるのかなのかというふうにおっしゃいました。逆に言えば、その制度自身が大きな改正も含めてございますし、都度都度改正も含めてございます。それを考えますと、いつが一番適しているのかというのは、正直判断を迷うところでございます。

もともと今回、議員御指摘をいただきましたように国の法律改正、制度改正がある以前から包括支援センターの非常に体制的に苦しい状況があるということ踏まえて体制の強化を図るという意味で包括の委託ということその前段に提起をさせていただきまして、早い段階から社協からの職員の派遣も含めてスムーズに移行ができるようにということで取り組みを進めてまいりました。

これをまたいまとめるということについては非常に困難だと思いますし、委託に際しての事務方との協議の中でも特に議員御指摘をいただいているいろんな体制の個々の構築をどうしていくのかということについても、行政サイドと受け皿になる社協との間で綿密な協議をいまも既にもう始めております。まだまだちょっと公表できない部分も含めてございますが、その辺のところをできるだけ4月から遅滞なく取り組みができるようにというふうに考えておりますので、具体的に至らぬ点がございましたら、また御指摘をいただけたらありがたいというふうに思っております。

○議 長

繁田君。

○11番

具体的に至らないところがあればって、じゃあ至らないところがあったら困るから言ってるわけですよ。至らないところが出ないようにきちっと体制を構築してから委託をするということでも構わないんじゃないですかということ言うてるわけですからね、その見切り発車をしてしまっただけ結局迷惑を被るのは平群町の住民の方々なんですから、そのあたりはもうちょっと慎重にやっていただきたいなというふうに思います。

介護保険事業のほうから人が包括のほうに行くということだったんですけども、結局だから影響は出るわけですよ、介護保険事業部門にしる何にしる。だからその部分については、もし影響が出て不都合が生じるようであれば、ちょっとこれええのかどうかわかりませんが、補充しますというふうに福祉課長が断言されるというふうな、ちょっと立場が違うんじゃないかなというふうに思うんですが、補充をするように社会福祉協議会のほうではやっていただかないといけないと思いますが、それは働きかけてくださるんでしょうけれども。

認知症のサポーターについてはですね、多々不満がありますので、これは個別に県のほうにも申し入れをしていきたいと思うんですが、認知症に対する理解っていうのは、私その副読本は目を通していませんけれども、本当に難しくですね、1時間半や2時間講習を受けて理解できるようなものではありません。かなりやっぱり専門性が必要になってくると思うし、そうでなければサポートできない部分も非常に多くあると思いますので、この点には十分留意をしていただいて養成講座のほうを進めていっていただきたいというふうに指摘しておきたいと思います。

それから、委託についての時期なんですけれども、私はやっぱりこの時期に委託をするというのは時期的には最悪ではないかなというふうに思っています。やっぱりきちっとした体制を構築した上での委託でなければ、それであっても多分いろいろ、多分漏れとかトラブルとかっていうのはあると思うんですけれども、いまわざわざこの段階で委託をするというのは、ちょっと私には理解ができません。

もうこれ以上言っても意見は平行線をたどってしまいますので申し上げますが、一つ念を押しておきたいのは、迷惑するのは平群の住民なんです。ですから平群の住民の方々が混乱されたり困惑されたり迷惑がかからないようにですね、きちっと責任をとれる体制を持っていただきたいというふうに思います。

これを最後に申し上げて、一般質問を終わります。

○議長 長

それでは、繁田君の質問をこれで終わります。

午後1時15分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時46分)

再 開 (午後 1時15分)

○議長 長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長 長

発言番号9番、議席番号8番、窪君の質問を許可いたします。窪君。

○8 番

8番、窪でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただいております3項目について質問させていただきます。

まず、1項目めは、ゆめさとこども園の安全な通園対策について質問をいたします。

いよいよ来春には、ゆめさとこども園、はなさとこども園が開園されます。私はこれまで平群の将来を担う子どもたちが安心安全に通園するため、文教厚生委員会を初め平成25年9月議会、平成26年9月議会と幾たびも一般質問をさせていただきました。11月より園児募集も行われましたが、まだまだ保護者の皆様からは不安なお声をたくさんいただきます。

そこで、皆様に安心して通園していただくために再度5点にわたり質問させていただきますので、明解な御答弁をよろしくお願いいたします。

まず、1点目、11月28日で園児募集を締め切り平成27年4月1日の入園数は今後追加募集できる現状か、お尋ねをいたします。

2点目、9月議会においてコミバス利用により通園される保護者の経済的負担を軽減すべきとの質問に、コミバスの利用促進という観点から一定金額の1カ月乗り放題のフリー切符の発行についてNCバスと協議をする旨の答弁でありましたが、具体的なフリー切符の内容についてお尋ねいたします。

また、利用促進の観点から、通園はもちろんのこと通学や一般でも利用できることを確認いたします。

また、北部地域から通園される方で車通園でない方は、コミバスとは別に循環バス等の交通費が発生しますが、その方々への負担軽減の対策も検討すべきではないでしょうか、お尋ねいたします。

三つ目ですが、町は車通園が大半であると予想されておられますが、そのためには大井手路線の拡幅計画を早急に立てるべきとの質問に対して、9月に周辺の安全対策としてことしの早い時期に計画を立案しますとの御答弁をいただきましたが、大井手路線の立案された具体的な計画をお尋ねをいたします。

4点目、大半が車通園と予想されるのであれば、現在整備を予定している駐車場は35台分の確保しかできていません。登園、降園時の混雑による事故発生を回避するとともに、近隣に迷惑をかけないためにも、ゆめさとこども園の駐車場をさらに拡幅すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

5点目、竜田川駅のスロープや簡易エレベーターなどのバリアフリー化について平成25年6月議会で質問する中、スロープについては、階段ではかなり御不自由をかけているということも含めスロープの必要性は認識しているとの御答弁をされました。さらに平成26年6月議会で、ゆめさとこども園の開園に伴い最寄駅となることも含め再度質問する中、現時点でスロープや簡易エレベーターの設置については、近鉄竜田川駅の敷地内では設置することが困難な状況であるということから、竜田川の駅前全体を含めて検討してまいりたい、

ただ、幼保施設の開園による最寄駅であることについては十分認識しているところであり、幼保の担当課ともまた協議をしてみたいと考えております。26年度中のできるだけ早い時期に一定市内での考えをまとめたいと考えておりますと御答弁をいただいております。来春開園のゆめさとこども園の最寄駅として竜田川駅の安全対策についてお尋ねをいたします。

大きな2項目めは、妊婦健診の補助券単価の見直しを、について質問をいたします。

妊婦健診は、妊婦さんとおなかの赤ちゃんの健康を守り安心して出産を迎える上で大切な健診です。出産までには多くの費用がかかるため、これまで何度も公費負担の拡充を議会で行い取り組む中、国が動き助成回数を14回まで制度改正を実現、現在は県を中心に奈良県産婦人科医会と協議を行い県下市町村が統一の制度となりました。

現在の支給方法については、補助券方式で補助総額は9万5,000円分が交付されております。補助券の内訳は、1枚2,500円の基本券が14枚と同じく1枚2,500円の追加券が24枚です。健診1回につき、このオレンジ色の基本券が1枚と白色の追加券を必要枚数追加して使用でき、14回の健診に充てていただくことになっております。

最近2,500円の補助券単価を1,000円ぐらいに低くできないかとの要望をいただきました。1回の健診は、そのときにより健診項目も違い幾らかかるかわかりません。医療機関に支払う健診費用と使用補助券総額との差額は返金されないため、補助券総額よりも健診費用が低額の場合、出産するまでのことを考えれば補助券を1枚たりとも無駄にできなくて利用しにくく、差額を自費負担するケースが多いそうです。

そこで、補助券の単価を低くすることで無駄なく補助券の使用ができ自己負担も少なくなります。県産婦人科医と集合契約を結ばれており協議が必要なこともわかりますが、安心して健診を受けるためにも妊婦健診の補助券単価を1,000円ぐらいに見直す必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

大きな3項目めであります。認知症サポーターの普及促進を、について質問をいたします。

超高齢社会を迎える中、本町の高齢者は現在6,621人で、昨年4月の時点で認知症の方は、介護認定を受けられている460人を含めて約1,000人いらっしゃいます。また、予備軍といわれる軽度認知症が800人と推定しており、65歳以上の4人にお1人が認知症か予備軍に当たります。

認知症は誰にでも起こり得る脳の病気による症状であると言われておりま

す。そのような現状の中、地域の方が認知症の正しい知識やつきあい方を理解し、自分のできる範囲で友人や家族にその知識を伝え、認知症の人や御家族の気持ちを理解するように努め、できる範囲で手助けの活動をすることを学ぶのが認知症サポーター養成講座の目的です。本年3月議会で開催を提案する中、町内で3回実施され、さらに1回予定されているとお聞きをしております。

また、サポーター数が3月の時点ではゼロに等しい現状でしたが、131人と増加し、キャラバンメイトも1名増加し5名の人用です。

そこで、3点についてお尋ねをいたします。

1、認知症サポーターの拡充について。

国は、認知症施策推進5カ年計画、つまりオレンジプランで平成29年度末には全国で600万人の拡大を目指しております。本町においても今後は認知症サポーター養成講座をさらに増やすとともに、あらゆる機会町民への普及啓発に取り組むべきではないでしょうか。

各種団体や自治会での開催はもちろんのこと、町のホームページでも一般町民向けの養成講座開催の日時等を周知して、より多くの方々に参加をしていただけるような取り組みをすべきと考えます。

そこで、認知症サポーター拡充に対する本町の平成29年度末までのサポーター目標と、どのように実行され拡充される予定かをお尋ねをいたします。

2点目、キッズサポーターの養成について。

認知症を正しく理解している人は大人の中でもまだまだ少ないと思われませんが、子どもたちも認知症に対する理解を深め高齢者に対する思いやりや生老病死を学ぶ大切な機会とするために、小中学校を含めた認知症サポーターを幅広く要請する取り組みを本町でも進めるべきではないでしょうか。

3点目、認知症簡易チェックシステムの導入について。

本町の高齢化率は現在34.0%で上昇傾向にあることから、認知症の早期発見や公的機関などへの相談に役立ててもらうため、無料で利用できる認知症簡易チェックシステムを導入し、町ホームページ上で公開すべきではないでしょうか。

以上、明解な御答弁をどうかよろしく願いいたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、ゆめさとこども園の安全な通園対策についての御質問で、教育委員会のほうから1点目と2点目の3番目の内容、それから4点目について御答弁申し上げたいと思います。

まず、1点目の園児の追加募集の件についてでございますが、平成27年度の町内こども園への新規申し込みの受付を11月4日から11月28日まで行い、はなさとこども園で33名、ゆめさとこども園で58名の応募がございました。結果的には、はなさとこども園ではゼロ歳児以外の全ての年齢において定員を超過する状況にあります。今後、はなさとこども園のこの超過分をゆめさとこども園で受け入れるための調整を現在行っております。

なお、現在の在園者につきましては、申し込み期限を1月16日としておりますため、最終の人数確定には至っておりませんが、申し込みを締め切った28日時点の予想では、クラスによるばらつきはございますが、はなさとこども園の超過分をゆめさとこども園のほうで受け入れたとしても、なお最大で15名程度の受け入れが可能な状況にあるというふうに考えております。

次に、2点目の3で、北部地域からの通園者の負担軽減のことについてでございますが、北部地域のバス利用者のみにも助成を行うということになりますと、他の地域や他の通園方法を利用されている保護者との間に不公平感が生じることから、導入することについては考えておりませんので御理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目のゆめさとこども園の駐車場の拡大についての御質問でございますが、これにつきましては、昨日の井戸議員の質問でもお答えをいたしております。重複をしますが、ゆめさとこども園の駐車場につきましては、敷地内に8台と近接地に保護者用の送迎専用として約30台から35台を設置するため、現在設計業務を行っておりますところでございます。この台数につきましては、南保育園やはなさと保育園、平群幼稚園の駐車場の現状から予測し、一番混雑すると考えられる8時30分から9時ごろまでの30分間に3回転を見込んで約100台の駐車が可能というふうに考えております。

また、時差登園や降園の設定も今後行っていくことによりまして混雑の緩和等の対策も講じながら大きな混乱や混雑は避けられるのではないかとというふうに考えております。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

3点目の大井手路線の安全対策について答弁をいたします。

本年9月の議会におきまして、大井手路線の安全対策については整備手法も含めて早急に安全対策案を立案をし、整備可能な区間から段階的に着手するという、そういった旨の答弁をいたしております。

その後、とりわけ緊急性の高い区間であります南小学校正門前付近から北側

の狹隘区間までの間、約780メートルにおいて現地検証も含めて対策案を立案をしております。

新園、こども園に接続しておる白石畑路線と、あと大井手路線については、道路拡幅を伴う歩道設置に向けて現在工事中であります。それ以外の区間の対策としまして、基本的には狹隘区間については道路拡幅をし歩道設置をすることが最も有効かつ抜本的な安全対策案であるという検証はされております。ただ、道路拡幅となれば地権者の同意や地元自治会との合意形成、さらには用地費や工事費等の事業費も大きく、一定の事業期間を要することから、さまざまな課題を段階的にクリアしていく必要があると考えます。

もう一つの対策案としましては、即効果が期待できる対策としまして、転落等の危険箇所には防止柵の設置や路肩のカラー舗装等による路面表示、さらには側溝のふたを設置し有効幅員を確保するなどさまざまな工法を現在検討をしております。

既に一部狹隘区間においては段差解消等の舗装の打ちかえ工事を完了をしております。それ以外の今年度の安全対策工事につきましては、対策区間それと工法についても早期に決定をし、速やかに安全対策を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

2項目めの1点目のコミバスフリー切符についての御質問にお答えいたします。

フリー乗車券の導入につきましては、現在NCバスと協議を行っているところでありますが、発行方法、発行形態や金額など詳細部分を調整していく必要があります。NCバスと協議を行い、一定市内でも手法について取りまとめを行い、議会の所管委員会にも報告し御意見をいただいた上、地域公共交通会議に諮り実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

コミバスの利用促進を図るためのフリー乗車券の発行であることから、利用対象者は通園にかかわらず御利用いただけるように考えております。

それから、5点目の竜田川駅の安全対策についての御質問にお答えいたします。

竜田川駅に簡易エレベーターや階段昇降機の設置については、適したスペースがないことや設置後の管理等についてもさまざまな課題があることから、竜田川駅に簡易エレベーターや階段昇降機の設置については難しいと考えております。また、スロープの設置につきましては、以前にもお答えさせていただ

きましたが、現在の近鉄敷地内で設置することは難しいことから、駅前の停車帯や車の旋回場の検討等について、道路所管課ともどのような整備手法が可能か、事業費や財源確保も含めて検討を行っているところであります。

あわせて竜田川駅のスロープ設置手法についても協議を行ってまいりたいと考えております。

現時点では整備手法についてはまともっておりませんが、関係課とも引き続き協議を行い、どのような手法があるか、今年度中に一定の方向性を出したいと考えておりますので、いましばらくお時間をいただきますようお願いいたします。

ゆめさと保育園通園の最寄りの駅であることは十分に認識しておりますが、一定の方向性を決定してからも、改修については有利な補助金メニュー等を活用し事業予算の財源確保については全体的な財政部局とも協議を行い予算化していかなければならないことから、一定の期間が必要となってまいりますことにつきましても御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長

窪君。

○ 8 番

ありがとうございます。それでは随時、再質問させていただきます。

まず、1点目の追加募集はできるのかということに対して御答弁、全体、結果的には15名まだ余裕があるということですが、これはゆめさとこども園で15名というふうにとめてよろしいのでしょうか。それから、その15名という年代別の内訳等を教えていただきたいと思います。

それから、また年代別のそのことによりますクラス数に変動がまた出てくるのか、その点もう少し詳しく教えていただきたいんです。これは、なぜかと言いましたら、町外からの申し込みも多々、町外保育の申し込みですね、また教育標準の部分ですけれども、今回教育標準、幼稚園の部門も受け入れができるようになりましたので、ですからやはりそれを待たれている方もたくさんいらっしゃると思いますので、お尋ねしたいと思います。

2点目ですけれども、フリー切符ですね、コミバス、現実に大変いまの状況では相当な負担額が発生しますので、フリー切符は実施に向けて取り組みたいと、明確な御答弁をいただいたと思います。ただですね、大体ね、この手順は踏まれるのはわかるんです、前回9月議会のときもNCと協議をして公共交通会議で、それでまた議会に説明と、このまた特別委員会もありますので、どのような流れになるのか、ちょっと疑問なんですけれども、大体どのような方向

性で考えられているのか、フリー切符の内容ですね、決定してませんけれどもちょっと教えていただきたいと思います。

それから、通園はもちろんのこと通学、一般でも利用、これは利用促進の観点から当たり前のことで、多くの皆さんにこのことによってまた利用していただくということで了解しました。

それから、北部地域ですね、不公平感があって導入を考えてないということなのですが、NCのバス、お車乗られない方はNCバスを乗られて来る、北部のサービスの維持ということで2年は暫定的にいうことですが、それ以降ですね、バスを乗らないとどうしても来れない方は、大変交通費が負担が出てくると思うんですね。コミバスはこういうフリー切符で一定少しは緩和されると思うんですけれども、やはりこれは信貴山からの通学にも、前回9月でも申しましたが、交通費助成がされてるという観点からね、全く導入を考えてないとはっきりと言っていたいたんですが、やはり新園が始まりまして開園が始まりましてですね、またその時点で質問もさせていただくと思いますが、どのような通園方法で利用者が来られるのかということも、やはり担当課としては把握をしていただきたいと、それはお願いをしておきたいと思います。それによりまして、やはり御負担が大変大きくなる場合は、また再度検討をしていただきたいと思います。これも再質問させていただきます。

それから、大井手路線のことですけれども、9月議会、課長明確に立案、ことし中に早く立案したいということで、早速動いてくださってることは私の目にも見ても大変よくわかります。大変評価をさせていただきたいと思います。

そこで、大井手路線の部分で拡幅ですね、本来は拡幅ができたなら一番いいですが、いまおっしゃいましたように地権者の同意とか用地の購入費とか大変なことで、まずは転落防止とか路肩のカラー舗装等とできるところからいま速やかに取り組んでいただいていることは、本当に評価をしたいと思います。

ただですね、これはあれですが、次に拡幅、その狭隘な部分のこの780の部分の対向する部分のね、本当に厳しい部分に関しては、地権者の御理解が大変必要ですので、大変御苦労かけるとは思いますけれども、今後やはり一定目標を持ちながら拡幅にも取り組んでいただきたいと思いますが、これは再度、もう一度御答弁お願いしたいと思います。

それから、4番目ですけれども、ゆめさとこども園の駐車場をさらに確保すべきということで、昨日他の議員からもありました。ここです、時差登園、降園を行うことということで、昨日もそのような御答弁をされておられたと思うんですけれども、いま現行で時差、いまの現行はどのようになっているのでしょうか。現行は時差登園、時差降園をされていると御認識されているのか、

まずこの点は再度質問させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の募集の件なんですけれども、15名が、最大で15名程度の受け入れが可能な状況にあるということで申し上げました。これにつきましては基本的にはゆめさとのほうでということになります。

内訳につきましてはですけども、これについては部屋の問題とかありますのでちょっといま具体的に何歳が何人っていうようなことは、ちょっと正確なものを持ってないんで、これから調整していきたいというふうに思っています。

ただ、いま現在確認しておるのは、ゆめさとこども園の場合は、ゼロ歳、1歳、2歳、3歳、4歳、これは2クラスずつで、5歳が3クラスっていうふうに設定をしておりましたけれども、受け入れ数の状況から申し上げますと、3歳、4歳が2クラスでは足りないということになってきます。それから、ゼロ歳児が少ないので1クラスでいけるというふうなことで、そういった中でクラス調整をすることによって応諾義務を果たしていこうということで、待機児童をなくしていくっていうふうなことで、いま現在調整中でございます。

それから、2点目の北部の地域の負担軽減のことですけども、対応しないというふうに先ほど申し上げましたけども、今後通園方法の把握に努めることということをおっしゃられました。当然、今後4月の開園以降につきましても通園方法、北部だけやないですけども、通園状況については注視してまいりたいというふうに考えております。

それから、駐車場の拡大の話であります。

時差登園、降園の話ですけども、いま現在、幼稚園のほうで時差登園のほうはちゃんとしたルールでやってないんですけども、自主的に時差登園をさせていただいてるっていうふうな実態がございます。降園につきましては、基本的には2時半と2時50分に分かれて分散して降園してるというふうな実態でございます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、フリー切符についての再質問にお答えいたします。どのようなフリー切符かということにつきましては、まだ現在検討、決定はしておらないところでございますが、通常よくあるものにつきましては、1日に大体1往復さ

れるとして1カ月単位でとなりますと、1カ月20日前後の、20日余りの日数、営業日数がございますので、仮に1日1往復大人でしたら200円かかると、20日でしたら4,000円かかると、それをどういうふうな料金を設定していくかと、それ以上に例えば我が平群町の場合につきましては、平群駅をハブ駅としたコミバスルートの設定ということで、乗り継ぎあるいは1日に何往復していただいてもそういった額を一定の額ですとか、そういった考え方になるかと思いますが、いま現在はこういった形にするかということにつきましては決定しておらないと、また地域公共交通会議でも最終的には決定してまいりたいと思いますけども、それまでには所管の特別委員会にも報告いたしまして御意見をいただいた上で決定してまいりたいと考えておりますので、そういったことで御理解いただきたいと思っております。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

大井手路線の拡幅の関係の再質問でございます。

この件につきましては、きのうの森田議員の御質問にも一定お答えをしておりますが若干重複するかと思っておりますけども、再度お答えさせていただきます。

まずですね、申し上げましたとおり大井手路線の安全対策の抜本的な対策としましては拡幅による歩道設置、これが効果的であると、要するに歩道と車道を分離を図るということで歩行者の安全対策を図っていくと、これが基本であります。ただ、大井手路線につきましては、あくまでも幹線道路を補完する道路であるという認識をしております。民家が立ち並んでいる区間もありまして、全線で要するに道路構造令の基準に合致したような2車線の歩道付きの道路整備をすると、こういう整備については考えておりません。あくまでも安全対策を図るということを目的に部分改良に向けて取り組むと、当然地元とも十二分に合意形成を図りながら進める必要があるというふうに考えておるところでございます。

現在段階的に進めておるんですけども、当然その買収となれば地権者の協力あるいは地元の協力等が必要になってきますので、まずはその抜本対策でなしに即効的な対策ということで、転落防止柵や、あと路面のカラー舗装表示、そういったものをできる区間から行っていくということでございます。

ホームセンターコーナンの周辺につきましては、ホームセンターのほうの事業者のほうにも協力要請をして、できるだけ対策を講じていただくということでございます。

議員が御指摘いただいております、要するに対向不可能な区間について約1

20メートルございます。この区間については、私どもも拡幅する必要があるという、そういう認識をしておりまして、それに向けて地元あるいは地権者の方々にも協力要請をしてみたいということで、このことについては積極的に進めてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

窪君。

○8 番

ありがとうございます。あと追加で募集できるのは、ゆめさとで15名ということで、いま待機児童をつくらないということでもしっかりとっていただいたので、ちょっとほっと安心なんですけれども、やはり町外の募集も大変いい場所にもありますし、今後2月からですかね、町外保育の募集も始まると思いますので、できるだけ速やかに年代別の募集の人数を出していただきたいと思っております。やはり4月からで、また本町に4月までにお仕事の都合で引っ越しこられる方もやっぱりいらっしゃると思うんですね。3月4月は異動の時期ですので、ですから速やかにこの追加の分の年代別の人数のものを出していただくことをよろしく願いしておきたいと思っております。

それから、フリー切符ですけれども、一定額、まだ決定してないということで、それはわかるんですけれども、できるだけ低い金額に抑えていただきますことをお願いしたいんです。現実にコミバス、いろいろな論議はありますけれども、よく北部のNCバスとの比較をされます。でも私はコミバスは100円だからNCは循環で300何ぼとかあるからとか、すごい不公平だという方もいらっしゃいますけれども、それは納得できないんです。であるならば、南部の地域の方々には、そういう循環バスがないからコミバスで乗られておりますけれども、本数は少ない、乗りにくい、夜遅くまで走らない、朝も、大変乗りにくいわけですね。だから金額が本当に300何ぼでも高くても、便数が多ければね、本当に喜ばれると思うんです。だからそこで不公平、100円だから不公平という考え方は、ちょっと違うんじゃないかということだけは、すみません、指摘をしておきたいと思っております。それは私の考えでありますけれども、これは多くの住民の皆さんが言われていることでもあります。ですので、この通園また利用促進のために、これはもうけるために、民間のバスみたいにそういうものではないので、1日200円ですね、200円で20日間ということは、4,000円っていうことは、4,000円になりますよね、これ大変大きいんですよ、正味のことを言いますね、金額的には、NCやいろいろなものを活用しながらとなりましたら、1カ月の何というんですかね、交通費大

変負担かかるわけです。ですから、そこはやはりフリー切符、皆さんに乗ってもらうため、できるだけ安価な低額にさせていただくことはお願いしたいんですけど、これは再々質問させていただきまます。すみません。

それから、通園方法を速やかに入園決まりましたら把握をしていただきまして、またこれは御検討をよろしく願いしておきたいと思ひます。

それから、大井手路線ですけれども、いま課長言われましたように即効の対策をとということで速やかな対策をとっていただきましたが、いま拡幅が必要な箇所が120メートルだとおっしゃいました。もうこれは本当に大変なことだと思うんです。拡幅することは。でも本当にせつかくあそこの地にこども園ができますので、これは本当に御努力が必要だと思ひますが、どうか拡幅が速やかにできることはお願いをしておきたいと思ひます。

それから、駐車場ですね、これは私ね、確認しましたら、いまおっしゃいましたけれども、時差降園はいま現行ではされてるが時差登園はされてないということなんです。いま課長、自主的にということですが、園のほうにも、また保護者のほうにも確認しましたが、保護者は一切自主の時差登園はされてないという認識でおられますので、ですので、その昨日の答弁ではP T Aとどうのこうのってありましたけれども、P T Aとその点はしっかりもう打ち合わせをされてるのでしょうか。

現実に、やはり駐車場が35台、約40台ですね、一斉にこう来るわけですよ、ましてバス乗らないといけないと、こうなりましたらね、もう本当にやはり車がものすごい増えることは、もう間違いないんです。そこに路上駐車でもう溢れて、路上駐車した場合ですね、大変なことになると思うんですね。

いまの地域の駐車場と今度の椿井のところの駐車場の地域の環境は違いますので、交通量が大変近隣が多いですのでね、だから大変な状況になると思うんですね。

ですから、やはりこれはちょっと私この約40台で本当に賄えるのかなと、また時差登園とおっしゃいますけれども、P T Aとちゃんとここら辺はもう討議をされているのか、再度その点、御確認させていただきたいと思ひます。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

再質問にお答えいたします。フリー乗車券の料金設定についてでございます。フリー乗車券の本来の利用促進という目的からも利用者の方が利用しやすい価格ということで考えてまいりたいと思ひます。いま現在、幾らにするということまでは決定しておらないところでございますが、利用者の方ができるだけ利

用していただけるような料金設定と考えております。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

時差登園、降園の話ですけども、自主的にというふうなことで登園の場合は現実問題としてなっているというふうなことでございます。

実際に駐車状況なんかの調査確認も行ってるんですけども、5分単位で見てるんですけども、大体ばらついた中で駐車いただいてるっていうようなことです。ただこれはルール化してやってるんじゃないということでございます。

それから、PTAとの打ち合わせ、今後その時差登園や降園も含めて通園の際のルールづくりなんかについては、これは具体的にこれからPTAと協議していこうということで、先日の話では、そういうことについてもPTAとしても協議に乗っていくよというふうなことで一緒になって話をしていこうというふうなことの確認をしておいたというふうなことです。

いま議員おっしゃられましたように、現在の幼稚園の位置とあの椿井の位置と、周りの道路環境も違いますので、またきのうの井戸議員からも心配いただいているようなことで、我々としてもこうやってお2人の議員からも心配いただいているということを謙虚に受けとめて、開園に向けてさらなる調査なんかについても徹底してやっていきながら、地域の関係者の方にも相談もかけながらやっていきたいというふうに思っています。

○議 長

窪君。

○8 番

ありがとうございます。フリー切符については利用しやすい価格ということで、ぜひこれは町に入るものですのでね、本当に皆さんにこの部分だけは負担軽減のないようによろしく願いしておきたいと思います。

それから、時差登園、降園、また駐車場のことにつきましては、私もなぜこのように言いますか、いいましたら、やはりいま現行の幼稚園、平成19年、20年ぐらいから時差降園が始まったとお聞きしています。それはなぜかといいましたら、やはり近隣とのいろんな苦情によってこういうふうな態勢を6年、7年前からとられたと多くの方からお聞きしてるわけなんです。ですから、今度も新しいところに移って、やはり近隣地域から苦情を寄せられないように、路上駐車ができるだけないように、本当にみんなに喜んでいただけるような態勢をとっていただきたいためにこのようなことを申してるわけですので、しっかりと、いまはそのことは考えてないということですけども、現実に関園の

状況とあわせてしっかりと今後対策をとっていただきたいことをお願いしたいと思います。

それから、すみません、竜田川駅のスロープにつきまして、私、再質問させていただいておりませんでしたので、ここで申します。

一定の方向性と期間が必要だということで、これはもうずっと、以前からずっとおっしゃられてることだと思うんですね。現実、竜田川駅の周辺の状況を見ましたら、それはわかるんですけども、ではこの4月からもし電車で通われる方がいらっしゃった場合ですね、その通園だけの問題ではないんです、高齢化ですので、あそこの竜田川駅は使えないということでなんですけれども、この4月開園するわけですから、もしかその方々に利用される方で何か必要な場合は、何らかの対策をとられる考えはあるんでしょうか。それともそのまま何も対策をとられないんでしょうか。それを最後にお尋ねしたいと思います。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

再質問にお答えいたします。竜田川駅のスロープの件につきましては、先ほども申し上げましたとおり、いま現在事業関係課とも協議してる中で、どういった手法でするのがいいのかということにつきましてはまだ決定していない状況で、なおかつそれからまたいわゆる財源確保等につきましても一定の期間を要するというところでございます。

確かにその利用客の中で、例えば幼保新園の最寄りの駅ということでしたら、お母さんがベビーカーを押しておられると、そういった方もおられるかと思えます。ただ、階段ということで御不便をおかけいたしますけれども、その辺につきましてはハード的なものではなかなか対応するのが難しいのかなというふうに考えております。これといった対応策というのはいま現在思い当たらないというのが状況でございます。

○議長

窪君。

○8番

大変残念な、対応策を考えられてないという御答弁はなかなかしにくいんですが、大変残念に思います。やはり椿井に持ってくるということは、そういうことも考えられて、私のほうはそういうことも考えられてのことだと思っておりますが、でも現状、いまそういう現状ですので、しっかりと本当に速やかに、引き延ばし引き延ばしではなくって速やかな対策はお願いをしておきたいと思えます。

こども園の開園とあわせまして、ほかの議員もおっしゃってますが、イオンビッグやコーナンやらがオープンされますのでね、交通量が一気に増大をします。担当課と保護者との意識には大変ギャップがあることも、いまだに大変それを感じておりますので、どうか通園の際に交通事故が発生をさせないためにも安心安全な対策をとっていただくことが町の責務であると再度申し述べ、この件につきましては以上で終わらせていただきます。

○議長

次は、健康保険課長。

○健康保険課長

議員御質問の2項目めの妊婦健診の補助券単価の見直しについてお答えします。

現在、妊婦健診時の助成につきましては14回分、合計で9万5,000円の補助を行っており、内訳としまして、2,500円の補助基本券14枚で3万5,000円と2,500円の補助追加券24枚で6万円となっており、健診費用の支払い時に使用者の判断で補助追加券の使用枚数を判断し使用されております。

議員お述べのように、住民負担の減また利便性を考え、県産婦人科医師会との集合契約の前に市町村代表に要望等していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。平群町単独で勝手に変えるということとはできないということは大変認識をしております。県外の他市では1,000円という補助券また2,000円という補助券をつくられているところもあると聞いております。ちょっと質問させていただいて、なかなかわかりにくい質問をしていると思うんですが、健診で行ったときに3,500円の健診費用がかかった場合に基本券の1枚2,500円を出しましてあと1,000円足りないんですね、この1,000円が必要なんです、その追加券で、2,500円の追加券で1,000円払いましたら1,500円おつりは戻ってこない、返金をされないということで、ですからその基本券、追加券を大切に使うために自費で1,000円を出してられる妊婦さんがたくさんいらっしゃるということでなんです。担当課のほうに聞きましたら、そういうお声は全然聞いてないというお声も聞いておりますが、母子手帳を交付されたときにいただいて、その後そういうことでなかなか言いにくい話ですので、私たちは議員ですので、そういう身

近な本当に声をたくさんいただきます。同じ金額、出す金額は一緒ですので、やはり使いやすい自己負担の少ないようにするためにも、真摯にこの声は受けとめていただいて、いま課長のほうからしっかりと要望していきたいという旨の御答弁いただきましたので、妊婦さんの窓口での声もまた聞いて、1人の子どもさんはわかりませんが何人も産まれている方は、そのような思いの方がたくさんいらっしゃると思いますので、そういう方のお声も聞いていただいて、しっかりと県に要望していただくことをお願いをいたしまして、この件につきましては以上で結構です。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

大きい三つ目の認知症サポーターの普及促進ということで質問をちょうだいしました。

まず、1番目、認知症サポーターの拡充につきましては、平成26年度より認知症サポーター養成講座に取り組んでまいりました。午前中、繁田議員の質問のときに年間で200人と申し上げましたが訂正をさせていただいて、本年度予定では年の途中にまたがりまして2月に予定している分も含めてざっと300人の養成ができるというふうに考えております。

今後、認知症の方が増加をしていく中で、町としましてもさらなる認知症サポーターの拡充に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

本町のサポーターの29年度末までの目標でございますが、当面、年によって若干の変動はあるというふうに思いますが、1,000人を目標に取り組んでいきたいというふうに考えております。

まず1点目は、そういうことであります。

それと、1点目のその1,000人目標でございますが、現在キャラバンメイト、議員御指摘のとおり5人おられますので、このメンバーについても活用しながら、さらに取り組みを強化したいというふうに考えております。

2点目でございますが、キッズサポーター養成でございます。

正直に申しまして、余りいままで聞き覚えがございませんでした。私の不認識やというふうに思うんですが、確かに子どもたちに教えていくということも非常に大事だというふうに考えております。しかし、議員も御存じのようにキッズサポーターになってまいりますと、学校等の協力を得ないとできません。非常に重要な課題ではございますが、現在子どもたちを対象にした資料というのは、ちょっと午前中も見せましたが、これが小学校の認知症サポーターの養成講座副読本でございます。こういうページ数のもので内容的に非常に大まか

なものでございます。

学校でやっていただくというふうになってまいりますと、まず指導する側、外部から入るのは簡単ですが子どもたちに教えていくということについての経験が余りございません。大人を対象にした場合が多ございますので、特に学校でやる副読本を使ってやるという話になってまいりますと、当然学校の教員の皆さんの研修等もやっていかざるを得ないということになってまいります。

いままでこの資料を22年に厚労省が作成をしましたが、具体的に学校現場における指導のための指導というか研修というのがやられておりませんので、まずは町のほうのキャラバンメイトの協力も得ながら、学校の教員の皆さんも含めて認知症についての理解をしていただく、しいてはサポーターになっていただくことも含めて進めていく、そういうことを踏まえて後は学校の行事等も含めてございますので、日程調整を図りながら子どもたちにも普及をしていきたい。

あわせて、もう一つは社会福祉協議会のほうで子どもたちを対象にボランティアスクールというのを開催しております。そこでも一つの講座として取り組んでいただけるように、改めて社協のほうにも要請をしていきたいというふうに考えているところでございます。

3番目、認知症の簡易チェックシステムのホームページへの公開についてでございます。

現在、研修会等に持ち込みで、単体のパソコンで持ち込みをしてチェックをするというソフト、奈良県が開発をしたソフトがございます。それを活用して認知症の勉強会や、あるいは介護予防教室等で活用をして実施をしているところでございますけれども、これをできたら県の持っておりますソフトをホームページに反映できたらということで基本的には考えております。

しかし、いまだちょっと県のほうからはこのソフトの活用について許可をいただいております。町のホームページとリンクすることはできないという事情があるみたいでございます。いま引き続いて要請をしておるんですけれども、色よい返事をいただけないということもございます。当面それが実施できないということが明らかになりましたら、現在奈良市や大和高田市あるいは桜井市などで他のソフトを活用してホームページからチェックできるというシステムを導入しているように聞いておりますので、このことについても内容等も踏まえて、もし県のほうがだめでしたら、こちらのほうの活用をしていきたい。こちらのほうは、認知症の人とその家族の会というのが作成をしております、こういうのも含めて参考にしながら町のホームページから気楽に入っていくってチェックを自分でできるというシステムをつくっていく方向で検討

に入らせていただきたいというふうに思います。

現在それ以外にも先ほど言いました単体でのパソコンでの介護予防教室への活用もしておりますし、同時にペーパーベースでの、紙ベースでのチェック表も含めてございますので、これらと並行してチェックできるように、幅広くチェックができるように取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいというふうに思います。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。

まず、認知症サポーターの拡充ですけれども、今年度300人と、もう1回ありますのでね、それを含めまして。それを含めて1,000名と捉えるのか、それともまた新たに27年、28年、29年、30年で1,000名と捉えるのか、ここもう一度教えていただきたいと思います。

それと、やはりその増やすために自治会を初め各種団体開催への呼びかけも今後はされるのかどうかもお尋ねしたいと思います。

それから、キッズサポーターの養成ですけれども、いま大変増えてきております岸和田市では、このキッズサポーター養成講座が年1回開かれているんですね。平成22年、4年ぐらい前から大阪府ではこのような取り組みが多々開かれておりまして、岸和田は社会福祉協議会がそのキッズ、学校に行かれて1年に一遍こういうコントをしたり、認知症というのはこういうものだというコントをされたり、そういうものをされております。

また、泉南市とか河内長野とか、こういうことに取り組みを多くの自治体がされ始めております。

先ほど他の議員からもありましたが、認知症サポーターの養成講座、大変全く知らない方に認知症のことがわからない方にとったら少し意識を高く上げることには大変養成講座っていうのは大事だと思います。

ただ、本当によく知られている方にとりましては、大変物足りないというか、こんなんでもいいのかなという感覚の方もいらっしゃると思いますが、やはりいま大人の養成講座を各自治体が開いて、奈良県は大変遅れております。平群町も3月議会で指摘させていただいて早速取り組んでいただいて、ここまで職員皆さん御努力していただいたことは大変評価したいんですけれども、あわせてですね、若い世代の方々にも、いまからこの認知症への啓発に取り組むことが大事だと思うんですね。

やはり認知症に対して差別とか軽蔑、そういうものがやはりあると思います

ので、そういう部分で大人向けとあわせて年1回でも各学校で取り組んでいただくことは、これはしっかりと要望させていただきたいと思います。

それから、認知症簡易チェックシステムですが、いま県からの持ち込みのソフトで養成講座でやってるということですが、各自治体のホームページ見ましても、やはり外部からのリンクですね、その認知症の家族の会、全国家族の会の方がつくられております認知症簡易チェックシステムというのが多くの自治体で導入されておまして、県下でも桜井市やら奈良市、広陵町とまた大和高田ですかね、郡山もですかね、大分増えてきているわけなんですね。

全員が全員そのホームページを見るということではないですけれども、やはり認知症に対しての啓発は行政としての責務であると思いますので、いま課長おっしゃいましたけれども、しっかりとこの分につきましては導入を、早期の導入をしていただきたいと思いますと思いますが、再度これにつきましては再質問させていただきたいと思います。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

目標1,000人が、今年度26年度を含んでかどうかという質問でございました。正直に申しまして29年度末までに1,000人というふうに、今年度も含んでというふうに考えておまして、それはなぜかといいますと、機械的に日程を設定して何人数参加しなさいということではあるものでもございせんし、そういう意味ではあくまでこちらの思い、まず当面は1,000人、一桁台の何十何人までという話はできませんので大きな目標として1,000人というふうに設定をさせていただいたところです。

それと、いまおっしゃってましたように各自治会、各団体に対して要請をしながら開催をしていく、当然当たり前の話でございまして、各自治会で最低1回はまず開催をしていくということをしなせんと、地域でやっぱり理解した人がおきませんと、やっぱり対応できないという問題も含めてございまして。

本年度は民生児童委員の皆さんや、あるいは西宮の長寿会の方、あるいは長寿会本部でやったり、地域によっては春日丘や、年明けまして初香台等でも予定をしております。幾つかの自治会も関与をしておりますけれども、組織立って順番に説明会といいますか勉強会を開催させていただくことでサポーターを増やしていきたいという考えでございまして。

いま岸和田の状況についても2点目に聞かせていただきました。これは社協がやっておられるということですが、地域によっては寸劇等も含めてやりながら、文章、文字面ではなしに映像というか、我が目で見て確認をしていく

という作業をやっておられるところも含めてございます。平群町もそれが本来望ましいというふうに思っております。これは大人の勉強会でもそうだと思うんですけども、なかなかまだそれをしていくまでの体制がこっちができておりません。プリズムのほうでは保健師さんを中心に80歳まで自分の歯をとということで寸劇をやられたり、やった経緯も含めてあると思いますが、そういう推進していく側の体制も同時につくっていきませんと、なかなかそこまで行きませんので、もうしばらくちょっと時間をちょうだいしたいというふうに思います。

それと、ホームページについては、先ほども申しましたように奈良県にはいろいろお願いをしているんですが、もう多分無理だろうというふうにこちらは判断をしておりますので、他の民間ソフトを導入していく方向で早急に対応していきたい。ただ、今年度内どうこうといいますと、ちょっとまだ時間あるやないかと言われるかわからんのですけども、難しい部分もございますので、年度変わった段階で早急に対処できるように取り組みを進めていきたいと思っておりますので、御理解を願いたいというふうに思います。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。ことしの3月はほとんどゼロに近いところから1,000名の目標を目指してというふうに意識を持っていただいていることは、評価をしたいと思います。

認知症対策は、いろんな取り組みがたくさんあります。現実に27年度から第6期介護保険計画にも各市町村では認知症の初期集中支援チームや、また認知症の地域支援推進員を必ず設置しないといけないと、このようにもおっしゃられております。私がいま質問させていただきましたのは、本当に序の口のもう本当に最初の一番スタートラインであると思います。本町も大変高齢化率が他市町村よりも高い率になっておりますので、これからも危機意識を持っていただいて早期に対応されることを要望いたしまして、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長

それでは、窪君の一般質問をこれで終わります。

2時30分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 2時15分)

再 開 (午後 2時30分)

○議 長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

発言番号10番、議席番号12番、馬本君の質問を許可いたします。馬本君。

○12番

議長の許可を得ましたので、5点の通告をしておりますので、第1点目につきましては、近鉄生駒線の危険な竜田川9号踏切についてであります。

平群駅西土地区画整理事業において、平成27年度に平群駅前広場完成後、平群駅前の南北車道が廃止され全面歩道となり、平群駅より南側の下垣内住民等は、昔からの生活道路として利用している車道が廃止されることにより迂回を余儀なくされ、大幅に利便性が失われます。車道廃止に伴い住民等は、年に数台の脱輪事故が発生している平群駅南側の竜田川9号線踏切利用増が予想され、より一層危険な踏切となります。

そこで、私は平成25年12月議会において、危険な踏切の重大事故回避と地域住民等の安全、利便性向上に向け、早急に竜田川9号踏切周辺の整備をすべきと質問いたしました。

担当理事は、昨年5月より近鉄並びに地元自治会と協議を重ねてまいりました。今後も近鉄と協議を行い、早く踏切周辺の安全対策も含めた整備を行いたいと回答されました。質問してから、はや1年が経過をしましたが、進捗状況と今後の見通しについてお聞かせください。

続きまして、2点目でございます。

道の駅前の国道敷地トイレの施設改修を。

私は、平成25年12月議会において、道の駅前の国道敷地内トイレは国土交通省の所有で県が管理していますが、県と平群町の協定では、光熱水費、清掃費、軽微な修理、消耗品等を平群町が負担し、大規模改修時は県の事業として行われます。また、運営管理は平群地域振興センターに指定管理をされております。特にトイレは道路利用者にとっては欠かせない重要な施設であるとともに、道の駅にとっては集客効果を上げる施設でもあります。トイレの日常管理は、1日1回の清掃と2回のチェックをしていただいておりますが、既に14年経過をしており、不満が高い。臭い、暗い等、改修する時期であると思います。利用者にとってより安心、安全、清潔な利用しやすい魅力ある公衆トイレの提供を進める必要があると思いますが、どのように考えておられますかと

質問いたしました。

担当理事は、建設から14年経過をしており建物や設備機器も含めて老朽化をしており、部分的な改修も必要な時期に来ていることを認識しています。今後は、当施設は活性化センターに併設しており、イメージを損なうことのないよう、利用者が安全で快適に利用できる施設を目指して県と信頼関係を保ちながら協議をし、前向きに取り組んでまいります。なお、来年度県負担で現状の合併浄化槽から公共下水道編入予定となっておりますと回答されました。

そこで、進捗状況と今後の予定をお聞かせください。

3点目でございます。竜田川駅にスロープの設置を。

竜田川駅は、町内4駅を利用される高齢者、障がい者等にとっては、無人でスロープもなく4駅の中で一番利用しにくく危ない駅であります。

現状を踏まえ、周辺8自治会が近鉄竜田川駅の空調付待合室設置並びにスロープ設置等の要望署名活動を実施されましたが、近鉄はスロープの設置についてはバリアフリー整備基準の利用者数に達していないためスロープ等の段差解消の整備計画はないと回答、そこで私は平成25年12月議会において、竜田川駅はバリアフリー整備基準に該当しておりませんが、国の基本方針では基準に該当しなくても地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず高齢者、障がい者等の利用の実態を踏まえ可能な限り実施とあり、まず高齢者、障がい者等の利用実態の調査等に取り組み、スムーズに移動できるよう町の緊急課題としてスロープ設置に取り組むべきであると質問いたしました。

町長は、竜田川駅の現状と課題については十分認識しており、今後は近鉄と交渉し、財政状況を見据えながら取り組んでいきたいと御回答されました。

続いてことしの3月議会には、2月13日に近鉄生駒線利用者促進協議会が開催され、開催においては利用者実態調査もせずに近鉄と協議した町の取り組みに問題があった。また協議後は1日のみ利用者実態調査が行われただけで、3月議会に臨む平群町の熱意のなさを厳しく指摘をしましたところでありませぬ。担当理事は、利用者実態調査は協議会前にせず、まことに申しわけありません。今後は詳細な調査をしてまいりますと謝罪をされました。

町長は、平成26年度中に財源も含めて一定の計画ができないか研究してまいりますと御答弁をされました。

続いて私はことしの6月に、研究の進捗状況についての質問をいたしました。担当理事は、近鉄竜田川駅敷地内ではバリアフリー法に基づくスロープ設置は無理があり、駅前広場とはいきませんが、関係課と現在検討をしているとの御答弁でした。

そこでお聞きします。1年前町長は、竜田川駅の現状と課題について十分認

識しており、今後は近鉄と交渉し財政状況を見据えながら取り組んでいきたいと御回答されました。ことしの3月議会では町長は、26年度中に財源も含め一定の計画ができないか研究をしてみたいと御答弁されました。続いて6月議会では、担当理事は、近鉄竜田川駅敷地内ではバリアフリー法に基づくスロープ設置は無理があり、駅前広場とはいきませんが、関係課と現在検討しているとの御回答でございました。平成25年12月議会に最初に質問してから、はや1年が経過をいたしました。スロープ設置に向け進捗状況の報告をお聞かせください。

大きく4点目でございます。かしのき荘の増改築を。

老人福祉センターかしのき荘は、心豊かな老後を送っていただける施設として昭和57年10月に開所され、高齢者の生きがいくつくりと憩いの場として利用されております。開所されことしで32年が経過、今日までには老朽化、利用者増等に伴い改修や増築がされてきました。

現在の利用状況は、個人はもちろんのこと各自治会の長寿会を初め長寿会連合会、年金者組合、れんげの会等が活動拠点として利用されております。

かしのき荘が開所時の昭和57年6月の人口は1万8,225人で、ことしの6月1日現在の人口は1万9,496人と、32年前よりは人口は1,271人の増であります。近年急激な少子・高齢化に伴い、ことしの4月1日現在での60歳以上、かしのき荘が利用できるのは実に8,094人、約42%となっております。過去5年間のかしのき荘の年間利用者人数状況は、平成21年度では4万4,940人、1日利用人数は約1,544人、22年度では4万3,946人、1日の利用人数は約1,544人、23年度では4万2,715人、1日の利用人数は約1,466人、24年度では4万7,365人、1日の利用人数は約1,611人、25年度では4万5,670人、1日の利用人数は約1,566人です。5年間の平均1日の利用人数は約1,544名の利用がありました。

開所時は憩いの場を主として利用されてこられました。現在は高齢者の福祉の向上と地域社会に貢献することを目指されている平群町長寿会連合会等の各種団体がかしのき荘を活動拠点として活動されております。

特にことしの10月現在、加入理事会数は37自治会で会員数は2,181名と平群町で最大の組織人員での平群町長寿連合会では、クラブ数が38クラブ、延べ会員数約1,000名を擁し、クラブ数では全国1位で今後も増える予定であるとのこととあります。

また、毎月ふれあい新聞発行を初めとして、ホームページ開設など幅広く活動されております。

平群町の長寿会連合会では、ことしもかしのき荘におきまして第5回文化ク

ラブ作品発表会が10月17日、18日に開催されました。なお、10月21日は中央公民館において「目指そう今こそ自己実現を、そして地域と仲間への思いやり、支え合いを」をテーマに、創立50周年記念式典が盛大に開催されました。

かしのき荘を多くの方が活発に利用されることは実に喜ばしいことではありますが、その反面、残念なことに施設の部屋数が少ないため、クラブ教室、会議等のエンターが難しく、利用者にとっては十分な活動ができないとの重要な問題が発生をしております。平群町では日常生活の介護を必要とせず健康で自立した生活ができることを基にした「健康長寿奈良県一」を目指しておられますが、なお、この質問については、平成23年6月議会に、現在の施設の老朽化と利用者増に伴い、かしのき荘の建てかえをすべきであると一般質問をいたしました。町長は、高齢化時代に遅れをとらないように対処していきたいので建てかえすべきか、増築を含む大規模改修をすべきかを調査し、前向きに検討をしてまいりますと回答され、はや3年6カ月が経過いたしました。

そこで、現在の平群町を構築していただいた高齢者に対して、まちはお礼を伝えなければならない方々ばかりであります。平群町に住んでよかったと思っていただけるためにも、積極的に支援を行うことは行政の責務ではないかと思えます。よって、老人福祉センターかしのき荘の増改築に向け、進捗状況の報告と今後の予定についてお聞かせください。

最後の5番目でございます。デマンドタクシー導入を、です。

平群町がデマンドタクシーを導入した場合として、ことしの8月8日に町議会の公共交通特別委員会、及び同月18日に平群町地域公共交通会議が開催されました。両会においては4駅を起点としたタクシー利用実績資料、某タクシー会社7カ月の平成25年10月1日から26年4月30日までの抜粋では、1番、平群駅を起点では、実走距離が1.77キロから5.04キロメートルで運賃は平均1,464円、2番目、東山駅起点では、実走距離が1.84から7.21キロで運賃平均は1,814円、3番目、元山上口駅起点では、実走距離が1.32キロから5.31キロで運賃は平均1,436円、竜田川駅起点では、実走距離は0.52キロから12.1キロで運賃は平均2,048円、上記のとおり平群町、約1,670円が必要との参考資料が提出をされました。

私は、参考資料は信用できず、9月定例議会の10月9日に私費でタクシーをチャーターし、4駅を起点とした対象地区（信貴山、白石畑を除く）を距離制運賃と時間待ちメーター、時間待ちメーター加算は約50%としております、加算した時間距離併用制で、ことしの4月1日からの運賃値上げ改定になって

おりますので、運賃で試算をいたしました。

平群駅起点で初香台1号公園前、信号機2基を通過するわけでございますが、約1.1キロでありまして、対象地区は光ヶ丘・初香台・五月台・新初香台の運賃は約780円、平群駅起点で総合スポーツセンター、これ信号機2基をクリアします、で約1.7キロ、対象地区は福貴・福貴団地、運賃は約950円、3番目、平群駅起点で信貴畑集落前、これも信号機2基をクリアします、で3.2キロ、対象地区は信貴畑、運賃は1,310円であります。4番目、平群駅起点で平群町水道庁舎前、信号機4基をクリアします、で1.8キロ、対象地区はローズタウン若葉台・若葉台、運賃は約950円、平群駅を起点として三里北交差点、これ信号機2基でクリアします、0.9キロ、対象地区は三里・下垣内・梨本・御陵苑・吉新、運賃は約770円あります。6番目、元山上口駅起点をした場合、上庄台集会所前です、信号機1基をクリアします、それで0.8キロ、対象地区は上庄台・上庄・月見台・西向、運賃は約725円あります。7番目、東山駅起点で山口神社の駐車場、信号機1基をクリアします、対象地区は緑ヶ丘・椿台・槻原・菊美台で約1.8キロ、運賃は約815円あります。8番目、東山駅起点の福貴畑集落センター前、信号機1基をクリアし、対象地区は久安寺・福貴畑・榛原・鳴川で約4.8キロ、運賃は1,805円あります。9番目、竜田川駅起点で北信貴ヶ丘自治会館前、信号機2基をクリアします、対象地区は北信貴ヶ丘・竜田川団地・竜田川ネオポリス・椿井・西宮・平等寺・日立団地・春日丘で約1.1キロ、運賃は770円あります。最後10番目、竜田川駅起点で榎原まで行きました。対象地区は榎原・若井・越木塚、1.3キロ、運賃は680円。

以上のとおり私が検証した結果は、運賃平均は956円となりました。

町の資料運賃は約1,670円に対し、ことしの4月1日から運賃が値上げ改正された運賃で試算すれば、1回運行経費は1,715円となります。私の試算との差は約759円となり、約1.8倍となります。

また、デマンド交通の1台当たりの利用者数は全国実績平均約1.3と言われております。平群町の試算資料では、運賃平均1,715円、1回の運賃、仮に大人が300円とした場合、収入は1.3人でございますので400円となり、町の運行経費負担額は1,315円となります。

私の試算では、町の運行経費負担額は556円となります。しかし、運行経費以外にシステム及び車載器使用料、オペレーター費用などの経費が必要となります。

この試算は、あくまでも1人の利用者とした場合であります。複数利用者の場合は運行距離が加算されます。

私は、タクシーで実走運行しての試算と、平群町が両委員会にタクシー利用実績資料をもとに机上の試算資料としての差額は約759円の運行経費の差が出ました。

平群町がデマンドタクシー導入に向け実走運行をせず机上の試算資料を提出されたことは、熱意の欠落の何物にもないと、両委員会に対して信頼を裏切る行為であると思っております。平群町は真剣に取り組むべきであると思っております。

そこでお聞きします。

1点目、コミュニティバスは、町外者利用が容易なことから観光支援に寄与できると評価をされていますが、実態を把握されていますか。

二つ目、コミバス運行除外地域住民、平群町の36%は利用もできないのになぜ観光支援に寄与できるとの政策か、それよりもまず税執行上公平性を解消することが先決の施策ではないかと思っておりますが、お聞かせください。

3番目、町が提出したデマンドタクシー導入に当たっての試算資料は、将来の平群町地域交通を左右する重要資料であると思っておりますが、しかし私の検証試算との差額が1.8倍もあります。両委員会に提出された資料は自信がおりますと思っております。はっきりイエスかノーかの御答弁をしてください。

4番目、平成25年度決算でのコミバス運行は、西山間ルートは利用者1万3,998人で目標基準には達していないが、最低需要基準1万人は達している。また、利用者1回当たりの町負担額は758円でありました。

中央循環ルートでは、利用者数1万4,864人で、最低需要基準1万8,200人に達していない、また利用者1回当たりの町負担額は2,295円となりました。コミバス運行の基本は、あくまでも目標基準であり、最低需要基準クリアではないことは認識されていると思っております。町は南北ルートの最低需要基準確保のために利用者促進対策として、ことしの6月に5日間無料運行並びに11月から一部ルート、ダイヤの変更等がされました。そこで本年度の4月から10月までの7カ月間の南北ルート利用者実績数は8,811人でありましたが、前年度の中央循環ルートの利用者実績数は1万261人で、前年度より1,450人の減であります。

今年度7カ月間の月平均利用者数は約1,206人であり、今年度1年間の南北ルート総利用者数は私の積算では約1万5,000前後と想定されますが、最低需要基準1万8,200人と設定されていますが、確保の自信はいかがですか。

5番目、町長は先月の11月15日、22日、平成26年度住民説明会を開催されました。町長は今後の改革の取り組みとして、これからは行政経営と

しては限られた財源の中で効率的な事業の実施を行っていくとともに事業評価の実施を推進すると資料説明をされました。

実証運行中のコミバスも、私が提案してるデマンドタクシー導入においても、町の公共交通対策とはいえ実施運行及び新規運行採用にはコストバランスを考えていると理解をしてよろしいですか。

6番目、町はコミバス運行は公共交通の空白地帯を運行するので空白地帯以外は運行しないとのことでありますが、考えは変わっておりませんか。また、現行のバス運行では公共交通空白地帯の解消は可能と考えられておられますか。

7番目、来年4月開園のゆめさとこども園が町の南部にあるため、現在の安全通園対策が議論されました。通園に対し公共交通の利用に不安をお持ちの保護者が、安心安全な通園対策の1案として、バス停まで送迎しなくても利用者が必要なときに対応できるドア・ツー・ドア、デマンドタクシーを導入することによって幼児はもちろんのこと保護者にとっても安心安全な通園対策が確保できると思いますが、どのようにお考えでございますか。

以上、大きく5点について明解な御答弁をよろしくお願いを申し上げます。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、1点目の御質問にお答えをいたします。

近鉄生駒線の狭隘な竜田川9号踏切についてであります。

まず、進捗状況でございますが、昨年12月以降も引き続き近鉄と協議を行い、踏切内における具体的な安全対策、工事内容や概算費用が近鉄側から示されております。当該事業は、竜田川9号踏切と踏切周辺の道路、東下垣内140号線ほか1路線をあわせて一体改修することが地域住民の安全や利便性向上につながると考えており、近鉄協議とあわせて道路拡幅用地の地権者の予備交渉や地元説明会を行うなど、早期実現に向けさまざまな取り組みを行ってまいりました。

今後の予定でございますが、近鉄や地権者、地元自治会とさらなる協議を行って平成27年度の事業着手に向けて用地費や事業費について平成27年度の当初予算に盛り込むという予定になっております。予算可決後については、近鉄と協定を締結するとともに、まずは道路用地の確保を行うということで速やかに事業着手をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

この問題につきましては、ちょうど1年前に御質問させていただいた問題でございますが、いま担当課長が御答弁いただいたように27年度予算に計上していくということで予算要求されているというような御答弁をいただき、非常に感謝をしております。

というのは、近鉄というのは、非常になかなか交渉の難しいところでございまして、実質正直な話言いますと、私も一度この件について近鉄本社へ行ってまいりました。なかなか交渉にとっては厳しいいろいろ関係などございまして。その近鉄さん並びに地域住民、いままで周辺については、これ周辺っていうてますんで実質道路、踏切自身は拡張はなりませんけども一部改修という形でやっていただいて実質拡張みたいな形になりますけども、いま極端にクランクのごとく入るところを今度そこら辺の周辺の土地をいろいろお買い求めいただいて、その交渉についても課長並びに主幹、そして関係の職員さんには本当に御迷惑をおかけいたしまして、心より感謝を申し上げますとともに敬意を表したいと思っております。

町長につきましても、27年度予算計上をしていただいたということをおいま課長からお聞きをしましたので、おそらく来年の町長選もございまして、おそらくいつも11月の末か2月の初めに町長ヒアリング、予算は大体されるわけなんですけども、町長その点についても一定のヒアリングはしていただきましたんかな、その点御答弁いただけますか。

○ 議 長

都市建設課長。

○ 都市建設課長

これが最終かどうかわかりませんが、第1回目の町長ヒアリングということで、一定それは終えております。

○ 議 長

馬本君。

○ 1 2 番

町長も御理解いただきまして、また担当課の皆さん本当にありがとうございました。速やかに来年度予算が可決されまして、1日も早く踏切9号線、竜田川の踏切9号線が一定周辺が改修されましてですね、脱輪事故がいま数年間にありますので、その回避のためにも、そして地域住民、下垣内の皆さん方と南の方が特に御利用される踏切となると思います。そういうことで、ひとつよろしくお願いをしたいなというふうに思います。

この件は、これで結構です。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、2点目の、道の駅のトイレの改修の進捗状況並びに今後の予定についてという御質問にお答えをいたします。

道の駅トイレの改修の取り組み状況でありますけども、昨年12月終了後以降の取り組みとしまして、当該施設改修に伴う資料の作成や実行予算の算出に着手をしております。その資料をもとに、ことしの4月に県郡山土木と協議を行っております。県の見解でございますが、建物のリフォームや設備機器、照明器具に至る全てを改修するとなれば、改修費用も大きく予算措置も含めて早期の対応は困難であるという、そういう見解でございます。

一方で、今年度におきまして県は道の駅のトイレを公共下水道へ接続する予定となっております。

あわせて、本町活性化センターの施設につきましても公共下水道に接続するということが決定をしております、この両工事の実施時期や利用者の安全対策などにつきまして、県と町と協議を進めておるところでございます。

現在その協議の中で利用者に対する安全対策や、それと活性化センターとの調整ということも必要でありますので、そういった観点からも発注形態につきましては県と町それぞれが別工事として実施するのではなく一体工事として施工する方向で協議が整いつつあります。

費用負担につきましては、道の駅に関する費用については県が全額負担をされるということから、合併施工における経費の節減や工期の短縮など町としてもメリットはあるものというふうに考えております。

今後につきましては、引き続き県と協議を行う中で利用者の立場に立ち安全で快適な施設整備を目指して鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議 長

馬本君。

○12番

昨年12月この件についても質問をしてから、ちょうど1年になりますけども、いま課長が御答弁いただいたように、この4月に県と協議され、その中でうちの平群町は26年度予算において公共下水を設置することになって、そこでそれ以降にまた郡山土木と御協議をされた、それで、された結果、うちの平群町の活性化センターにおきましてはちょうど近鉄の踏切の平等寺の

踏切のどこへ編入されると思います。国土交通省のトイレにつきましては、あの敷地内の駐車場の敷地内へ来ており工事をやっておられましたので、あこへ編入されるということで、そこで国土交通省の施設については県が100%負担を持ち、平群町の活性化センターについては26年度予算に編入の予算が計上されておりました。それで別々の工事じゃなしに利用者並びに皆さん方の安全のために一体工事としてやろうということで、いま御協議をされているということをお答えをいただきました。

そこで、うちの町は、平群町としては、活性化センターは26年度予算でございます。そこら辺、県との協議はどのようなお話になってますか、執行については。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

再質問にお答えします。ただいま議員が述べていただいたとおり、活性化センターの要するに公共下水道への接続の予算につきましては平成26年当初予算で農林業振興費の中で措置をさせていただいております。これは浄化槽の洗浄、消毒、あるいは接続費用ということで措置をしているわけでございます。

現在県と協議をしているわけなんですけども、県から依頼を受けておりました、一括して町のほうで実施をしていただきたいという、そういった依頼を受けております。具体的にまだ書面ではいただいてないんですけども、近々に書面でいただくということになっておりました、それをもとに費用負担等につきまして協定書を締結をしたいというふうに、そのように考えております。

町が県の施設も含めて、それと活性化センター分を含めて一括に入札して発注するというので、最終費用については精算をして県から必要経費については負担金で納入していただく、この辺につきましてはもう少し詳細な部分については詰めていきたいというふうに思っております。

スケジュールでございますけども、これはもう12月の議会が終わって速やかに郡山土木と内容についての最終の詰めを行っていきたいというふうに思っております。

あと同時に発注に向けた実施設計にも着手をして積算をしていきたいと。年明け早々に入札を通知をして、1月中には業者決定をして年度中には接続していききたいと、こういうスケジュールで進めていきたいと考えております。

○議長

馬本君。

○12番

わかりました。というのは、郡山土木のほうから依頼があると、一体施設の工事をやる、その依頼の負担金は平群町が平群町の分を持って、国土交通省の分については郡山土木負担で、入札は事業主体は平群町でやりますよということになれば、26年度予算におきましては活性化センターの編入については当初予算計上しておりましたが、県のほうの委託金というのかな、そのお金については補正予算という形になると思いますけども、そこら辺はどのように考えておられますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

いま馬本議員のほうから御質問をいただきました、道の駅の接続に伴う財政負担の部分につきまして御質問賜りましたので、財政担当のほうより御答弁申し上げたいというふうに思います。

いま建設課長のほうより、道の駅並びに活性化センターの浄化槽の接続については、タイムスケジュールも含めて工程も含めて説明といたしますか、御回答を申し上げたところでございます。

まず、町のほうの予算につきましては、活性化センター分につきましては平成26年度予算におきまして既に措置済みということでございます。ただいま答弁にもございました、一括発注をしてその部分、県の所管でございます道の駅の改修費については県のほうから費用を負担していただけるということも含めてございます。

ただ、発注については、さまざまな利便性も含めて効率性もあわせて一括発注ということになりますので、費用については県のほうから平群町のほうに負担金という形で収入ということで納付をしていただくということになります。これにつきましては、基本的に当然県の施設部分につきましては当初26年度の予算で工事費等は見えておりません。また、その工事費につきましても、その財源となります負担金等の歳入につきましても措置をしておらないということでございますので、一刻も早い接続というのが急がれてるわけでございますので、こういう場をおかりしてにはなるんですけども、26年度の予算の専決ということで、この工事費、県の道の駅の設置費用にかかわる歳入歳出の予算につきましては専決処分をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長

馬本君。

○12番

一般的には来年の3月の定例議会が予定されて、臨時会は別として、そういう形になってるわけですが、県から依頼があって一体的に県の依頼を受けてされることは、私は1日も早く、よう考えていただきたいのは、平群町にとっては道の駅は南の玄関でございますので、特にトイレというのは集客力の効果もありますし、平群町のここ南からお越しになって初めて来られた方の顔、平群町の玄関にもなりますので、やっぱり臭い、暗いというイメージをやっぱり払拭するためにも、1日も早く改修されることは僕は大事なことやなと思います。

ひとつ1日も早く県と、この議会が終わられてから協議をされて、平群町の南の玄関のトイレをですね、1日も早く改修していただきますことを要望いたします。

これはこの件で結構でございます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、3点目の竜田川駅にスロープの設置を、という質問にお答えさせていただきます。

大きな、竜田川駅東側の駅へのアクセス道路につきましては、近鉄鉄道敷きと一方民家等の家屋に挟まれ道路幅員は狭く、朝の時間帯は一方通行規制がかかっていることから、路線全線の拡幅改良については相当額の費用と支障物件の移転等々の保障が必要となってまいります。まずは駅利用者の送迎等の利便性の確保のために、駅までのアクセス道と駅前の停車帯や車の旋回場の検討等につきまして、道路の所管課においてどのような整備手法が可能なのか、事業費や財源、手法等につきましても検討を行っていただいているところでございます。その際に、あわせて竜田川駅のスロープ設置手法について、どのような手法でできるのかということを担当課との協議を行ってまいりたいと考えております。

しかし、現時点では整備手法についてはまともっておりませんが、所管課とも引き続き協議を行い、今年度中に一定の方向性を出したいというふうに考えておりますので、いましばらく時間をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長

馬本君。

○12番

その答弁、私はちょっと納得いかない。僕が質問させていただいてるのはね、

竜田川駅のスロープの設置を、でございますので、駅の送迎云々はまず基本と  
ならないわけでございます。先ほど私そこで質問させていただいたように、いまの  
竜田川駅の敷地内ではスロープは非常にもうできないと、それは特にバリア  
フリー法でいくスロープの角度、設置はできないということで、これでは先  
ほどおっしゃった、るる述べていままでいただいたように、駅広とは言わない  
けどもそういう形のやつを試してみたいということの御答弁をいただいているわけ  
やけど、町長、そこでね、これは先ほど窪議員も御質問されて、一緒のことを  
言わはると思うけども、今年度中に一定のものにしたいというふうに、一定の  
絵をかくんかな、そういう形をしたいとおっしゃったのかどうなのか、そこら  
辺について明確に答えてくれる。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、もともと竜田川駅の利便性の確保のためにですね、現在スロープ等の  
設置もないということから、何らかの形でスロープ等の設置等ができないか  
ということいろいろ考えてまいりましたが、そういった補助金メニューもな  
かなか見当たらないということで、それと駅の敷地の問題で含めまして一定の  
いまの現在の駅の敷地内ではスロープ設置につきましては、当然法的ないわゆる  
法的にクリアするようなスロープは難しいということから、竜田川駅前の停車  
帯といいますか、そういったもの、駅前の送迎用のそういったスペース的な  
ものも含めて、あわせて整備できないかということ、道路所管課とも検討を  
しております。していただく中でですね、まず、この前面の道路がどういった  
改修が可能なのか、どこまでの改修が可能なのかということもあわせて検討  
する必要があるかということ、それと、道路の形態とあわせて、そういった  
スロープがどういった形で整備できるのかということ、検討をしていきたい  
というふうに考えております。

まだ現在は費用的なもの、事業費的なものまでは積算できておりません。ど  
のような形ということにつきましても、一定の金額的なもの、事業費的なもの  
をも積算した上で手法を検討していくということで、現在ではまだできてない  
ということで御理解いただきたいと思います。

○議 長

馬本君。

○12番

あのね、前こんな質問したはずやねん。まず、地元の方といろいろ駅前につ

いて、現況の竜田川駅敷地内では施工は無理ならば、地元の方と駅広とは言わないけどもそういう関係の絵をかきたいということをおっしゃったときに、地元のこれ8自治会からの要望がスロープでしょ、だからそんな協議は何回されましたか、地元の方と。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

再質問にお答えいたします。

以前に8自治会からの要望があったとお聞きしております。その後、自治会の方とは、そういったことにつきましては具体的な協議は何も実際はしておられないという状況でございます。

○議長

馬本君。

○12番

スロープできないから、僕言うてんのは、8自治会の方がスロープをつくって設置していただきたいという要望があったわけや、それでけへん、だから平群町はそれは前の駅広場とはいきませんけどもそういうやつをしたい、敷地を大きくします、送迎用のちょっと敷地をつくりますよと、そういう絵をいま、よう聞いてください、ここ、行政で書いて8自治会、地元の西宮さんとかいろんな方のところへその絵を持っていこうとされておられるのか、それとも、僕の言いたいのは、前から言うてある、地元の意見を聞いて絵をかきはったらどうですかとこう言うてあるわけや。いままだ絵をこっちでかきはってもいいと思うで、ほんなら書いていただいて地元と協議をされる予定になっておりますかということを知りたい。どやねん。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

再質問にお答えいたします。

現在のところ、まだそこまでは至っていないと、内部でもどれぐらいの、どのような手法がいいのか、予算的なもの、それから財源確保的なものも含めてそういった数字的なものを把握できておりませんので、その検討をまず内部で行って、一定の方向性をまとめるということで、その後、当然地権者の方もございます。そういった意向もございますので一方的に町のほうで絵をかくということも難しいということも含めまして、一定何らかの形で内部でも取りまとめを行った上で地元といえますか地権者の方とも話をしていかなきゃならな

いというふうになるかと思いますが、現在のところはまだ自治会の方には相談するとか協議をするというようなところまでの絵はできておらない状況でございます。

○議長

馬本君。

○12番

この件について内部で何回協議したん。どこの課と何回ぐらい協議したん。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

再質問にお答えいたします。

まず、内部といいましてもいわゆる道路所管課との打ち合わせでございます。一定ほかの事業との計画も検討されておられる中でですね、この竜田川の駅前につきましても、道路計画等も含めて検討していただけないかということで数回を協議をしたということで、具体的な絵につきましても、まだでき上がっておりませんが、数回でございます。

○議長

馬本君。

○12番

もう1年たってるからな、担当課長ね、もう内部で協議、内部で協議てもうええやん、もういいと思うで、僕は。そんだけ内部の会議かかるはずあらへん。もっとやっぱり速やかに。

なぜならばね、4駅で一番危険な、高齢者にとって、また障がい者にとっては危険な竜田川駅でっせ。その認識をいただいいていかなあかんわけやろ。そのためにも乗客の何人、ベビーカーで利用されてる方がおられるんかという調査までしていただいいてんやろ、そこまでしていただいいてもう大分たつて。

一番大切なのはね、まずね、地元へ行って地元の自治会長並びに関係の方々ね、やっぱり協働のまちづくり、町長よう言うてはる協働のまちづくり、これは忘れたらあかん。第5次総合計画は特に。

速やかに、僕は絵かく前にね、地域の方々と意見を交わしながらえをかいていくのが僕は筋やと思うんやけどな、逆にいま課長おっしゃったように絵をかいて、はいこういう絵ですって持っていくのは何か失礼なようなものの言い方もされてるし、まず地元の意見聞きにいかなあかんのちゃうの。土地を買わなんんこともあるし、それは後の問題でしょ、そこら辺は、まず地元の方々と御協議されるということは予定はございませんの。その点どうです。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

再質問にお答えいたします。

ただいま議員御指摘のとおり、そういったことにつきましても地元の意見を聞くと、利用されてる方の意見を聞くというのも一つ大切なことであろうと思います。まだ全くその辺の素案につきましても特にあのあたりにつきましても民家が建ち、連棟しております。そういったことから個人の敷地につきましても勝手に絵をかくといったら変ですけども、一方的に絵をかいて持っていくのも変ですし、ただ何もなしで地元に行って協議するということもできませんので、やはり一定まず内部での検討といいますか、そういったことについて、その後やっぱり地元に行つての御意見をいただくという形で考えたいと思っております。

○議 長

馬本君。

○12番

それはおかしい。あんたいま道路行政の関係いうたら川原路線やろ、それしかあらへん、その一体を考えておられると、私はそういうふうにいま答弁で感じたで。そらそれでよろしいねん、あかんと言うてんのちゃうねや。あかんて言うてないで、私は。

いまちょっと勘違いしてはんで、利用者の意見聞くんちゃうで、地元の自治会の総代さん、自治会長並びに役員さんの意見を聞きながら、どのようにしたらええかと、平群町は平群町としてこう案持ってますけど、こういう協議をしていくのが本意ちゃうかと、こう言うてんねや。利用者の意見聞く、もうそんな段階過ぎてるわけやんか。道路行政の一体やったら、一体のでもいいやん、ええことやん、ようなることは。

そやから、そこら辺を踏まえてね、課長、僕言うてんのはそんな難しいこと言うてへんで。一遍もう1回言おか、ほんなら最初のやつ。これ聞いたらどう思うの。竜田川駅の現状と課題については十分認識しており、今後は近鉄と交渉し、財政状況を見据えながら取り組んでまいりたい、これ去年の12月や。竜田川駅の現状はよく町長も皆さん御存じっちゃうことや。これ町長御答弁いただけてますねけど。

自治会とすぐに相談しに行きなはれ。いろんなこういう、うちらかて平群町しやないかんと思てますねん、緊急課題と思てますねんて、前の道路は狭いして、いろいろおっしゃってたやん。送迎についても狭隘な道路、一方通行でも

あるし、時間帯に一方通行やろ、あれ、ちゃうの。そういうことを言うたらね、そんなん地元へ行くのこれ1年間放つとくの、これ。わしに言わしたら放ってあったと言うで。その間、1年間お年寄り並びにベビーカーを持っての竜田川を利用されてる方の御苦勞、身に染みませんか、想定しませんか。

先ほど窪さんにお話しされたら、一定のこと、今年度中に何をすんねん、絵をかいたらよその家の敷地に絵をかくのは失礼やて、何を今年度中に決めんねんっていうことになりますよ。僕はね、ごまかしとは言わんけどもええ加減な答弁要らんねん。すぐに難しい問題ってわかってんねん。熱意の問題やねん、これは。課長、そやから何人御利用されるということも前調査してもうたやろ、あのときですらそうやんか、4駅してくれって僕言うてないで。4駅してあんねや。それ地域公共交通会議、社会資本整備交付金の金でやってはんねや。自分らみずから行きなはれよ、行かはったの1日だけちゃう、正直に言うて。そこやねん。調査した限りは一定の成果を出していかんな、前へ、一遍に階段乗りなさいって言うてないよ、3駅ね、あと東山の駅、元山上口の駅、平群駅は、まだいま正直な話、駅舎はそのままでございます。けれども前はようになります。竜田川の駅どうなります。そのままですしやろ、ずっと。

まだ地元のほうへ協議行くつちゅうこと、まだおっしゃらないの。まだそんな気ないの、なかったらないって言うてくださいや。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

再質問にお答えいたします。

まず、確かに議員御指摘のとおり地元の意向というのは大切にしたいと考えております。まだ道路所管課とも最後煮詰まっておりますし、こちらサイドで単独で行くこともできません。またその辺につきましても、また内部で協議してまいりたいと考えております。そういったことで、一定のやっぱり取りまとめをしてから地元へ御相談に行くという形で、まだ内部での所管課とも協議した上で一定取りまとめでいきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長

馬本君。

○12番

理解でけへん。いま議長、休憩してえな。内部って1年かかってんねや、内部で協議するって。地元へ行くだけの話やで。それまた三月も四月もかかるのかいな。次の議会は3月議会しかないんで、私だって一般質問というのは。ほん

なら3カ月余裕くださいっっちゃうことかいな。どやの、それ。

○議長

3時40分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 3時25分)

再 開 (午後 3時40分)

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

貴重な時間をとっていただきまして、ありがとうございます。

先ほど議員御提案のとおり、まず地元の意見をお聞きする、いわゆる地元との意見交換の場をできるだけ早い時期に持ちたいと思います。その上で内部でのこういった形にするかという形の協議に入りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長

馬本君。

○12番

それで地元の自治会と御相談されていろいろ御協議されて、1日も早くスロープが設置できますことを要望いたしまして、この件はこれで終わります。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

それでは、大きい4点目の質問をちょうだいしました。

かしのき荘の増改築に向けての進捗状況の報告ということでございます。

現在、老人福祉センターかしのき荘は、昭和57年開所、851.8平米、平成7年に増築をしておりますして143.8平米、合計で995.6平米でございます。古いもので32年が経過をし老朽化もしてきております。

また、利用者の増加に伴い手狭にもなっております。

かしのき荘につきましては、老朽化に対応した増築を含む検討をしております。増築につきましては、可能な場所として北側駐車場あるいは南側中庭

を検討してまいりましたが、北側では駐車場が半分ぐらいにつぶれてしまう、南側の中庭に増築をするというふうにしますと、本館から外が見えない、本館の日当たりが悪くなる等の問題が発生してまいります。そういう意味では現有地で増築をするというのは非常に困難な状況でございます。

かわって建てかえるということを考えますと、仮に建てかえをするという話をしますと、現有場所に建てかえをすれば、1年は最低、解体そして新築という工事になってまいりますので1年間かしのき荘の利用ができないという状況になってまいります。

それらの問題も含めてございます。全く違う場所に建てかえをするというふうに考えますと、用地の取得から含めて考えねばなりません。

いずれにいたしましても、これらの増築あるいは新築に係る補助メニューというのが具体的にございませぬ。そうなってまいりますと、町費で全額を負担をするということになってまいります。現状の財政状況を考えますと、早期に建てかえをするというのは財政的に非常に困難でございます。引き続き検討させていただきたいというふうにございませぬ。

○議長

馬本君。

○12番

増築についてはいろんな条件、現況の現有地を見れば非常に使い勝手が悪いような形になると、最終的には改築、現在のところを改築すれば1年間その施設を使えない、だからほかのところへ持っていかなければならないということを御答弁いただいでんけども、先ほど言いましたようにね、3年半前にね、このことについて私は一般質問取り上げております。平成23年6月議会。現状の施設の老朽化と利用者増に伴い、かしのき荘を建てかえるべきであるという質問をいたしました。それから3年6カ月ほどたっております。

そのときに、高齢化時代に遅れをとらないように対応していきたいので、建てかえるべきか増築を含む大規模改修をすべきかを調査し前向きに検討してまいりますという御答弁をいただきましたけど、いま担当課長から御答弁いただいた御答弁に非常にショックを受けております。正直な話、ショックを受けております。僕の質問には、質問させていただいてるのは、老人福祉センターかしのき荘の増改築に向けての進捗状況の報告と今後の予定についてお聞かせくださいと、そうならば3年半の間の進捗について、この建てかえか増築についてのね、会議は何回ぐらいしていただいたんですか、そしたら。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

福祉課内部の中の協議でございますので、全庁的に財政も含めての会議という話では、しておりません。

○議長

馬本君。

○12番

あのね、いま補助対象にもならないよ、町担100%でせねばならない、そんなメニューしかない、いろんなメニューないよということを内部で協議していただいたのは、3年半かかりますのかいな、というふうになるわけや。

ということはね、もちろん財政課とお話ししていただいたもんやというふうには私は3年半の間に、こういうぐあいに誰でも思うわけでございます、そこで前向きに検討してまいりますと、こうおっしゃっていただいたんでね、財政厳しい、いま現状は厳しいっていうのは、いろいろな財政についての御質問をされた議員さんもおいでになります。そのぐらい私も財政厳しいのわかっております。しかし、高齢化社会、少子・高齢化社会、いままでこの平群町を構築していただいた方々に感謝の意をね、やっぱり伝えなければならない、行政的な責務は私はあると思う。

ましてクラブ数では全国で一番といわれてるぐらいクラブ数、活発にしている団体もあります。介護予防の一つの政策としても、やっていたりしている拠点でもあります。

そのお部屋を取るのに、エントリーするのに非常に難しいというふうないろんな問題も発生をしておるわけでございます。そら、いままでの、私も議会議員としてちょうどことしで24年目を迎えるわけでございますが、財政いろいろ厳しいということはよくわかります。しかし、これは余談な話でございますが、開発公社の解散、先行取得債発行並びに第3セクター債、45億円あった開発公社を解散されたわけや、平準化をされた。まして駅前開発の件についても債務負担行為、保留地には議会が5億円の債務負担行為を満場一致で議会議決してるわけ。民間に売って差額が出た場合、民間に例えば15万しか売れへんかった、しかし保有地処分において30万、その15万、例えばその分については平群町で責任を持って組合に補てんしましょうというのが債務保留地処分の債務負担行為や。これもう議会の議決しましたよ。全会一致でした、たしか。いろいろ財政厳しいのよくわかります。

しかし、いまね、平群町でね、やっぱり介護予防、介護予防って、特に奈良県、健康長寿県一を目指している町長されどもね、やっぱりこの拠点は考えなあきまへんで、町長。担当課の方も。財政の方も。

いま失望したというのは、担当課内部だけで3年半考えて財政課との協議をやっていなかったということに失望を感じてるということです。ほんなら、それはそれとしときましよう。今後どうされますか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

議員御指摘のとおりでございます。当然、検討した結果を踏まえて財政課と財政的裏打ちをしていくために計画を立てていくための検討を図っていくというのが当然順当な流れだというふうに思っておりますので、そのことについては進めてまいりたいというふうに思います。

○議長

馬本君。

○12番

財政担当の大浦君どうですか。御答弁いただきたい。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいま、かしのき荘の建てかえの件でございますが、馬本議員のほうから御質問ということでございます。

財政担当という部分で御答弁申し上げるわけでございますが、非常にるるお述べいただいておりますように、御承知いただいておりますように非常に町の財政状況厳しい中でございます。一定、協議の場というのは常々持ちながら、どういうふうに財政展望なり、また原課のほうでの事務の円滑な執行という部分を見据えながら、協議をしていくことは全くやぶさかではございませんので、結果はどうかという部分はあるかと思いますが、また担当課のほうと協議はしてまいりたいというふうに考えております。

○議長

馬本君。

○12番

普通はこんで終わるねん。私は終わらへん。

第5次総合計画に建てかえの一つも入ってないねん、これ。これ忘れたんちゃうかと、私もチェックしている議員として反省はしてますよ、反省はしてますよ、正直な話、これ本会議やから。私のこと言うてんねんから。

これは建てかえ、第5次総合計画に入っていない、入っていないもんを大浦君はこれから財政と福祉課と検討していきます、その結果どうなるかわかりませ

ん、これはだめなの。なぜならば、これについて第5次総合計画に入っておりませんでしたので、それについては計画がありませんでしたので、この件については修理とか、修理をしてそのまま持たせていきますという答えが想定されるわけや。私の想定でっせ。私の想定です。

よく行政はおっしゃるねん。第5次総合計画に基づいて、10年間の計画ですな、これに基づいてうちの行政は予算並びに執行していきますと、こうおっしゃってるわけや常に。しかしここに入っていない。入っていないからはっきり聞きたいとこう言うてる。

ということはね、大浦課長、大浦課長に政策的なものやから町長にお聞きするのもええし、そらいろんな問題あるんやけど、僕がここへ入っていないのを見過ごしたということは僕反省してんねん、ほんまの正直な話。これ10年やったら44年、いまでね、あの施設32年たってまんねん、いまで、これ10年このままの話やったらね、42年になんねん。10年のプランやからね。さあ中間で修正されるか、それは別として、されてもまた三、四年かかったってもう10年や。

いま部屋を取るだけ、部屋をエントリーすんの大変やって、活動が大変活発にやっていたら、きょう誰かの質問でもありましたね、ある会の方が友愛活動されてる会を予防介護としてね、友愛活動をされてる団体もありますよというふうに御答弁されたんちゃうかな、行政側は。その拠点はそこちゃうかな。かしのき荘でしょ。

そこら辺、見据えてね、課長もう1回御答弁できますか。できなかつたらできないいうて言うてください。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

再質問にお答えをさせていただきます。

第5次総合計画の中で、おそらくおっしゃってくださってんのが高齢者福祉の部分かなと。確かに活字の中ではかしのき荘の建てかえなり、また大規模な改修という言葉は、このページの中の活字の中では入ってございません。ただ、一定この総合計画の中にこの文言があるなしにかかわらず、行政課題というのは日々社会情勢が変化する中であるものではございます。

一定こういう形で一般質問の場ということで議員から御提案いただいた中身につきましては、やっぱり我々理事者側も真摯に受けとめておるようなところでございます。

先ほども申しましたように、協議をしたからといって結果としてそれができ

るかというふうなことではございませんのですが、一定御提案いただいた部分につきましては、やはり真摯に受けとめて協議をしていくというのは、やはり行政のスタンスやと思っておりますので、その部分については御理解を賜れたらというふうに考えております。

○議長

馬本君。

○12番

財政厳しいの、よくわかりますねん。3年6カ月に前向きにするとおっしゃってん。今後はできるだけへんかわからん、その結果論は別として協議はいたします、そらそんでええ、大浦君の担当の立場でよろしいやん。

前向きに増築か、増築はできないから改築並びに新築やね、新しいところへ行ったら新築になりますわね、現有地だったら改築になりますわな。そこら辺見据えて町長、副町長からまず行こうな、副町長どう思いますか。失礼なお言葉言うた、そのかわり失礼な答弁しやんといてや、これからそやったら。順番に行かしていただこうと思っただけね。それどうですか。

○議長

副町長。

○副町長

いろいろとですね、施設の老朽化やニーズの高いものについて今後どういうふうに更新していくかということについての御心配の向き、私どもも非常にそこら辺は共感するものでございます。

私ども、いまいろんな形で順番に財政状況を見ながら施設の更新手がけております。その一つの判断基準としてはですね、やはり耐震化の問題でありますとか、それと耐震化を待たなくてもですね、老朽化をいま手がけて修理等をしておけば長寿命化が図れるとか、そういうところを総合的に眺めながらいま順位づけを行っているところでございます。

かしのき荘の件については、確かに第5次総合計画の中に漏れ落ちてございます。議員が平成23年6月に御質問があったこと、確かに私も記憶はしてございます。それは漏れ落ちていることについては大変申しわけございません。

ただ、一定内部の基準をつくる上でですね、やはりいま申し上げたようなところをまずは中心に考えておりますので、漏れてはおりますけれども、それは今後私ども平群町がやはり超高齢化社会ですか、超高齢社会を当然県下の中でも迎えておりますので、ニーズの高い施設については前向きに考えたいというのは理事者側の気持ちでございますので、その点はお汲み取りいただけたらと思います。

○議 長

馬本君。

○12番

正直にお話しただいて、副町長、ありがとうございます。漏れ落ちてるといことは、入れたかったけど忘れてました、私は議会議員としてチェックが怠ってたというふうに私は反省してます。

ということは、そこへ漏れ落ちたということは、そこへ第5次総合計画へ入れていただくと、エントリーじゃないけどもそういう気持ちで今後対応していただくという認識でいま受けとったわけです。それでよろしいですね、副町長。

そこで町長、3年6カ月前、町長が御答弁いただいたわけやねけど、町長これ前向きにね、新築なのか改築なのか、新しいところへ土地を求めておいでになんのか、それは別としてね、そこら辺もいろんなことを総合的にお考えなされて、公共施設の優先順位というのはつけておられると思うけども、そこら辺は町長どうですか。前向きに検討していただけますか。前向きに検討するっておっしゃったんですよ、3年6カ月前。ほんなら言葉悪いけども、それ同じことは繰り返しませんけど、具体的に検討していただけますかという日本語に変えますわ、そしたらどうですか。

○議 長

町長。

○町 長

財政の問題が非常にございますのでね、私もこの議会でもいろんな川原路線の問題とか駅前東線の問題とか大井手路線の問題とか、たくさん課題があるわけでございます。その中の一つでございまして、どれを優先的にやっていくかというのを、なかなかこれ難しい問題でございます。

一つは、先ほど少し副町長が触れましたけども、まずは例えば施設であれば耐震化ができてない施設を先に優先すべきでないかというふうなことも一つ問題がございます。そういうこともありました、ただ、おっしゃるとおり超高齢社会で高齢者がどんどん増えております、その中でかしのき荘が手狭になっているという課題があるのも認識しております。

ただ、平群町の財政状況を考えますとですね、これから国のいろんな地方創生の交付金も出てくるやもしれません。その辺を十分勘案しながら財政シミュレーションの中に放り込んでいきまして、いつの時点であったらできるかというようなことも検討していきたいというふうに思いますので、いましばらくちょっと調査研究させていただきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議 長

馬本君。

○12番

町長、調査研究はなされるのは御自由でございますけども、僕の認識として具体的に新築、改築どちらかのほうの施策をとっていただくように、前向きに具体的に調査研究していただくという認識でとらせていただいてよろしいですか。建設に向かって調査研究を具体的にやっていくということで認識としてよろしいですか。御理解で。

○議 長

町長。

○町 長

明確な時期はいま、きょう時点ではお示しできませんけども、そのようにしてまいりたいというふうに思っております。

○議 長

馬本君。

○12番

町長、ありがとうございます。時期的なものはそらね、大変で、漏れ落ちた物件でもありますし、第5次総合計画にね、それはそれとして超高齢化社会でございますので、非常にやっぱり寝たきり老人をつくらない、介護予防の拠点の施設としてもね、大変皆さん活躍され活動されてる施設でございますのでね、やっぱり町長、具体的に早急に調査研究されて、1日も早く建設されることを御要望いたします。

この件は、これで結構でございます。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、大きい5項目めのデマンドタクシーの導入についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目のコミバスの利用実態についての御質問でございますが、現在の利用状況の調査方法につきましては、各ルート別の利用者数、各停留所別、各時間帯別の利用者数を常時調査を継続しているところです。町外の方のコミバス利用がどれだけあるのか、観光支援にどの程度寄与できているのか等の詳細な数字はつかめてはおりませんが、実際に私もバスに乗車する中では利用者の利用目的をお聞きする中でも観光的な利用をされている方もございましたが、今後も利用者の御意見などをお聞きし、町の公共交通政策につきまして利

用実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

2点目のコミバス運行地域における公平性についての御質問でございます。

コミュニティバスの運行されていない地域からも、NCバス路線からコミュニティバスへの乗り継ぎや鉄道路線からコミュニティバスへの乗り継ぎ等の利用など、鉄道、路線バス及びコミュニティバス等々の公共交通を連携することによりまして町内各地からの利便性の向上を図り、利用促進と乗降客の増加を目指し、共存共栄させていく必要があります。このことが住民の利益や福祉の向上につながっていくと考えております。

コミバス導入の基本的な考え方は、交通空白地を減少させることでもございました。現行のルートにつきましては、いろいろな御意見を重視いたしまして設定しているところでございます。議員から御指摘いただいておりますコミバスを運行していない地域にお住まいの方、また御利用いただけない方が36%おられるということにつきましては、住宅密集地域を走行する既存の営業路線バスと運行地域が競合することから、コミバスの乗り入れしていない地域をコミバス運行をしておるところでございます。

3点目の御質問の、町が提出したデマンドタクシー資料と検証試算資料の差異、差額についての御質問でございますが、町が提出した資料につきましては、過去に平群町内でタクシーを利用されたデータをタクシー事業者から提供していただき、この数字を根拠といたしまして作成したものでございます。検証試算としての差額が約1.8倍もあるという御指摘につきましては、平群町内の各地域の方がデマンドを利用するという想定ではなくて、実際にタクシー会社に利用された利用のデータをいただきまして積算根拠としたことから約1.8倍の差異が生じたものでございます。

4点目のコミバスの最低需要基準に対する利用予測についての御質問でございますが、平成26年度につきましては、平群町公共交通相互連携規約で定めた中央循環ルート、現行の南北循環ルートの最低需要基準の1万8,200人という数字には至らないことが予想されます。その数字には至らないことが予想されます。今後も少しでも公共交通、中でもコミバスをご利用いただきますように、利便性の向上を目指し鋭意努力してまいりたいと考えております。

5点目のコミバスの実証運行及び新規運行におけるコストバランスについての御質問でございますが、運賃収入を委託経費の総額で割った収支率は25年度決算数値では西山間ルートで7.36%、中央循環ルート、南北ルートで5.09%、両方合わせての合計では5.787%の収支率となっております。

平群町の現状の財政状況では、平成27年度から国の補助金がなくなる状況では維持していくことは厳しい状況であると考えております。

現在の平群町の財政状況から、現行の乗車率でよいとは思っておりません。一定乗降客を増やし少しでも収支率が改善されるよう努力してまいりたいと考えております。

平群町の公共交通施策の柱として町民の健康維持に働きかける公共交通を提供する、通学通園支援を通じて世代を超えた交流に供する公共交通を提供する、町外者が利用することで観光支援等の地域活性化にも寄与する公共交通を提供する等々上げております。

御指摘いただいておりますコストバランスのあり方につきましては、実施運行、新規運行にかかわらず常に考えながら進めてまいりたいと考えております。

6点目の、平群町内の公共交通空白地についての御質問でございますが、公共交通空白地をなくすことが最大の目的でコミバス運行が始まりました。コミバスを公共交通空白地に運行していく考え方は変わりません。

しかしながら、コミバス車両の乗り入れが困難な地域につきましては、交通空白地の解消に至ってないところがございます。

7点目の、新園開園に対する通園対策としてデマンドタクシーを導入してはという御質問でございます。新園の通園方法といたしましては、保護者の方が利用する手段は何種類かございますが、議員からかねてより御提案のデマンドタクシー導入も有効な一つのツールであると考えております。新園の運営につきましては、所管課におきまして一定の議論をされ、アクセス手段としては園バスの導入は行わずコミバスを活用しての通園という方針から、本年11月に新たに新園にコミバスのバス停設置を想定したダイヤ、ルート見直しを行ったところでございます。来年の開園に向けてダイヤ、ルートの修正を行うことを予定しております。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

単刀直入に聞いていきます。単刀直入に御答弁ください。

実質上、観光を目的とされてコミバスを利用されてる調査はしていないという認識でよろしいですか。

2番目、36%の住民は利益を受けていないということで、私が言うてるのは税の公平性云々の話をしてるわけやけども、それについてはNCバスと競合するからNCバスが減になると、そうなったらコミュニティバスを入れることによって、デマンドとか入れることによってNCバスが廃線されることを危惧されるということを言いたいと思うねけど、僕はこの件については前に言うて

あるでしょ。某町では補助金を渡してはんねん。補助金。そういう政策もありますよと。

それと次、3番目のね、積算根拠の話やけど、僕これが一番重要視してんねん、今回の質問で。行政は机上の試算しはってん。机上の試算。机上。みずからが図ってしはったんちゃうねん。原点が違うって原点一緒やで。答弁間違ってるよ。あなた言うてんのは駅を原点としてるはずやで。竜田川駅、平群駅ね、元山上口駅、それから東山駅、そのとおり私走ってきたんですよ。その違いが1.8倍ありますよと、こう言うてんねん。

例えば、竜田川駅やったらここら辺の方が大体エリアで乗られるやろと、その積算根拠して、その差が1.8倍、それが、そこで僕答え、そんな答え僕いいですよ課長、イエスカノー、あなたが出しはった資料は公共交通会議並びに特別委員会の公共交通特別委員会に出しはった資料は自信ございますかとかこう書いてあるわけ。イエスカノーかで答えてください。

4番目、評価基準は尊重されますか。

5番目、コストバランスを考えるとこうおっしゃってる、コストバランス、県のコミバスの一定の基準は20%でございます。収支率。平群町の5.787、コストバランス考える。

きょう質問ありましたね、フリー切符か、それはそれで政策でされたらええねや。コストバランス考えるっておっしゃって、言うてはることと正反対や、私にしたら。コストバランスを、フリー切符にすると安なんねやろ、極端に言うたら、定期みたいなもんやろ極端に言うたら、何回乗れるか知りませんで、その手法は。普通の1回乗るより定期を買うたほうが安いんでしょ、普通は。3カ月やったら3カ月買うたら安いねや。ということは収支が収入が落ちるっちゅうことやろ。経費、言うときまっせ、それとコストバランスを今後考えていくっておっしゃったんやから、本当に考えられますか。

6番目、空白地帯にデマンドタクシーを対応するって、そら物理的にバスは入れませんところはようけあります、コミバス。タクシーはすっと入れます。そらもう当然なることでございます。

ここで言いたいのは、6番目で言いたいのは、コミバスはハード的にね、全部空白地帯はフォローできませんよっちゅうことを言いたいわけや。デマンドタクシーはフォローできますよということを言いたいわけ。

7番目の話ね、子どもさんのいろんな今回も請願書出ておりますけども、今度南のほうへ幼保一体ができますんで、いろんないままで2年間とかいろいろな話があって、そらタクシー、ジャンボタクシーになるのか普通のタクシー、そら知りませんよ、それは一定の金額が補てんされると思います。

けれどもね、2年やったら2年、5年やったら5年という話が出てるわけや。それはね、利用者並びに保護者やな、子どもの場合は、乳幼児の場合は保護者、保護者が選択できんのはデマンドタクシーやんか。それに対するフリーパスやないけど一定の減額措置すんのは、そら自由や、政策や、というふうに思うよ。それを兼ねての話で言いたいわけ、その件についてどう思いますか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の利用者の実態として、観光目的としているかどうかの件についてでございます。先ほども申し上げましたとおり運転手、ドライバーの方あるいはいろんなイベントをやるときにもアンケートを取ったりして利用状況をお聞きする、あるいは乗車駅がどこからどこまでかという、そういったルート別であるとか停留所別であるとか時間帯等々のデータにつきましては、常にとってるんですけども、それらの個々の方が何の目的で乗っておられるかと、それはバスに乗り込んで、私も何回も乗り込む中で、通学ですか買い物ですかということをお聞きする中で、たまたま観光的な利用をされてる方もあったということで、ただ観光目的ということに限定したというような調査もしておりません。町外からの利用者の方につきましては、なかなか利用目的っていうのはそこまで調査できてないのが状況でございますが、観光目的ということに限定しての調査ではないんですけども、引き続き利用の状況あるいは利用者のこういった状態であるかにつきましては注視してまいりたいと考えております。

2点目の、36%の方が利用できてないと、税の公平性という観点からの御質問でございます。先ほども申し上げましたとおり、NCバス、民間営業路線バスにつきましては、平群町でも住宅密集地を主に走っているということで、そういったことにつきましては、コミバスとの競合ということから過去からの経過におきましてもNCバス路線にはコミバスルートは設定していないということでございます。

ただ、そういったコミバスの走っていない、直接走っていないところからの方からでも鉄道を乗り継いでいただいて南のほうへ行く、あるいはNCバスを乗り継いでいただいてNCバス路線の走っていない西山間へ行くと、そういった公共交通の連携計画の中でも相互に利用していただくということで、全体としてその利便性の享受をしていただきたいと、そういった利用の促進を図っていただきたいという観点でございます。

直接的に走っていないという観点からは、その辺につきましては公平でないと

思われる方もおられるかと思えますけれども、相互的に利用するという観点での相互利用ということで考えていきたいと思っております。

それから、予算、積算、3点目のいわゆるデマンドタクシー利用での積算の資料ということでございます。

これも、いわゆる試算をするに当たりましての前提条件といたしまして、当然いま現在、実際には試走したということではなくて机上であるかという御質問でございます。実際に営業しているタクシー会社から一定期間の利用状況のデータをいただきまして、それを積算の根拠としたということでございます。当然近くの方という形のデータもありましたけれども、議員が実際にタクシーをチャーターして細かく試算されたら、そういったところまではなっていないと、特に信号等で停車すると当然タクシー料金も変わってまいります、そういった細かいところまでは試算できておりませんが、実際タクシー会社が出された資料によりまして、いまパソコン上で距離を測れるソフトがございまして、それで全部のいただいたデータにつきましては距離は測らせていただきました。それに基づきまして実際に車で走ってみて、いまトリップメーターで距離を測ってみましたら、実際その距離もほぼ式上で合っていたということでございます。

ただ、タクシー会社で利用されたというデータでございますので、全ての細かく網羅したということではございませんので、そういった前提条件が違うということから、積算の前提条件が違うということから、1.8倍もの差が出ているということで御理解いただきたいと思えます。

それが正しいか間違いかということを行いますと、一応一定の前提条件に基づく計算でございます。それも一つの答え、計算上は一つの答えで、前提条件によりまして答えであるということで御理解いただきたいと思えます。

あと、評価基準についての御質問でございます。確かに公共交通連携計画の中で評価基準を設定する中でですね、当然利用者数が最低需要基準あるいは目標基準に達していない場合につきましては、当然縮小や廃止と、そういったことを検討していかなくちゃならないと思えます。それにつきましても、以前から答弁させていただいておりますとおり、最低基準に達していないからといって直ちには廃止あるいは縮小するといったことにはできてない状況でございます。ただ、評価基準につきましては当然尊重しなければならないというふうに考えております。

コストバランスということにつきましては、先ほど申し上げました収支率で行きますと25年度では5.787%の収支率ということで、県のコミバス等に考えますと一定の標準的な収支率と、目安という形では20%というのを

されております。そういったとこ、そこの数字にはなかなか届いていないということで、実際問題この27年度から補助金がなくなる中では非常に財政的に厳しい状況でございますので、維持していくのは非常に厳しい状況であるということには変わりません。1人でも多くの乗降客を増やし収支率が改善される努力は続けてやっていきたいと考えております。

あと、コミバスにつきましては、先ほど申し上げましたとおり空白地を全て網羅するという事は、確かに道路の関係、コミバスの大きさ、車両の関係、道路の状況の考え方、状況からいきますと、全ての交通空白地を埋めるのは難しいということ、そのとおりでございます。

それから、最後もう一つありましたか、すみません。

○議 長

馬本君。

○12番

あのね、1番目で何を言いたいかというたらね、観光支援に寄与できるという評価は行政が出してんねん、行政が。コミバスは。そやからデマンドタクシーはあかんと言うたわけや、前。よう聞いてや。コミバスは観光支援につながりますと、文教厚生委員会でくれはったやん、資料。まだ覚えてんで、ここに。そやから、あんたはそれをちゃんと把握したかと言うてんねや、把握してないのはおかしいよということをお願いねん、まず。言うてることとしてること違うっていうことを御指摘してるだけね。今後されると思いますよ。今後していただくかどうか。本当に観光支援に寄与しているとなれば、おっしゃってるんやから、調査していただきたい。また返事くださいね。

2番目については、コミバス運行除外地域住民の36%が利用もできないのに、何が観光支援に寄与できるかの政策かと、こう言うてるわけや、僕にしたら。それより、まず税執行上の公平性を解消することが先決の政策ではないかと、僕の言いたいのは、コミバスいれよと言うてんのちゃうねんで、デマンドタクシーを対応しなさいという意味や。僕これ質問、デマンドタクシーについての質問してるねんで。何がコミバスの話してんのかという勘違いなされてんちゃうまっかとか言うてんねや。それについてお答えください。

町が提出した資料、これ3番目。条件が違います、ね、実質イエスかノーか言えない。何が条件ちゃうん。駅の、僕持ってますよ、その資料。皆駅を起点として利用されたもん違いますか。ましてね、これね、こんなこと言うたら失礼な話やけどね、某タクシー会社が7カ月間の平成25年10月1日から26年の4月30日までのやつを抜粋しただけやんか。そんなもん正式な資料か。

僕はそれを持って各駅から皆乗って、ここやったらどここの、ここやった

らこの地域がクリアできる、そのそこで起点として計算、タクシー会社は私ね、チャーターしましたけどね、メーターはおろしはりませんよ、おろさないよ、メーターをそこで基準書いて、普通のメーター、それに一定計算したんですよ。やればできるんですよ。けれどもタクシーやから同じ条件のタクシーで行ったわけ。軽四でも何でも行ってないよ。僕の車でも行ってない。僕の金を使うて僕は議会で言うたでしょ、自分の金を使うてやりますって9月に名言したでしょ。そやから行ったんです。したんですよ。

ましてね、インターネットで距離を拾えます、信号については知りまへんでした、何やそれ。それがデマンドタクシー導入につけての委員会とか協議会に出された資料かいな。初めから入れる気ないのかいな。そういうようになるよ。本当にね、本当にやで、住民の高齢化した、また狭隘な道路並びに高低差のある平群町の地形においてね、寝たきり老人をつくらない、ましてまたいろんな利便性を、お年寄りの利便性を特にですよ、90%お年寄りやからね、まして一番利用率が高いのはデマンドは夏なんですよ、夏。夏は暑いからバス停で待ってたら待たれへんということですよ、バス停で暑うて。そやからデマンドタクシーを三郷町はされてるわけや。

そこでや、それで何であなたがね、課長、私これ通告したの7日やこれ、いや9日やな、この資料詳細渡したのは確か8日や、そこからこれ行って皆自分の足で稼いできたか、僕の言いたいのはね、議会をばかにしたらあかんでって言いたいねん。公共交通会議をばかにしたらあかん、特別委員会をばかにしたらあかんでって。そんな資料、机上の資料を出して、また何か月間のやつの一部を抜粋して、そんな資料ってあるかいな。恥ずかしいでっせ。

それで、出された資料は自信ある資料か、あえてもう一度言うてください。もうイエスかノーで結構です。イエスやったらイエスって言うてください。それで結構でっせ。イエスやったらイエスで結構ですよ。

次、4番目やね、これね、今度僕の聞きたいのはね、評価基準を尊重されますか、されなすかと、もう答えイエスかノーかでええねん。もうそんなんほかの余計な言葉は要らんねん、もう。再々質問してるんやから、もう答えは簡単明瞭にしてください。

5番目ね、収支率、今度収支率上げていきます、県が20%と言うてます、コミバス、よっしゃ、三郷町のデマンドタクシー何%や、収支率、そのぐらいわかってるやろ。三郷町の、隣の三郷町の25年度の、25年度やで、収支率は何%か答えてください。こんなもんじゃないですよ、平群町みたいな。

コストバランス考えます、全然言うてること話ちゃうやん。

それとね、もう一つ言うとかけどね、今度の運行でも見たけども、いろいろ

人数減ってるわけやね、減ってるけども増えてるとこもあんねん。11月1日から11月見させてもらいました。

南北線は実質上増えてます。増えてます。それは何でか。ある地域、早朝に子どもを迎えに行かはんねん。迎えに行かはんねん早朝にな。榎原地区。

西山間線、これ減ってますねん。3便ほどこっちな、南北ルートに回しはったと思いまっせ。

差し引き、南北ルート151人4増えてまんねん。西山間ルート214人減ってますねん。差し引きマイナス63人減ってんねん、11月で。

ここでね、実質もっと南北ルート増えなあきませんねん。なぜならばね、大体七、八人子どもさんおいでになるということや。それを往復行かはったらね、8人として16や、それを20日行かはったらって320人増えやなあかんねん実態は。実態はでっせ。けれども実態151人しか増えてないねん。ということは、そんで答えわかるやろ。ほかの人乗っていないかもわからへん。

それと、ここでやで、これに使うてる金また別に要ってるやろ、早朝にしてもらうための委託料、銭増額してるやろ、ということをお願い。

今度、私がもう一つ言いたいのは幼保一体化施設、これも早朝してくれはるね、これも朝の便かな、増額のお金が要るわけや。そうでっしゃろ。そこら辺のコストバランスの話してんねんで。よう勘定してや。それで評価基準を上げようとか云々とか姑息なまねは、もうそれは構わへんねんて、私はコミュニティバスとデマンドタクシーを併用したらええと言うてんねや、最後答えは。

そやから、そこら辺も踏まえながらね、ちょっと御答弁、議長にいろんな質問外通告っておっしゃられるかどうか知りまへんで、私答え求めまへんで。言うときまっせ、この答えは求めません。けれども経過報告はしたのはそのことでもあります。よって、その件については一応4番目の質問にはしてます。それも11月分の発議はここには書いてません、けれどあえてつけてるだけでございます。

それで、5番目の三郷町の収支率、ごめんなさい5番ですね、収支率、三郷町は何%デマンドタクシーございますか。それも全部言うてください。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、観光に寄与できるかという御質問でございます。実態の調査ということで、いつも私もバスに乗り込んでいろいろ利用者の方には聞きます、何で乗っておられますかって。毎日乗ることもできませんので、その辺の実態調査っ

ていうのはどのようにしたらいいのか、結局は利用のバス停からどんな時間帯でどこへ乗られてるかという数字につきましては、ずっと把握することはできませんけども、西山間ルートとか乗ったときにお客さんの声を聞く中で、西山間のいわゆる桃源郷のあるところに行ってみると、特に観光シーズンでございました、10月ぐらいの観光シーズンでございました、そのときに乗り合わせたお客さんにお話を聞いたということの中でございます。

ただ、確かにほとんどが町内の方の利用です。町外の方の利用っていうのはそんなに多くはないというふうに認識しております。

それから、デマンドタクシー利用の積算根拠についてでございます。確かにデマンドタクシーについての積算の根拠になりますタクシーの利用状況についてでもございます。議員は実際のバスをチャーターされて実際の距離を測られたと、確かに私も車で、公用車で駅からの、最寄りの駅からそれぞれの地域、信貴畑、西山間等々もございますが、そういったところまでの何点かの何地域かにつきましては公用車、車でメーターで駅から実際走ってみて何キロあるかということは走行はしてみました。大体竜田タクシーからいただいたようなそういった数字になったんですけども、近いところはずっと、全部はやっておりませんので、全てのところはやっていないということで、そういった数字にはならないということでございます。

確かにタクシー会社が7カ月間の利用者の中から抜粋したデータであったということで、実態としてはその辺の数字であるということでございます。

それに基づく数字であるということでもありますので、イエスかノーか、これ正しいか間違いかと言われますと、先ほども申し上げましたように一定の積算の前提条件に基づく計算でございます。その計算のやり方ということにつきまして正しいか間違いかという議論はございますけども、計算の答えにつきましては、その計算式に基づく答えということで、前提条件による答えであったということで御理解いただきたいと思えます。

あと、それから評価基準についての御質問でございます。

当然先ほども申し上げましたとおり評価基準というのは公共交通連携計画の中で当初コミバスの利用の見直しについての指標にするということの前提でございます。これを全く無視することもできません。一定この数字につきましては先ほども申し上げましたとおり尊重していかなければならないというふうに考えております。

それから、11月からの改正に伴います見直しにつきましては、南北線が増えていると、これにつきましては通学の利用者がそちらのほうに乗っていただいているということでもございます。ただ、それに伴いましてですね、通学に利

用者は増えてるということで南北線は増えてるんですけども、来年4月からの新園の送迎を想定したバスルートということで、現在まだそこまでは、新園のどこまでバス停は入れておらないんですけども、それを想定したバスを走らすと、利用者の送迎あるいは送り迎えにつきましての入れるということの中で、西山間のバスを一定そういったほかの南北循環等に回しておりますので、西山間ルート の便数は減ったという状況でございます。そういったことによりまして若干西山間の利用客は減っていると、トータル的にはほとんどもう逆に変わらないというふうな状況に、対前年から見まして、すみません、ちょっと言葉足りませんが、平成25年度の11月時期から見ましてはトータル的には変わらなかったと、ただ10月ということに比べますと若干10月と比べますと減ってきているというような状況でございます。申しわけございません、ちょっと言葉足らずでした。

それから、三郷町の収支率の状況でございます。25年度の実績でお聞きしておりますのが40%、三郷町のデマンドタクシーの収支率は40%の率であったというふうにお聞きしております。

以上です。

○議 長

馬本君。

○12番

2番目の質問、コミバス運行除外地域の36%は利用できないのに、何が観光支援に寄与できるかと、それより税執行上の公平性を解消することが先決の政策ではないかをお聞かせくださいって、それはデマンドタクシーのことを導入してはどうですかという意味ですよ。それはどうですかって、こう言うてるねん。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

申しわけございません。ちょっと答弁漏れがございました。

確かにコミバスを利用されていないという方につきましては、直接的にはそういったコミバスの利用の恩恵を受けないということからは公平性が欠けるというふうに言われたら、確かに御指摘のとおりだと思います。そういったことを解消するためにデマンドを導入すれば全住民の方が平等にできるのでないかという議員の御意見につきましては、当然それはそのとおりだと思います。

ただ、平群町におきましては当初のコミバスの導入の経過から一定の導入方法につきましては一定のNCバスの走っていないところを走ると、それから公

公共交通の空白地域を網羅するという形で導入しております。そういった意味から、若干その公平性に欠けるのではないかという御指摘については、一定そういった議論もあろうかと思えます。

○議長

馬本君。

○12番

もうこれで答えが、もう時間が来ましたんで、時間もこんな時間やからある程度もう言います。これで答えわかりました。

1点目、要するに私たちにはコミバスは観光に寄与できるということを大きく訴えられてされてた、このデマンドタクシーはそれで入れられへんよと、こうおっしゃってた。私にはでっせ。私はそう感じてますねんけど。その政策はあくまでも把握できないということは、そんだけわからへんということや。ふわっとしたことでおっしゃってたというのは、それだけの効果、コミバスに乗っていただいて、いつごろ乗っていただいても把握もでけへん。一定のふわっとしたものの政策を私に、私はそういう取り方をいたします。

2番目についてはね、私はいま言うたように、これは2番目についてデマンドタクシーを36%の地域やったら全部入れたらね、全域やからね、ええんちゃうかと、こう言うたわけや。それは税の公平性も一定理解できますよって、もうこう言うてもうたらそれでええ、わかったらそれで結構なんです。ちょっと前進や。僕そのデマンドタクシー、NCの横へコミバス走らせと言うてんのちゃいますよ、勘違いせんといってくださいよ、デマンドタクシーは36%やったらもう全部フォローできるやんかと。

それと3番目についてね、条件がちゃう、条件がちゃうって先ほどからおっしゃるねんけどね、この条件は一緒なんですよ、これ。どこがちゃうの、これ。

これ全部駅やんか。自分これ資料、私持ってるよ、これ。これ全部見てみ、近鉄平群駅、近鉄東山駅起点、近鉄元山上口駅、近鉄竜田川駅、この起点をデータで抜粋して自分ら積算根拠にしたやつがこの間出した資料やんか、僕はそれ起点で僕は実証の試算したんや。検証したわけや。それで何で僕言うたか、例えば平群駅やったら平群駅のどこがタクシー乗った場合、起点一緒やからね、どこへ行ったらどこら辺の地域が大体把握できるよと、短いところもあれば遠いところもあつたら、真ん中やったら行けるでしょという感じでしたわけや。それで積算したわけや。条件は一緒なんです。あなたの条件が違うというのは違うねん。一緒やねん条件は。これやったらあなたの都合のええとこばかりとってんねや。何でて、竜田川駅から鳴川へ行くルートをとってるやん、これタクシー代。こんなルート、デマンドタクシーこんだけかかりまっせと言わんばか

りや。これをね、誠意のない資料といいます。議会をばかにしてんねん、こんなん。

なぜ私が自分の金1万数千円使うて、私は走ってきたんや、横へ乗せてもろてタクシーチャーターして、これは自分の金やから私は行くと言うたら行くんやから、ということは僕のデータが間違うてるとおっしゃるならば、徹底的にやりますよ次のときに、3月議会もやりますよ。

これね、あなたが出してはるデータね、行政が出してはるデータ、ちょっと一つだけ言うとかわ。近鉄竜田川駅から鳴川まで行ってんねや、このデータ。こんな積算してんねん。誰がそんな竜田川駅から鳴川までの積算組むの、ほんなら上がるやん金額、当たり前やん。そやからコミュニティバス、あのデマンドタクシーうちら上がりますよっちゅう、そういう基本持ってきたわけや。それに間違いないですか、このデータをつくられたんですか、間違いないですかと、その答弁だけしてください。

四つ目に、これは尊重されるということやから了解できます。それはそれで結構や。

5番目に、これ三郷町の何か収支率40%という、デマンドタクシーでっせ、おっしゃったんやから、うちら平群町何ぼですの、コミバスね、5.何ぼや。二つ全部合わせて、そやろ。

これでね、経営的な行政をやっていきますという政策かな、そやからそれだけ皆さんが、三郷町の住民がね、喜んで利用してはるわけや。平群もしましようなということをお言いたいわけや。それに収支率を上げます、もうここで議論しません。今村課長とはしません。収支率を上げますっておっしゃるんやから。次の機会までどんだけ収支率上げたか、またチェックさしてもらいますよ。どれだけの努力されたか。コストバランスを考えていくと、もちろん考えなあかんで。コストバランス考えんなら大変ですよ。

僕は何が言いたいかというと、そのコミバスですか、これがね、運行できへんようになってくんねん、終いに。住民がいろんな住民、利用されてない住民から批判も食らうねん。それは一定県の水準では収支率20%を一つのガイドラインにしましようって、県の方針が一つ出てるわけやろ。そこら辺はそこら辺と尊重されてってください。

最後に、もう結構ですさかいに一つだけ僕言うたの、このあえてもう1回3番目聞きますけども、この条件と私の条件は一緒ですか、一緒じゃないですか。

駅を起点としてるのは一緒ですか、一緒でないですかと聞いている。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどもお答えさせていただきました。公共交通会議、特別委員会に出させていただきました資料につきましては、タクシー会社からピックアップされたデータをいただきまして出したものでございます。全てのところを網羅してという、確かに駅を起点とすることは同じでございます。ただ、全てを網羅すると、網羅したというデータではございません。竜田タクシーのほうから出された資料に基づきまして出した資料でございまして、特に一つ指摘がございましたような、竜田川駅から鳴川へ行かれたといった、そういった特殊なデータも混じってございました。そういったものもでございます。

そういう意味では、議員が積算されたものにつきましては、一定それぞれの駅から最寄りの自治会というふうに想定されたものということでございますので、それはそちらのほう等も、また同じことになってしまうんですけども、前提条件が違うということになるんですけども、基本的には竜田川駅を基準にして、各駅を起点にしてという計算につきましては、もうデータの数が違いました。確かに全部を網羅しているということではございませんので、そこら辺での数字の差異は出てこようかと思えます。

○議長

馬本君。

○12番

私も怒ろうと思ったんやけどね、条件は一緒なんですよ。ここで皆駅が起点って書いてるやん。そやから僕はその起点を中心として軸としてそこら辺の地域はどのぐらいで行けるかということのを測ってきたわけやんか。それがいま言うた鳴川へ竜田川から行ってるやつも中に入ってますよ、これはちょっと間違いでしたなというたら、それはそんでええやんもう。もうこれ以上言わへんから。次の議会でちゃんとデマンドタクシーもう1回聞くから、各駅の起点ある程度のところ網羅できる、僕のこれ用紙持ってはると思うけど、一遍自分で測ってきてくれるか。その点どうやねん、約束できる。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

車のメーターを、トリップメーターいいですか、そういったものでつきましては何点か走らせていただきました。タクシーを使ってというのはなかなかできませんので、実際車で距離を測るという形で、最寄りの駅からということ

につきましては再度調査してまいりたいと考えております。

○議長

馬本君。

○12番

調査してください。私のやった行為が明らかなのか、あなた方がやった、出した資料が明らかなのか、次の議会を楽しみにしています。

それで、同じ条件で行ってくださいね。駅を起点としてどこの地域を網羅する、それで計算してください。おそらく私が走ったやつと余り差異ないはずですよ。ということをお願いしてですね、私の一般質問を終わります。議長ありがとうございました。

○議長

それでは、馬本君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 4時45分)